

調査資料報

令和6年9月

特 集

- 1 中核市の概要
- 2 部活動の地域移行について

お知らせ

- 1 議長会等の動き
- 2 委員会だより
- 3 図書室だより

長崎市議会事務局

目 次

◎特集 1 中核市の概要	3
◎特集 2 部活動の地域移行について	48
・ 調査の背景と目的	
・ 部活動の地域移行に関する調査取りまとめ結果	
◎議長会等の動き	64
◎委員会だより	67
◎図書室だより	70

長崎市の人口・面積（前年との比較）

	令和 6 年 8 月 1 日	令和 5 年 8 月 1 日	増 減
人 口	389, 194 人	394, 212 人	▲5, 018 人
男	179, 813 人	181, 990 人	▲2, 177 人
女	209, 381 人	212, 222 人	▲2, 841 人
世帯数	186, 459 世帯	186, 421 世帯	38 世帯
面 積	405. 69 km ²	405. 69 km ²	—

※人口、世帯数については推計人口

中核市の概要

本特集は、奈良市議会事務局が実施した令和6年4月1日現在の各中核市における議会等の概要についての調査結果を掲載しています。

	頁
1 各中核市議会事務局	4
2 各市の概要	6
3 当初予算	8
4 議員定数、議員報酬	10
5 費用弁償	12
6 公用車	14
7 政務活動費①	16
8 政務活動費②	18
9 行政視察	20
10 海外視察、姉妹都市・友好都市交流	22
11 委員会	24
12 会派	28
13 各派代表者会議	30
14 協議又は調整を行うための場	32
15 当初予算の審査方法	34
16 補正予算の審査方法	36
17 決算の審査方法	38
18 事務局職員	40
19 議会報	42
20 情報発信	44

1 各中核市議会事務局

令和6年4月1日現在

		電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	Eメールアドレス(調査依頼用)
1	函 館 市	0138-21-3761	0138-27-4185	040-8666	北海道函館市東雲町4-13	gikai@city.hakodate.lg.jp
2	旭 川 市	0166-25-6380	0166-24-7810	070-8525	北海道旭川市7条通9-48	chousa@city.asahikawa.lg.jp
3	青 森 市	017-734-5743	017-734-5824	030-8555	青森県青森市中央1-22-5	gikai-gjjichosa@city.aomori.aomori.jp
4	八 戸 市	0178-43-2145	0178-47-0744	031-8686	青森県八戸市内丸1-1-1	gikaisomu@city.hachinohe.lg.jp
5	盛 岡 市	019-626-7506	019-652-9105	020-8530	岩手県盛岡市内丸12-2	gikai@city.morioka.iwate.jp
6	秋 田 市	018-888-5782	018-888-5783	010-8560	秋田県秋田市山王1-1-1	ro-ccpr@city.akita.lg.jp
7	山 形 市	023-642-8404	023-641-9160	990-8540	山形県山形市旅籠町2-3-25	giji@city.yamagata-yamagata.lg.jp
8	福 島 市	024-525-3775	024-534-2520	960-8601	福島県福島市五老内町3-1	gi-giji@city.fukushima.lg.jp
9	郡 山 市	024-924-2521	024-938-2810	963-8601	福島県郡山市朝日1-23-7	soumugiji@city.koriyama.lg.jp
10	いわき市	0246-22-7535	0246-23-5112	970-8686	福島県いわき市平字梅本21	gikai-somugiji@city.iwaki.lg.jp
11	水 戸 市	029-232-9246	029-226-4177	310-8610	茨城県水戸市中央1-4-1	proceeding@city.mito.lg.jp
12	宇 都 宮 市	028-632-2612	028-632-2613	320-8540	栃木県宇都宮市旭1-1-5	u79002000@city.utsunomiya.tochigi.jp
13	前 橋 市	027-898-5911	027-243-3520	371-8601	群馬県前橋市大手町2-12-1	gikai-jimu@city.maebashi.lg.jp
14	高 崎 市	027-321-1280	027-327-8303	370-8501	群馬県高崎市高松町35-1	gikai@city.takasaki.lg.jp
15	川 越 市	049-224-6067	049-224-5394	350-8601	埼玉県川越市元町1-3-1	giji@city.kawagoe.lg.jp
16	川 口 市	048-257-1405	048-257-5500	332-8601	埼玉県川口市青木2-1-1	250.01050@city.kawaguchi.lg.jp
17	越 谷 市	048-963-9261	048-966-6006	343-8501	埼玉県越谷市越ヶ谷4-2-1	giji@city.koshigaya.lg.jp
18	船 橋 市	047-436-3014	047-436-3013	273-8501	千葉県船橋市湊町2-10-25	gikai-chosa@city.funabashi.lg.jp
19	柏 市	04-7167-1912	04-7167-0698	277-8505	千葉県柏市柏5-10-1	gikaishomu1@city.kashiwa.chiba.jp
20	八 王 子 市	042-620-7311	042-626-2458	192-8501	東京都八王子市元本郷町3-24-1	b241100@city.hachioji.lg.jp
21	横 須 賀 市	046-822-8460	046-824-2663	238-8550	神奈川県横須賀市小川町11	ga-ccs@city.yokosuka.lg.jp
22	富 山 市	076-443-2157	076-443-2196	930-8510	富山県富山市新桜町7-38	gjiityousa-01@city.toyama.lg.jp
23	金 沢 市	076-220-2392	076-260-7190	920-8577	石川県金沢市広坂1-1-1	gikai_chousa@city.kanazawa.lg.jp
24	福 井 市	0776-20-5506	0776-20-5744	910-8511	福井県福井市大手3-10-1	gikai@city.fukui.lg.jp
25	甲 府 市	055-237-5879	055-227-5126	400-8585	山梨県甲府市丸の内1-18-1	sigigiji@city.kofu.lg.jp
26	長 野 市	026-224-5056	026-224-5105	380-8512	長野県長野市大字鶴賀緑町1613	gikai@city.nagano.lg.jp
27	松 本 市	0263-34-3210	0263-34-9811	390-8620	長野県松本市丸の内3-7	gikai@city.matsumoto.lg.jp
28	岐 阜 市	058-265-3890	058-264-0653	500-8701	岐阜県岐阜市司町40-1	gjjichosa@city.gifu.gifu.jp
29	豊 橋 市	0532-51-2920	0532-55-9020	440-8501	愛知県豊橋市今橋町1	gikai-giji@city.toyohashi.lg.jp
30	岡 崎 市	0564-23-6971	0564-23-6538	444-8601	愛知県岡崎市十王町2-9	gikaigiji@city.okazaki.lg.jp
31	一 宮 市	0586-28-9138	0586-73-9120	491-8501	愛知県一宮市本町2-5-6	gjjichosa@city.ichinomiya.lg.jp

1 各中核市議会事務局

令和6年4月1日現在

		電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	Eメールアドレス(調査依頼用)
32	豊田市	0565-34-6665	0565-34-6566	471-8501	愛知県豊田市西町3-60	gikaichosa@city.toyota.aichi.jp
33	大津市	077-528-2640	077-521-0409	520-8575	滋賀県大津市御陵町3-1	otsu2002@city.otsu.lg.jp
34	豊中市	06-6858-2634	06-6846-5525	561-8501	大阪府豊中市中桜塚3-1-1	gikaisoumu@city.toyonaka.lg.jp
35	吹田市	06-6384-2644	06-6338-0920	564-8550	大阪府吹田市泉町1-3-40	gikaigiji@city.suita.lg.jp
36	高槻市	072-674-7212	072-674-7217	569-0067	大阪府高槻市桃園町2-1	gikaijim-82@city.takatsuki.lg.jp
37	枚方市	072-841-1528	072-841-0240	573-8666	大阪府枚方市大垣内町2-1-20	gikai@city.hirakata.lg.jp
38	八尾市	072-924-3885	072-922-4968	581-0003	大阪府八尾市本町1-1-1	sigikaijimukyoku@city.yao.lg.jp
39	寝屋川市	072-824-0010	072-822-0910	572-8555	大阪府寝屋川市本町1-1	gikai@city.neyagawa.osaka.jp
40	東大阪市	06-4309-3294	06-4309-3868	577-8521	大阪府東大阪市荒本北1-1-1	gjichosa@city.higashiosaka.lg.jp
41	姫路市	079-221-2024	079-221-2028	670-8501	兵庫県姫路市安田4-1	gik-chosa@city.himeji.lg.jp
42	尼崎市	06-6489-6103	06-6489-6105	660-8501	兵庫県尼崎市東七松町1-23-1	ama-seisakucyousa@city.amagasaki.hyogo.jp
43	明石市	078-911-2600	078-918-5112	673-8686	兵庫県明石市中崎1-5-1	gikai@city.akashi.lg.jp
44	西宮市	0798-35-3373	0798-33-6380	662-8567	兵庫県西宮市六湛寺町10-3	sigikai@nishi.or.jp
45	奈良市	0742-34-4790	0742-35-3022	630-8580	奈良県奈良市二条大路南1-1-1	chousa@city.nara.lg.jp
46	和歌山市	073-432-0022	073-424-9276	640-8511	和歌山県和歌山市七番丁23	gikaiseisaku@city.wakayama.lg.jp
47	鳥取市	0857-30-8442	0857-20-3959	680-8571	鳥取県鳥取市幸町71	gikai@city.tottori.lg.jp
48	松江市	0852-55-5432	0852-55-5533	690-8540	島根県松江市末次町86	gikai@city.matsue.lg.jp
49	倉敷市	086-426-3705	086-421-6700	710-8565	岡山県倉敷市西中新田640	lg-cadm@city.kurashiki.lg.jp
50	呉市	0823-25-3247	0823-24-7903	737-8501	広島県呉市中央4-1-6	gikaigiz@city.kure.lg.jp
51	福山市	084-928-1123	084-920-1104	720-8501	広島県福山市東桜町3-5	giji-chousa@city.fukuyama.hiroshima.jp
52	下関市	083-231-2414	083-234-5171	750-8521	山口県下関市南部町1-1	gkshomuk@city.shimonoseki.lg.jp
53	高松市	087-839-2808	087-839-2816	760-8571	香川県高松市番町1-8-15	gikai@city.takamatsu.lg.jp
54	松山市	089-948-6646	089-921-1110	790-8571	愛媛県松山市二番町4-7-2	gshomu@city.matsuyama.lg.jp
55	高知市	088-823-9400	088-823-9350	780-8571	高知県高知市本町5-1-45	kc-260100@city.kochi.lg.jp
56	久留米市	0942-30-9305	0942-30-9720	830-8520	福岡県久留米市城南町15-3	gjicho@city.kurume.lg.jp
57	長崎市	095-829-1200	095-829-1199	850-8685	長崎県長崎市魚の町4-1	gikai_gjichousa@city.nagasaki.lg.jp
58	佐世保市	0956-25-9604	0956-25-9674	857-8585	長崎県佐世保市八幡町1-10	gikai@city.sasebo.lg.jp
59	大分市	097-537-5645	097-537-5657	870-8504	大分県大分市荷揚町2-31	seisakuchosa@city.oita.oita.jp
60	宮崎市	0985-21-1853	0985-31-0979	880-8505	宮崎県宮崎市橘通西1-1-1	50cyousa@city.miyazaki.miyazaki.jp
61	鹿児島市	099-216-1450	099-216-1452	892-8677	鹿児島県鹿児島市山下町11-1	seimuchousa@city.kagoshima.lg.jp
62	那覇市	098-862-8108	098-862-8296	900-8585	沖縄県那覇市泉崎1-1-1	g-tyou001@city.naha.lg.jp

2 各市の概要

※ R6.4.1又はR6.3.31現在値。また公表値がない場合は「-」と表示

令和6年4月1日現在

	中核市移行 年月日	市制施行 年月日	住民基本台帳人口 (外国人を含む)※	推計人口※	推計世帯数※	面積(km ²)	備考
1 函 館 市	H17.10.1	T11.8.1	238,213	-	-	677.87	
2 旭 川 市	H12.4.1	T11.8.1	318,088	-	-	747.66	
3 青 森 市	H18.10.1	H17.4.1	265,073	261,306	117,155	824.61	
4 八 戸 市	H29.1.1	S4.5.1	216,596	-	-	305.56	
5 盛 岡 市	H20.4.1	M22.4.1	278,410	280,857	132,230	886.47	
6 秋 田 市	H9.4.1	M22.4.1	295,065	296,828	138,175	906.07	
7 山 形 市	H31.4.1	M22.4.1	236,855	240,485	103,868	381.58	住民基本台帳人口は、R6.3.31現在値
8 福 島 市	H30.4.1	M40.4.1	266,120	272,485	122,676	767.72	
9 郡 山 市	H9.4.1	T13.9.1	313,467	322,101	145,509	757.20	
10 いわき市	H11.4.1	S41.10.1	304,781	318,704	141,212	1,232.51	
11 水 戸 市	R2.4.1	M22.4.1	267,095	-	-	217.32	
12 宇都宮市	H8.4.1	M29.4.1	514,157	511,519	237,764	416.85	
13 前 橋 市	H21.4.1	M25.4.1	328,996	-	-	311.59	
14 高 崎 市	H23.4.1	M33.4.1	366,547	367,308	165,643	459.16	
15 川 越 市	H15.4.1	T11.12.1	352,836	-	-	109.13	
16 川 口 市	H30.4.1	S8.4.1	607,279	-	-	61.95	
17 越 谷 市	H27.4.1	S33.11.3	342,681	-	-	60.24	
18 船 橋 市	H15.4.1	S12.4.1	648,594	647,319	302,345	85.62	
19 柏 市	H20.4.1	S29.9.1	435,633	434,462	207,027	114.74	
20 八王子市	H27.4.1	T6.9.1	559,526	577,009	277,141	186.38	
21 横須賀市	H13.4.1	M40.2.15	381,052	371,930	165,975	100.81	
22 富 山 市	H8.4.1 ※H17.4.1合併により再指定	H17.4.1	404,870			1,241.70	推計人口及び推計世帯数は 次回校正時に回答予定
23 金 沢 市	H8.4.1	M22.4.1	442,895	455,179	211,188	468.81	
24 福 井 市	H31.4.1	M22.4.1	254,502	-	-	536.41	
25 甲 府 市	H31.4.1	M22.7.1	183,984	186,166	90,005	212.47	
26 長 野 市	H11.4.1	M30.4.1	363,343	-	-	834.81	
27 松 本 市	R3.4.1	M40.5.1	234,421	-	-	978.47	
28 岐 阜 市	H8.4.1	M22.7.1	399,492	-	-	203.60	
29 豊 橋 市	H11.4.1	M39.8.1	367,142	-	165,167	262.00	
30 岡 崎 市	H15.4.1	T5.7.1	383,141	-	-	387.20	
31 一 宮 市	R3.4.1	T10.9.1	377,661	-	-	113.82	

2 各市の概要

※ R6.4.1又はR6.3.31現在値。また公表値がない場合は「-」と表示

令和6年4月1日現在

		中核市移行 年月日	市制施行 年月日	住民基本台帳人口 (外国人を含む)※	推計人口※	推計世帯数※	面積(k㎡)	備考
32	豊田市	H10.4.1	S26.3.1	415,853	－	－	918.32	
33	大津市	H21.4.1	M31.10.1	343,371	344,375	155,983	464.51	
34	豊中市	H24.4.1	S11.10.15	405,989	398,087	180,569	36.60	
35	吹田市	R2.4.1	S15.4.1	382,336	392,381	189,435	36.09	
36	高槻市	H15.4.1	S18.1.1	346,189	－	－	105.29	
37	枚方市	H26.4.1	S22.8.1	393,047	－	－	65.12	
38	八尾市	H30.4.1	S23.4.1	260,074	－	－	41.72	
39	寝屋川市	H31.4.1	S26.5.3	225,140	－	－	24.70	
40	東大阪市	H17.4.1	S42.2.1	477,684	484,854	238,748	61.78	
41	姫路市	H8.4.1	M22.4.1	524,149	520,064	230,061	534.35	
42	尼崎市	H21.4.1	T5.4.1	457,237	453,811	226,702	50.71	住民基本台帳人口のみ令和6年3月31日現在値。
43	明石市	H30.4.1	T8.11.1	306,821	306,091	137,877	49.42	
44	西宮市	H20.4.1	T14.4.1	481,134	482,467	220,789	100.18	
45	奈良市	H14.4.1	M31.2.1	348,285	348,686	158,321	276.94	推計人口及び推計世帯数はR6.3.1現在
46	和歌山市	H9.4.1	M22.4.1	354,837	345,973	158,772	208.85	
47	鳥取市	H30.4.1	M22.10.1	180,123	182,710	78,046	765.31	
48	松江市	H30.4.1	H17.3.31	194,814	－	－	572.99	
49	倉敷市	H14.4.1	S42.2.1	474,330	－	－	356.07	
50	呉市	H28.4.1	M35.10.1	203,549	広島県HPで公表 ※現時点で最新値の更新なし	〃	352.83	
51	福山市	H10.4.1	T5.7.1	456,265	452,499	196,654	517.72	住民基本台帳人口は令和6年3月末現在 推計人口及び推計世帯数は令和5年10月1日現在
52	下関市	H17.10.1	H17.2.13	245,275	242,086	113,701	716.28	
53	高松市	H11.4.1	M23.2.15	417,963	409,341	191,209	375.65	
54	松山市	H12.4.1	M22.12.15	497,887	499,326	244,104	429.35	
55	高知市	H10.4.1	M22.4.1	314,116	314,997	153,956	309.00	
56	久留米市	H20.4.1	M22.4.1	300,516	－	－	229.96	
57	長崎市	H9.4.1	M22.4.1	393,052	389,895	185,617	405.69	
58	佐世保市	H28.4.1	M35.4.1	234,504	230,873	102,670	426.01	
59	大分市	H9.4.1	M44.4.1	473,101	－	－	502.39	
60	宮崎市	H10.4.1	T13.4.1	395,060	394,609	187,502	643.57	
61	鹿児島市	H8.4.1	M22.4.1	592,631	584,085	284,769	547.61	
62	那覇市	H25.4.1	T10.5.20	313,463	312,099	148,650	41.46	

3 当初予算

※1 今年度又は前年度の当初予算が、骨格予算又は暫定予算の場合は「-」と表示

※2 今年度の当初予算が骨格予算の場合は「骨格」、暫定予算の場合は「暫定」と表示

令和6年4月1日現在

	一般会計 (千円)	特別会計 (千円)	企業会計 (千円)	当初予算計 (千円)	対前年 増減率 (%)※1	備考 ※2	議会費 (千円)	一般会計 構成比 (%)	対前年 増減率 (%)
1 函 館 市	143,270,000	96,399,517	51,656,901	291,326,418	-		344,463	0.24	▲ 1.7
2 旭 川 市	171,570,000	82,723,865	43,736,011	298,029,876	1.7		466,125	0.27	▲ 0.0
3 青 森 市	128,624,000	89,793,000	44,038,000	262,455,000	-		599,786	0.47	0.6
4 八 戸 市	96,100,000	52,312,400	45,048,571	193,460,971	0.8		513,475	0.53	▲ 13.2
5 盛 岡 市	121,330,000	58,419,140	34,181,960	213,931,100	1.3		644,125	0.53	0.1
6 秋 田 市	143,990,000	73,815,785	44,410,259	262,216,044	4.8		660,274	0.46	▲ 0.7
7 山 形 市	102,118,000	50,709,226	42,814,110	195,641,336	2.1		664,484	0.65	▲ 0.8
8 福 島 市	117,700,000	57,056,589	24,363,092	199,119,681	0.1		642,867	0.55	▲ 0.3
9 郡 山 市	141,540,000	68,407,887	36,121,262	246,069,149	3.3		669,689	0.47	3.0
10 いわき市	144,635,282	102,758,527	66,489,183	313,882,992	1.6		667,641	0.5	▲ 3.1
11 水 戸 市	119,825,000	54,150,900	30,846,400	204,822,300	1.0		561,720	0.47	3.7
12 宇都宮市	229,650,000	124,006,574	51,168,891	404,825,465	4.3		955,587	0.42	1.5
13 前 橋 市	34,190,087	12,910,169	3,093,425	50,193,681	-	暫定	152,467	0.45	▲ 80.3
14 高 崎 市	168,290,000	77,848,254	24,153,956	270,292,210	0.8		670,868	0.40	▲ 1.5
15 川 越 市	128,350,000	67,311,500	22,137,011	217,798,511	5.0		637,105	0.50	▲ 0.8
16 川 口 市	255,460,000	144,955,600	60,414,000	460,829,600	4.8		927,619	0.36	▲ 0.1
17 越 谷 市	115,700,000	61,392,000	24,997,200	202,089,200	3.8		582,492	0.50	▲ 0.3
18 船 橋 市	235,250,000	115,732,000	67,407,347	418,389,347	4.8		977,900	0.42	▲ 0.7
19 柏 市	165,870,000	81,552,000	31,204,420	278,626,420	-	骨格	655,830	0.40	0.4
20 八王子市	227,200,000	196,544,993	21,485,842	445,230,835	-	骨格	756,665	0.33	0.7
21 横須賀市	168,920,000	111,241,000	68,604,000	348,765,000	6.4		771,330	0.46	▲ 3.6
22 富 山 市	175,811,218	136,331,292	47,555,212	359,697,722	1.6		717,331	0.41	▲ 1.6
23 金 沢 市	190,400,000	96,033,040	56,565,500	342,998,540	2.2		889,673	0.47	0.0
24 福 井 市	129,305,000	75,615,000	30,549,000	235,469,000	▲ 1.1		684,997	0.53	▲ 0.1
25 甲 府 市	80,793,965	44,766,898	38,195,681	163,756,544	2.9		541,205	0.67	▲ 0.1
26 長 野 市	165,030,000	77,833,000	39,987,100	282,850,100	1.8		683,990	0.41	▲ 4.7
27 松 本 市	101,290,000	52,234,060	27,482,840	181,006,900	-		455,880	0.45	暫定
28 岐 阜 市	186,040,000	132,265,800	58,189,289	376,495,089	5.2		787,350	0.42	▲ 2.3
29 豊 橋 市	145,110,000	79,087,000	70,903,000	295,100,000	10.7		647,709	0.45	1.8
30 岡 崎 市	140,410,000	74,410,694	65,882,280	280,702,974	5.1		696,179	0.50	▲ 0.4
31 一 宮 市	135,540,000	76,613,996	57,003,539	269,157,535	5.9		613,090	0.45	1.2

3 当初予算

※1 今年度又は前年度の当初予算が、骨格予算又は暫定予算の場合は「-」と表示

※2 今年度の当初予算が骨格予算の場合は「骨格」、暫定予算の場合は「暫定」と表示

令和6年4月1日現在

		一般会計 (千円)	特別会計 (千円)	企業会計 (千円)	当初予算計 (千円)	対前年 増減率 (%)※1	備考 ※2	議会費 (千円)	一般会計 構成比 (%)	対前年 増減率 (%)
32	豊田市	195,426,534	72,999,729	35,330,354	303,756,617	2.6		891,082	0.5	1.5
33	大津市	138,371,284	76,688,977	35,479,862	250,540,123	9.1		639,385	0.46	4.0
34	豊中市	184,423,918	94,079,812	60,567,660	339,071,390	2.8		663,431	0.40	▲ 0.9
35	吹田市	170,848,624	82,404,484	29,143,452	282,396,560	7.0		710,199	0.42	▲ 6.5
36	高槻市	140,410,987	84,177,738	27,107,443	251,696,168	-	骨格	663,199	0.47	3.6
37	枚方市	155,700,000	86,938,000	47,283,729	289,921,729	1.3		672,492	0.43	2.8
38	八尾市	119,006,903	66,450,073	47,333,146	232,790,122	-		471,021	0.40	▲ 3.1
39	寝屋川市	99,090,000	53,511,000	19,179,000	171,780,000	-		414,436	0.42	▲ 4.5
40	東大阪市	221,683,331	129,126,204	46,653,437	397,462,972	3.4		786,271	0.35	▲ 0.5
41	姫路市	236,100,000	113,474,347	59,029,915	408,604,262	5.4		1,014,716	0.43	▲ 0.5
42	尼崎市	229,205,000	104,827,305	107,190,431	441,222,736	8.7		815,623	0.36	▲ 0.3
43	明石市	126,278,554	69,897,549	26,208,594	222,384,697	0.9		578,265	0.46	3.2
44	西宮市	203,209,758	94,439,491	46,387,437	344,036,686	3.6		856,141	0.42	▲ 0.9
45	奈良市	162,722,110	82,868,500	27,104,315	272,694,925	4.8		647,380	0.40	▲ 2.2
46	和歌山市	150,230,390	96,112,040	41,503,608	287,846,038	0.5		882,650	0.59	▲ 0.1
47	鳥取市	107,400,000	40,663,141	35,962,905	184,026,046	3.9		456,376	0.42	0.8
48	松江市	106,415,000	46,043,663	41,199,163	193,657,826	0.4		474,714	0.45	▲ 2.0
49	倉敷市	203,939,887	100,532,184	114,384,737	418,856,808	-	骨格	873,495	0.43	▲ 2.6
50	呉市	108,960,000	52,062,262	28,052,452	189,074,714	1.7		595,527	0.55	0.8
51	福山市	190,190,000	98,309,925	78,396,528	366,896,453	1.3		768,583	0.40	3.6
52	下関市	131,200,000	77,383,610	185,767,712	394,351,322	6.3		570,366	0.43	0.2
53	高松市	171,900,000	118,320,008	35,522,328	325,742,336	5.5		742,456	0.43	0.4
54	松山市	219,725,000	153,539,300	51,241,100	424,505,400	5.2		854,326	0.39	3.4
55	高知市	156,100,000	106,910,000	32,726,400	295,736,400	3.4		662,577	0.42	2.6
56	久留米市	146,400,000	107,345,000	24,256,000	278,001,000	0.9		641,953	0.44	0.3
57	長崎市	231,050,000	117,501,202	36,030,349	384,581,551	2.8		855,958	0.37	▲ 1.3
58	佐世保市	121,150,901	92,865,437	23,391,177	237,407,515	1.9		583,868	0.48	▲ 3.3
59	大分市	211,850,000	105,519,000	45,905,000	363,274,000	-		928,805	0.44	0.8
60	宮崎市	184,000,000	110,538,000	41,351,000	335,889,000	2.5		717,458	0.39	▲ 0.9
61	鹿児島市	282,524,000	135,772,000	78,365,000	496,661,000	1.5		1,039,903	0.37	3.4
62	那覇市	174,789,000	75,333,523	15,368,002	265,490,525	2.0		783,334	0.45	▲ 0.6

4 議員定数、議員報酬

※ 報酬額が一時的に削減されている場合は、削減前の額を上段に記載、削減後の額を下段に括弧書きで記載し、備考欄に削減期間や削減率を記載

令和6年4月1日現在

		議員定数(人)			議員報酬 ※								備 考
		条例 定数	現員 数	直近改選 時期	議長 (円)	副議長 (円)	委員長 (円)	副委員長 (円)	議員 (円)	期末 手当	加算率 (%)	正副委員長報酬 の対象となる委員会	
1	函 館 市	27	27	R5.5	630,000	560,000	-	-	510,000	4.50	20	-	
2	旭 川 市	34	34	R5.5	630,000	560,000	-	-	520,000	4.50	20	-	
3	青 森 市	32	32	R4.11	658,000	603,000	-	-	580,000	3.30	20	-	
4	八 戸 市	28	28	R5.5	687,000	626,000	-	-	597,000	3.30	20	-	
5	盛 岡 市	38	38	R5.8	711,000	645,000	-	-	617,000	3.50	20	-	
6	秋 田 市	36	36	R5.5	704,000	655,000	-	-	625,000	3.225	20	-	
7	山 形 市	33	33	R5.5	740,000	690,000	-	-	640,000	3.35	45	-	
8	福 島 市	35	35	R5.7	682,000	635,900	-	-	599,000	3.40	20	-	
9	郡 山 市	38	38	R5.9	685,000	638,000	-	-	600,000	3.35	20	-	
10	いわき市	37	35	R2.10	700,000	660,000	-	-	630,000	3.35	20	-	
11	水 戸 市	28	28	R5.5	700,000	630,000	-	-	590,000	3.40	45	-	
12	宇都宮市	45	45	R9.5	800,000	710,000	-	-	670,000	4.50	20	-	
13	前 橋 市	38	38	R3.2	655,000	620,000	-	-	585,000	3.40	45	-	
14	高 崎 市	38	38	R5.4	635,000	605,000	-	-	570,000	4.45	20	-	
15	川 越 市	36	36	R5.5	641,000	588,000	-	-	576,000	4.50	20	-	
16	川 口 市	42	42	R5.5	748,000	684,000	-	-	641,000	3.70	45	-	
17	越 谷 市	32	32	R5.5	657,000	591,000	-	-	575,000	4.50	20	-	
18	船 橋 市	50	50	R5.4	759,000	686,000	-	-	613,000	4.40	20	-	
19	柏 市	36	36	R5.9	677,600	605,600	-	-	585,300	4.50	20	-	
20	八王子市	40	38	R1.5	750,000	680,000	630,000	-	610,000	4.65	20	議会運営委員会、常任委員会	
21	横須賀市	39	38	R5.5	743,000	680,000	-	-	646,000	3.40	45	-	
22	富 山 市	38	35	R3.4	715,000	645,000	-	-	600,000	3.40	45	-	
23	金 沢 市	38	38	R5.5	810,000	745,000	-	-	700,000	3.40	40	-	
24	福 井 市	32	31	R1.5	740,000	670,000	-	-	630,000	3.40	40	-	
25	甲 府 市	32	32	R1.5	660,000	610,000	-	-	590,000	3.40	20	-	
26	長 野 市	36	36	R5.9	732,000	654,000	-	-	606,000	3.40	45	-	
27	松 本 市	31	31	R5.5	617,000	554,000	-	-	497,000	3.40	45	-	
28	岐 阜 市	38	38	R5.5	770,000	700,000	-	-	650,000	4.45	20	-	
29	豊 橋 市	36	35	R5.5	716,000	651,000	-	-	585,000	3.40	45	-	
30	岡 崎 市	37	37	R2.10	736,000	668,000	-	-	614,000	3.40	45	-	
31	一 宮 市	38	38	R5.4	648,000	596,000	-	-	553,000	3.40	45	-	
32	豊 田 市	45	45	R5.4	767,000	698,000	-	-	649,000	3.40	45	-	
33	大 津 市	38	38	R5.4	657,000	611,000	-	-	563,000	3.35	20	-	

4 議員定数、議員報酬

※ 報酬額が一時的に削減されている場合は、削減前の額を上段に記載、削減後の額を下段に括弧書きで記載し、備考欄に削減期間や削減率を記載

令和6年4月1日現在

		議員定数(人)			議員報酬 ※								備考
		条例 定数	現員 数	直近改選 時期	議長 (円)	副議長 (円)	委員長 (円)	副委員長 (円)	議員 (円)	期末 手当	加算率 (%)	正副委員長報酬 の対象となる委員会	
34	豊中市	34	34	R5.5	730,000	690,000	-	-	635,000	4.50	20	-	
35	吹田市	36	34	R5.5	740,000	700,000	-	-	650,000	4.35	20	-	
36	高槻市	34	34	R5.4	750,000	710,000	680,000	-	660,000	4.45	20	議会運営委員会、常任委員会	
37	枚方市	32	32	R5.4	766,000	727,000	688,000	679,000	669,000	4.50	20	議会運営委員会、常任委員会	
38	八尾市	26	26	R5.5	700,000	650,000	-	-	610,000	4.30	20	-	
39	寝屋川市	24	24	R5.4	745,000 (679,000)	705,000 (639,000)	670,000 (604,000)	665,000 (599,000)	660,000 (594,000)	4.25	20	議会運営委員会及び予算決算 常任委員会の委員長・副委員長 は除く。	当面の間は、月額報酬は 下段()内の金額。ただし、期 末手当は上段の金額を基に 算出。
40	東大阪市	38	38	R5.10	720,000	666,000	-	-	630,000	3.90	20	-	
41	姫路市	45	45	R5.5	823,000	747,000	-	-	685,000	4.50	20	-	
42	尼崎市	42	41	R3.6	797,000	717,000	-	-	640,000	3.40	45	-	
43	明石市	30	30	R5.4	732,000	667,000	-	-	602,000	4.45	20	-	
44	西宮市	41	41	R5.5	827,000 (785,650)	748,000 (710,600)	707,000 (671,650)	692,000 (657,400)	687,000 (652,650)	4.40	20	議会運営委員会、常任委員会	令和6年4月から令和7年3月 まで議員報酬を5%削減。あ わせて、期末手当も同率削 減。
45	奈良市	39	37	R3.7	733,000	644,000	-	-	596,000	3.30	45	-	
46	和歌山市	38	38	R5.5	790,000	720,000	-	-	660,000	4.50	20	-	
47	鳥取市	32	32	R4.12	584,000	513,000	-	-	475,000	3.40	45	-	
48	松江市	34	31	R3.4	584,000	504,000	-	-	475,000	3.40	40	-	
49	倉敷市	43	41	R3.2	780,000	720,000	-	-	670,000	4.50	20	-	
50	呉市	32	32	H5.4	660,000	600,000	560,000	555,000	550,000	4.50	20		期末手当の額は、議員報酬 の月額から当該額の20%(議 長にあっては24%)に相当する 額を減じて得た額
51	福山市	38	35	R2.5	765,000	685,000	-	-	635,000	4.50	20	-	
52	下関市	34	34	R5.2	655,000	590,000	572,000	558,000	545,000	2.40	45	議会運営委員会、常任委員 会	議員定数条例を令和5年12月 21日に改正し、定数は32人と なった。改正後の定数は、令 和9年2月の改選から適用。
53	高松市	40	40	R5.4	727,000	647,000	-	-	608,000	3.40	20	-	
54	松山市	43	43	R4.5	732,000	654,000	-	-	623,000	3.40	20	-	
55	高知市	34	34	R5.5	678,000	615,000	-	-	585,000	3.40	20	-	
56	久留米市	36	36	R5.4	683,000	616,000	-	-	582,000	3.40	45	-	
57	長崎市	40	40	R5.5	744,000	679,000	-	-	625,000	3.40	35	-	
58	佐世保市	33	33	R5.5	662,000	602,000	573,000	568,000	563,000	3.30	20	常任委員会、特別委員会、議 会運営委員会	
59	大分市	44	44	R3.2	766,000	695,000	-	-	641,000	3.40	40	-	
60	宮崎市	40	39	R5.4	696,000	625,000	-	-	583,000	3.40	20	-	
61	鹿児島市	45	42	R2.4	790,000	738,000	696,000	-	686,000	3.40	20	常任委員会、議会運営委員 会	
62	那覇市	40	39	R3.8	694,000	626,000	-	-	586,000	3.30	20	-	

5 費用弁償

令和6年4月1日現在

	支給 有無	金額/日	対象会議
1 函 館 市	有	公共交通機関:実費額 自家用車:37円/km 2km未満は支給しない	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会
2 旭 川 市	無	-	-
3 青 森 市	無	-	-
4 八 戸 市	無	-	-
5 盛 岡 市	有	住居から本庁舎までの距離が2km以上に支給 2km以上4km未満300円から2kmごとに区分し50km以上4,000円を上限とする	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、協議等の場 ※重複支給はしない
6 秋 田 市	無	-	-
7 山 形 市	無	-	-
8 福 島 市	有	本会議または委員会の招集に応じた議員の居住地から議事堂までの距離により支給(4km未満 1,000円、4km以上8km未満 1,500円、8km以上 2,000円)	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、協議等の場 ※重複支給はしない
9 郡 山 市	無	-	-
10 いわき市	有	1kmにつき37円	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、協議等の場 ※重複支給はしない
11 水 戸 市	無	平成22年4月1日より、当分の間、支給を停止している	-
12 宇 都 宮 市	無	-	-
13 前 橋 市	無	-	-
14 高 崎 市	無	-	-
15 川 越 市	有	住居から議事堂までの片道の距離が2km以上に支給。・2km以上4km未満130円・4km以上6km未満160円・6km以上8km未満210円・8km以上10km未満270円・10km以上320円	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、協議等の場 ※重複支給はしない
16 川 口 市	有	日額 5,000円	本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会又は川口市議会会議規則(昭和49年議会規則第1号)第166条第1項及び第2項の規定により設けられた協議等の場に出席した場合。 ※重複支給はしない
17 越 谷 市	無	-	-
18 船 橋 市	無	-	-
19 柏 市	無	-	-
20 八王子市	無	-	-
21 横須賀市	無	-	-
22 富 山 市	無	-	-
23 金 沢 市	有	4,000円	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、協議等の場 ※重複支給はしない
24 福 井 市	無	-	-
25 甲 府 市	無	-	-
26 長 野 市	有	当該議員の住居と勤務場所との間を合理的な経路により往復した場合の距離に1キロメートル当たり 37円を乗じて得た額	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、協議等の場 ※重複支給はしない
27 松 本 市	有	当該議員の住居と勤務場所との間を合理的な経路により往復した場合の距離に1キロメートル当たり 37円を乗じて得た額	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、協議等の場 ※重複支給はしない
28 岐 阜 市	無	-	-
29 豊 橋 市	無	-	-
30 岡 崎 市	無	-	-
31 一 宮 市	無	-	-
32 豊 田 市	有	一般職の職員の通勤手当の例により算定した額	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、全員協議会、常任・特別委員長会議 ※重複支給はしない
33 大 津 市	有	2km以上10km未満500円 10km以上15km未満1,000円 15km以上20km未満1,500円 20km以上2,000円	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、全員協議会、議会広報広聴委員会 ※重複支給はしない
34 豊 中 市	無	-	-

5 費用弁償

令和6年4月1日現在

	支給 有無	金額/日	対象会議
35 吹田市	無	-	-
36 高槻市	無	-	-
37 枚方市	無	-	-
38 八尾市	無	-	-
39 寝屋川市	無	-	-
40 東大阪市	無	-	-
41 姫路市	有	陸路:37円/km 水路:船賃 公用車利用時は支給なし	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会
42 尼崎市	無	-	-
43 明石市	無	-	-
44 西宮市	無	-	-
45 奈良市	無	-	-
46 和歌山市	無	-	-
47 鳥取市	無	-	-
48 松江市	有	5km未満:1,000円/日 5km以上～15km未満:2,000円/日 15km以上:3,000円/日	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、全員協議会、議会広報等委員会 ※重複支給はしない 正副議長につき公用車利用時は支給なし
49 倉敷市	無	-	-
50 呉市	有	2,000円	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、協議等の場 ※重複支給はしない
51 福山市	有	身体上の障害、身体機能の低下その他の理由により、その移動が著しく困難であると議長が認めた議員に限り、本人の申出により、住居から議事堂までの距離に応じた費用弁償を支給する。 (1)住居から議事堂までの距離が5km未満 1,000円 (2)住居から議事堂までの距離が5km以上10km未満 2,000円 (3)住居から議事堂までの距離が10km以上 4,000円 2018年(平成30年)10月1日から施行(2018年(平成30年)9月25日議決)	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、協議等の場
52 下関市	有	20円×自宅からの往復距離(1km未満切り捨て) 全行程の一部に公用車等利用の場合は算出額の1/2相当額 全行程公用車等利用の場合は費用弁償支給なし	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、協議等の場(議会広報部会:但し重複支給はしない)
53 高松市	有	3,000円	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会
54 松山市	有	議員の住居と議場との間を最も経済的かつ合理的と議長が認めた経路及び手段により往復する場合に要する交通機関の運賃相当額を支給する。ただし、公用自動車を利用した場合又はオンラインによる方法で出席した場合は、費用弁償は行わない。	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会
53 高知市	無	4km未満4,000円、4km以上4,500円(平成17年4月1日から支給凍結中)	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会
56 久留米市	無	-	-
57 長崎市	無	-	-
58 佐世保市	有	住居から本会議等の開催場所までの片道の路程の区分に応じ、下記に定める額 2km未満:日額 3,000円、2km以上 5km未満:日額 3,500円、5km以上10km未満:日額 4,000円、10km以上15km未満:日額 4,500円、15km以上日額 5,000円 ※公用車を使用した議長等の費用弁償の額は、日額 3,000円	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、全員協議会、各常任委員会協議会
59 大分市	有	3,000円	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、協議等の場 ※重複支給はしない
60 宮崎市	有	10km未満 日額3,000円、10km以上 日額5,000円	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、全員協議会、代表者会、議会活性化検討委員会、広報広聴委員会、災害対策連絡会議、感染症対策連絡会議 ※重複支給及びオンラインによる方法で出席した場合の支給はしない
61 鹿児島市	有	3,000円	本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会 ※重複支給及び、オンラインによる方法で出席した場合は支給しない
62 那覇市	無	-	-

6 公用車

※1 主に議長又は副議長が乗車する車両 ※2 議長車以外で主に議会が使用する車両 ※3 主に議会の運転業務のために勤務する職員
※4 ローテーション制やシフト制の場合は、同時時間帯に勤務する人数

令和6年4月1日現在

		議長車※1			議会車(バス含む)※2			運転職員※3			備考	
		保有 台数	車両定員 (運転手除く)	所管	保有 台数	車両定員 (運転手除く)	所管	人数 ※4	任用形態 (正:正職員、再:再任用 職員、会:会計年度任 用職員)	所属		備考
1	函 館 市	1	7	議会	0	－		1	再1	議会		
2	旭 川 市	1	6	市長部局	0	－		1	会1	市長部局		
3	青 森 市	1	7	市長部局	2	7,39	市長部局	1	正1	市長部局	議会専属運転手は1人、議会車及びバスの運転手は、その都度管財課で調整	
4	八 戸 市	1	7	議会				1	正1	議会		
5	盛 岡 市	1	7	市長部局	1	26	議会	2	正1、再1	市長部局		
6	秋 田 市	1	4	議会	1	24	議会	2	再2	議会		
7	山 形 市	1	4	市長部局				1	正1	議会		
8	福 島 市	1	4	議会	1	25	市長部局	1	正1	議会		
9	郡 山 市	1	6	議会				1	再1	議会	必要に応じ、市長部局へ運転を依頼	
10	いわき市	2	7,7	議会	1	26	議会	2	正1、再1	議会		
11	水 戸 市	2	4,6	市長部局				1	正1	議会		
12	宇都宮市	1	6	議会				1	正1	議会		
13	前 橋 市	1	4	議会	0			1	再1又は会1	市長部局	再任用職員1人、会計年度任用職員3人でローテーション	
14	高 崎 市	1	4	議会	1	7	議会	1	正1	議会		
15	川 越 市	1	4	市長部局				1	正1	市長部局		
16	川 口 市	1	4	議会	2	6,7	議会	－	－	その他	議会事務局職員が交代で運転	
17	越 谷 市	1	4	議会	1	9	議会	1	正1	議会		
18	船 橋 市	1	6	議会				－	－	その他	運行管理業務を委託	
19	柏 市	1	4	議会	1	7	議会	1	再1	議会		
20	八王子市	1	6	市長部局				1	正1	市長部局		
21	横須賀市	1	6	市長部局				1	正1	市長部局		
22	富 山 市	1	4	市長部局				1	正1	議会		
23	金 沢 市	2	7,4	議会	1	24	議会	3	会1、再2	議会		
24	福 井 市	2	4,6	議会	1	6	議会	2	正1、再1	議会		
25	甲 府 市	1	4	議会				1	正1	市長部局	管財課職員が併任	
26	長 野 市	1	4	議会				1	正1	議会		
27	松 本 市	1	5	市長部局				1	正1	市長部局		
28	岐 阜 市	1	4	議会	1	29	議会	1	再1	議会	マイクロ運転は市長部局	
29	豊 橋 市	1	4	議会				－	－	その他	運転手1人を外部委託	
30	岡 崎 市	1	4	議会				1	正1	議会		
31	一 宮 市	1	6	市長部局				1	正1	議会		

6 公用車

※1 主に議長又は副議長が乗車する車両 ※2 議長車以外で主に議会が使用する車両 ※3 主に議会の運転業務のために勤務する職員
※4 ローテーション制やシフト制の場合は、同時時間帯に勤務する人数

令和6年4月1日現在

		議長車※1			議会車(バス含む)※2			運転職員※3			備考
		保有 台数	車両定員 (運転手除く)	所管	保有 台数	車両定員 (運転手除く)	所管	人数 ※4 (正:正職員、再:再任用 職員、会:会計年度任用 職員)	所属	備考	
32	豊田市	1	5	議会	1	27	議会	2	正1、再1	議会	
33	大津市	0						1	正1	議会	3/31リースアップ。令和6 年度中に調達予定。
34	豊中市	1	6	市長部局				1	正1	市長部局	
35	吹田市	1	6	市長部局				2	正1、再1	市長部局	
36	高槻市	1	6	市長部局				5	再5	市長部局	再5が市長及び議長車等を月ごとに交 代で担当
37	枚方市	1	7	議会				-	-	その他	運転は議会総務課職員が交代で担当
38	八尾市	1	6	市長部局				1	正1	議会	技能労務職員が担当
39	寝屋川市	1	6	市長部局	-	-		1	正1	市長部局	
40	東大阪市	1	4	議会				-	-	その他	運転手1人を外部委託
41	姫路市	0			0			0			
42	尼崎市	2	4,4	市長部局	1	7	市長部局	-	-	市長部局	市長部局で外部委託
43	明石市	1	4	市長部局	-	-		2	正2	市長部局	管財担当が併任
44	西宮市	0									
45	奈良市	1	4	議会				-	-	その他	運転は議会総務課で対応。
46	和歌山市	4	4,6,4,7	議会				3	正1、再2	議会	
47	鳥取市	1	4	議会				-	-	その他	運転は、事務局職員(正規職員)が交 代で担当
48	松江市	1	7	議会				1	会1	市長部局	
49	倉敷市	1	4	議会				1	再1	議会	
50	呉市	1	7	議会	-	-		2	会2	議会	運転手はシフト勤務
51	福山市	1	4	議会				1	会1	市長部局	
52	下関市	2	4,4	議会				2	正2	議会	
53	高松市	2	4,4	市長部局	0			2	正1、再1	市長部局	
54	松山市	1	7	議会				2	正1、会1	議会	運転業務の会計年度任用職員1名は 事務局用務と兼務
55	高知市	1	7	議会				1	正1	議会	
56	久留米市	2	4,4	市長部局	1	20	市長部局	1	会1	議会	運転手は財産管理課と併任
57	長崎市	1	4	議会	1	4	議会	2	正2	議会	
58	佐世保市	1	4	議会	1	24	議会	1	正1	議会	
59	大分市	1	4	議会				1	正1	議会	
60	宮崎市	1	6	議会	1	27	議会	1	正1	市長部局	運転手は管財課職員が担当
61	鹿児島市	1	4	市長部局	1	25	市長部局	2	正2	市長部局	運転手は管財課職員が担当
62	那覇市	1	4	議会	1	26	議会	2	会2	議会	シフト勤務

7 政務活動費①

令和6年4月1日現在

	月額/人 (円)	年額/人 (円)	交付対象	収支報告書への添付資料
1 函 館 市	45,000	540,000	会派(所属議員が1人の場合を含む)	領収書、領収書に準ずる書類、会計伝票、支出伝票、出張報告書ならびに政務活動費の 使途に関する資料
2 旭 川 市	80,000	960,000	会派及び会派に属さない議員	会計帳簿、領収書等の写し等
3 青 森 市	90,000	1,080,000	会派(会派に属する議員全てが個人に対する 交付を希望する場合は議員個人)及び会派に 属さない議員	会計帳簿、領収書の写し等
4 八 戸 市	80,000	960,000	会派及び会派に属さない議員	領収書等、視察報告書、活動記録簿
5 盛 岡 市	50,000	600,000	議員	領収書等の原本又は写し、視察等概要書等
6 秋 田 市	100,000	1,200,000	会派	会議資料(研究会・研修会)、調査資料及び所感(先進地調査等)、領収書等
7 山 形 市	100,000	1,200,000	議員	領収書、その他証拠書類、活動報告書、視察報告書、旅費等支出計算書、行程表、会計 帳簿、作成物がある場合はその作成物等
8 福 島 市	100,000	1,200,000	会派 (所属議員が1人の場合を含む)	領収書、支払証明書、政務活動報告書、その他政務活動費の支出内容を補完する書類
9 郡 山 市	100,000	1,200,000	会派	領収書その他の支出を証する書類、行政調査等の成果報告書、作成物(広報紙、報告 書、ウェブページ等)がある場合は、その作成物、他
10 いわき市	110,000	1,320,000	会派	領収書等の支出を明らかにした書面
11 水 戸 市	90,000	1,080,000	会派(その所属する議員が3人未満の場合を 含む)	領収書その他の当該支出の事実を証する書類
12 宇 都 宮 市	100,000	1,200,000	会派	領収書等の原本、政務活動費収入支出記入簿、政務活動費科目別明細書、政務活動費 実績報告書
13 前 橋 市	100,000	1,200,000	会派(一人会派含む)	領収書その他の証拠書類
14 高 崎 市	-	700,000	会派又は議員	会計帳簿、領収書等の証拠書類(原本)、視察報告書等 令和5年6月定例会において、高崎市議会政務活動費の臨時特例に関する条例が可決さ れ、令和6年4月1日から令和9年4月26日までの間に交付する政務活動費は年額70万円と なった。
15 川 越 市	70,000	840,000	会派(一人会派含む)	領収書、領収書添付書兼活動報告書、行政視察報告書
16 川 口 市	180,000	2,160,000	会派に属する議員にあっては、会派及び議員 に交付可能。会派に属さない議員にあっては、 議員に交付。	政務活動報告書(個表)、領収書の写し等
17 越 谷 市	80,000	960,000	会派又は会派に属さない議員	出納簿、各種報告書等、備品管理台帳、領収書、その他証拠書類
18 船 橋 市	80,000	960,000	会派又は議員	領収書(1円以上)、または領収書を徴することができない場合は、これに代わる書面
19 柏 市	80,000	960,000	会派及び議員	領収書等の証拠書類、視察報告書、会計帳簿、研修報告書
20 八王子市	60,000	720,000	会派(所属議員が1人の場合を含む)	すべての支出に係る領収書等
21 横 須 賀 市	130,000	1,560,000	議員又は会派	政務活動費収支報告書について、原則として領収書を添付し、領収書の徴収が困難な 場合は支払確認書をもってこれに代えることができる。
22 富 山 市	150,000	1,800,000	会派	すべての支出に係る領収書、その他証拠書類及び実績報告書
23 金 沢 市	160,000	1,920,000	議員	政務活動費出納簿の写し、領収書の写し、海外・県外等政務活動報告書、市政報告会等 開催報告書、広報誌等作成報告書及び関係書類、職員雇用台帳(職員雇用の際)、政務 活動事務所届(事務所費計上の際)、備品台帳(1万円以上の備品購入の際)
24 福 井 市	150,000	1,800,000	議員及び会派	領収書、その他の支払証拠書類の写し、金銭出納簿、政務活動記録簿、月別支出一覧表
25 甲 府 市	40,000	480,000	会派(所属議員が1名の場合も含む)	旅費を除く全ての支出に係る領収書、視察報告書、研修報告書、その他(広報費における 広報原稿、広聴費、要請・陳情活動費、会議費における各種報告書)
26 長 野 市	85,000	1,020,000	会派(所属議員が1人の場合も含む)	すべての支出に係る領収書等の証拠書類
27 松 本 市	-	250,000	会派(所属議員が1人の場合も含む)	政務活動費活動報告書及び領収書の写し(領収書の写しのないものは、その金額、相手 方及び理由を記載した書類)
28 岐 阜 市	150,000	1,800,000	会派又は議員	政務活動費に係る政務活動実績報告書、視察・調査報告書、研修受講報告書、要請・陳 情活動報告書、領収書等の証拠書類、会計帳簿の写し
29 豊 橋 市	90,000	1,080,000	議員	領収書の写し、視察報告書
30 岡 崎 市	50,000	600,000	会派及び会派に属さない議員	領収書の写し、調査研修に係る報告書及び広報費に係る広報誌、調査業務の外部委託を した際の契約書の写し及び成果品原本
31 一 宮 市	50,000	600,000	議員	会計帳簿、領収書又はこれに準ずる書類を添付

7 政務活動費①

令和6年4月1日現在

	月額/人 (円)	年額/人 (円)	交付対象	収支報告書への添付資料
32 豊田市	-	600,000	会派及び議員	領収書等の証拠書類の写し
33 大津市	70,000	840,000	会派	すべての支出に係る領収書の写しの添付
34 豊中市	70,000	840,000	会派(所属議員が1人の場合を含む)	領収書、その他証拠書類等。活動記録票(旅費や研修参加負担金などの支出がある場合)
35 吹田市	110,000	1,320,000	会派	会計帳簿、支払伝票、領収書等
36 高槻市	70,000	840,000	議員	会計帳簿、領収書外証拠書類
37 枚方市	70,000	840,000	議員	領収書、領収書に準ずる書類、会計伝票、支出伝票、出張報告書ならびに政務活動費の使途に関する資料
38 八尾市	70,000	840,000	会派又は議員	領収書、会計帳簿、活動記録簿(調査研究、研修費、広聴費)、活動報告書
39 寝屋川市	45,000	540,000	会派又は会派に属するものの議員個人として政務活動費の交付を受ける議員若しくは会派に属さない議員	領収書、その他証拠書類、活動報告書等
40 東大阪市	150,000	1,800,000	会派	会計帳簿、領収書、活動報告書、その他活動実績に応じて必要書類を添付
41 姫路市	85,000	1,020,000	会派	収支報告書について、すべての支出に係る領収書等の証拠書類の写し及び会計帳簿の写し
42 尼崎市	100,000	1,200,000	会派(無所属議員は会派と同等と認めて交付)	領収書等(1円以上)
43 明石市	80,000	960,000	会派	領収書等(1円以上)の原本
44 西宮市	120,000	1,440,000	会派及び議員	領収書等の証拠書類
45 奈良市	70,000	840,000	議員(会派所属議員全員の合意があれば、会派への交付も可)	領収書等の証拠書類
46 和歌山市	100,000	1,200,000	会派(一人会派含む)	金銭の支払に関する証拠書類の写し
47 鳥取市	30,000	360,000	会派又は会派に所属しない議員	出納簿、支出伝票、領収書(又はそれに代わる証拠書類)、政務活動報告書
48 松江市	25,000(個人) 15,000(会派)	300,000(個人) 180,000(会派)	会派及び議員	領収書(原本)及び視察報告書
49 倉敷市	150,000	1,800,000	会派又は会派に所属しない議員	収支報告書に係る領収書、出張報告書等の証拠書類(写し)
50 呉市	50,000	600,000	会派(所属議員が1人の場合も含む)	領収書、領収書を徴することができない場合は、政務活動費支払証明書等
51 福山市	130,000	1,560,000	会派(所属議員が1人の場合も含む)	支出書、領収書(1円以上)、研究研修・調査報告書の写し
52 下関市	50,000	600,000	会派(所属議員が1人の場合も含む)	領収書(1円以上)、その他証拠書類
53 高松市	100,000	1,200,000	議員	領収書等の写し、政務活動記録票、職員雇用台帳、支払確認書、政務活動費を計上する事務所に関する届出書
54 松山市	102,000	1,224,000	議員	領収書(1円以上)、県外活動・調査研究視察報告書、その他証拠書類
55 高知市	100,000	1,200,000	会派	活動内容報告書兼政務活動費支出明細書、領収書、行政視察報告書、支払証明書
56 久留米市	50,000	600,000	会派(所属議員が1人の場合も含む)	領収書(1円以上・原本)、視察・研修報告書、その他証拠書類
57 長崎市	150,000	1,800,000	議員	金銭出納簿、支払伝票、領収書等。 その他、旅費には出張記録書、入手資料、報告書、印刷費には発行した印刷物の完成品、書籍には図書購入明細書など。
58 佐世保市	50,000	600,000	会派	領収書又はこれに準ずる書類
59 大分市	100,000	1,200,000	会派(所属議員が1人の場合も含む)	1. 会計帳簿、2. 領収書、3. 支出調書、4. 市内県内政務調査旅費計算書兼支出調書、5. 旅費計算書、6. 出張命令書兼支出調書、7. 旅費精算書兼旅行命令変更書、8. 出張報告書、9. 実施(参加)報告書、10. 前渡金支出調書、11. 前渡金精算書、12. 新聞購読料計算書、13. 燃料費計算書、14. 電話等利用計算書
60 宮崎市	80,000	960,000	会派(所属議員が1人の場合も含む)	出納簿、会計伝票、領収書、備品台帳。その他、調査研究費旅費では実績報告書、広報広聴費印刷費では発行した印刷物、資料購入費では購入した書籍の表紙の写しなど
61 鹿児島市	150,000	1,800,000	会派(所属議員が1人の場合も含む)	領収書等の写し、出張報告書の写し
62 那覇市	90,000	1,080,000	会派又は議員	領収書、その他証拠書類

8 政務活動費②

※ 情報公開条例に基づく公開は除く。

令和6年4月1日現在

		収支報告書等の公開※			
		公開有無	公開方法(場所)	ホームページで公開している資料	ホームページ以外でのみ公開している資料
1	函 館 市	有	ホームページ、議会事務局執務室	収支報告書、会計帳簿、各種伝票(領収書等含む)	
2	旭 川 市	有	ホームページ、議会図書室	決算書、会計帳簿、領収書等	
3	青 森 市	有	ホームページ	収支報告書、会計帳簿	なし
4	八 戸 市	有	ホームページ、議会事務局	収支報告書、支出整理簿、領収書等、視察報告書	視察報告書に係る視察先から配付された資料
5	盛 岡 市	有	ホームページ、議会図書室	収支報告書、支出整理簿、領収書等、視察報告書	
6	秋 田 市	有	ホームページ、議会図書室	すべての支出について、領収書等の証拠書類を報告書に添付して提出。 (※研究会・研修会へ出席した時→会議資料を追加、先進地調査等をした時→調査資料および所感を追加)	
7	山 形 市	有	閲覧、ホームページ	収支報告書、会計帳簿、領収書、その他証拠書類全て	
8	福 島 市	有	ホームページ、市民情報室	収支報告書、領収書、会計帳簿、活動報告書・視察報告書、収支報告書の内容を取りまとめた一覧表、会派だよりなど政務活動費により作成した印刷物	
9	郡 山 市	有	ウェブサイト、議会事務局、市政情報センター	領収書その他支出を証する書類、行政調査等の成果報告書、作成物(広報紙、報告書、ウェブページ)	
10	いわき市	有	ホームページ、議会事務局	収支報告書	
11	水 戸 市	無		-	
12	宇 都 宮 市	有	ホームページ、行政情報センター(本庁内)	収支報告書、収入支出記入簿、科目別明細書、政務活動実績報告書、領収書等証拠書類、執行状況一覧	無
13	前 橋 市	有	ホームページ、情報公開コーナー	収支報告書、行政視察(研修)報告書(R3年度分から掲載)、領収書等整理票、領収書、旅費支給内訳書	備品台帳、行政視察(研修)報告書のうち、写真・資料
14	高 崎 市	有	ホームページ、市民情報センター	会計帳簿、領収書等の証拠書類(原本)、視察報告書等	-
15	川 越 市	有	ホームページ、議会事務局	収支報告書	領収書、領収書添付書兼活動報告書、行政視察報告書
16	川 口 市	有	ホームページ、議会事務局	収支報告書、個表、領収書等、請求書、研修会等の案内・相手方名刺等、広報紙(誌)、ホームページのトップページ等、業務委託成果物、賞金受領証明書等、名刺、政務活動費の手引き	視察報告書、各種契約書・事務所設置報告書
17	越 谷 市	有	ホームページ、議会図書室	収支報告書、領収書等	-
18	船 橋 市	有	議会事務局、議会ウェブサイト	収支報告書、領収書等	-
19	柏 市	有	市庁舎1F「行政資料室」	収支報告書、領収書等の証拠書類、視察報告書、会計帳簿、研修報告書	
20	八 王 子 市	有	ホームページ、議会図書室	収支報告書、行政視察報告書	
21	横 須 賀 市	有	ホームページ、市政情報コーナー	収支報告書、視察等報告書、運用マニュアル	備品整理台帳、事務所設置・携帯使用届
22	富 山 市	有	閲覧室、ホームページ	すべての支出に係る領収書、その他証拠書類及び実績報告書	
23	金 沢 市	有	ホームページ、議会図書室、市政情報コーナー	収支報告書、出納簿	領収書の写し、海外・県外等政務活動報告書、市政報告会等開催報告書、広報誌等作成報告書及び関係書類、職員雇用台帳(職員雇用の際)、政務活動事務所届(事務所費計上の際)、備品台帳(1万円以上の備品購入の際)
24	福 井 市	有	市役所1階市民サービス推進課	-	領収書、その他の支払証拠書類の写し、金銭出納簿、政務活動記録簿、月別支出一覧表
25	甲 府 市	有	議会局窓口及びホームページ	収支報告書、各項目別の支出一覧、経費内訳書、領収書、視察報告書	その他の書類の公開については情報公開条例による。
26	長 野 市	有	ホームページ、議会事務局	収支報告書、領収書、活動報告書等	
27	松 本 市	有	ホームページ、議会事務局	政務活動費収支(領収書等)、活動報告	
28	岐 阜 市	有	ホームページ、議会図書室	収支報告書及びその添付書類	
29	豊 橋 市	有	市庁舎1F「じょうほうひろば」ホームページ	収支報告書、収支内訳書、収支一覧	支出伝票、領収書等の証拠書類の写し、視察報告書
30	岡 崎 市	有	ホームページ、市政情報コーナー	収支報告書、領収書の写し、調査研修に係る報告書及び広報費に係る広報誌、調査業務の外部委託をした際の契約書の写し及び成果品原本	

8 政務活動費②

※ 情報公開条例に基づく公開は除く。

令和6年4月1日現在

		収支報告書等の公開※			
		公開有無	公開方法(場所)	ホームページで公開している資料	ホームページ以外でのみ公開している資料
31	一宮市	有	ホームページ、市資料コーナー(本庁舎、尾西庁舎、木曽川庁舎)	収支報告書、会計帳簿	
32	豊田市	有	ホームページ、市政情報コーナー	収支一覧表	収支報告書、収支決算書、領収書等の証拠書類の写し、視察報告書、研修報告書
33	大津市	有	ホームページ、情報公開	収支報告書、出納簿、視察報告書、収支伝票、領収書、備品台帳	
34	豊中市	有	ホームページ、市政情報コーナー	収支報告書、領収書、会計帳簿、支払伝票(全て写し)	旅費明細書、行政視察時の活動報告書
35	吹田市	有	ホームページ	収支報告書、会計帳簿、支払伝票、領収書又は支払った事実を証する資料、出張報告届	—
36	高槻市	有	ホームページ、議会事務局	収支報告書他証拠書類	
37	枚方市	有	ホームページ、議会図書室	収支報告書、領収書、領収書に準ずる書類、会計伝票、支出伝票、出張報告書ならびに政務活動費の使途に関する資料	
38	八尾市	有	ホームページ、議会事務局	収支報告書、活動報告書	会計帳簿、領収書、活動記録簿(調査研究、研修費、広聴費)
39	寝屋川市	有	ホームページ、市民情報コーナー	収支報告書	領収書等を含む全ての書類の写し
40	東大阪市	有	ホームページ、議会窓口	収支報告書、活動報告書、会計帳簿、領収書等	
41	姫路市	有	ホームページ、議会事務局	収支報告書、領収書等の写しを添付した支出書、会計帳簿の写し	
42	尼崎市	有	ホームページ、議会事務局内	収支報告書、領収書の添付された支出書、経理帳簿(議会事務局作成分)、出張の報告書及びその成果物	—
43	明石市	有	議会局内、ホームページ	収支報告書	領収書の写し等
44	西宮市	有	ホームページ、総務課(情報公開・公文書担当)	収支報告書、項目集計表、政務活動記録簿、領収書等の証拠書類等	
45	奈良市	有	ホームページ、議会図書室	収支報告書、領収書等	
46	和歌山市	有	ホームページ	収支報告書、領収書等	
47	鳥取市	有	ホームページ、議会事務局	出納簿、支出伝票、領収書(又はそれに代わる証拠書類)、政務活動報告書 ※領収書は平成30年度分から公開	
48	松江市	有	ホームページ・議会図書室 行政資料コーナー	収支報告書、領収書などの支出の根拠となる書類	
49	倉敷市	有	事務局及びホームページ	収支報告書、領収書等	
50	呉市	有	議会事務局、ホームページ	政務活動費収支報告書、出納簿、備品台帳、支出伝票(領収書等)を公開。個人情報と議会が判断する部分は除く。	領収書等添付書類、視察報告書
51	福山市	有	ホームページ	収支報告書 等	
52	下関市	有	ホームページ、議会図書室	収支報告書、領収書(1円以上)、その他証拠書類	
53	高松市	有	ホームページ	収支報告書と全ての添付書類(個人情報等は黒塗り)	ホームページにて全て公開
54	松山市	有	ホームページ	個人別収支一覧、収支報告書、収支伝票、領収書、視察報告書等	
55	高知市	有	ホームページ、議会図書室	収支報告書、活動内容報告書兼政務活動費支出明細書、領収書、行政視察報告書、支払証明書、その他根拠となる資料。	なし
56	久留米市	有	ホームページ、議会事務局	収支報告一覧、収支報告書、事業実績報告書、視察(研修)報告書、出納簿、収入書、支出書、領収書、その他収入及び支出を証明できる資料	
57	長崎市	有	ホームページ、議会事務局	収支報告書、金銭出納簿、領収書	原則として全部公開(情報公開請求をせずに事務局で閲覧可能)。
58	佐世保市	有	ホームページ、議会事務局	収支報告書、領収書等	
59	大分市	有	ホームページ、議会事務局	収支報告書・会計帳簿・領収書等	
60	宮崎市	有	議会事務局	収支報告書	出納簿、収入伝票、支出伝票、備品台帳、領収書、調査研究費・要請・陳情活動費実績報告書、会議実績報告書、人件費実績報告書ほか付随する資料
61	鹿児島市	有	ホームページ、議会図書室	収支報告書、領収書等の写し	出張報告書の写し
62	那覇市	有	ホームページ、議会事務局	収支報告一覧表、収支報告書、領収書等	

9 行政視察

※ 毎年実施しない場合は、実施する場合の金額を記載し、実施間隔(「隔年」など)を括弧書きする。

令和6年4月1日現在

	一人当たり視察旅費・年額(円) ※				
	常任委員会	特別委員会	議会運営委員会	一般行政視察	その他視察
1 函 館 市	130,000	なし	130,000	なし	
2 旭 川 市	150,000 (隔年実施)	予算の範囲内 (必要の都度)	予算の範囲内 (必要の都度)	150,000円※	※議員行政視察 (任期中に2回以内)
3 青 森 市	110,000	90,000	110,000	200,000円	一般行政視察 200,000
4 八 戸 市	170,000	170,000(隔年実施)	170,000	170,000	
5 盛 岡 市	118,500	120,700	111,000 (2年に1回実施)	なし	議会広報委員会 59,520 (2年に1回実施)
6 秋 田 市	140,000	実費(予算の範囲内)	70,000	なし	
7 山 形 市	150,000	120,000	120,000	なし	広報広聴委員会 120,000円(令和6年度実施)
8 福 島 市	200,000	120,000	170,000		
9 郡 山 市	172,000	150,000	172,000	なし	
10 いわき市	107,000	58,000 (必要に応じて実施)	なし	なし	議会改革推進検討委員会 58,000 政策提案検討委員会58,000(必要に応じて実施)
11 水 戸 市	90,000	50,000	50,000		議会報編集委員会 50,000
12 宇都宮市	130,000	100,000	議会運営の調査に係る議員派遣として30,000円, 広報広聴等の調査に係る議員派遣として30,000円		
13 前 橋 市	110,000	80,000	80,000	なし	議員派遣110,000円
14 高 崎 市	120,000	80,000	80,000		広報委員会80,000円
15 川 越 市	180,000	90,000	100,000	なし	
16 川 口 市	160,000	160,000 (改選期の年度は実施せず)	160,000		
17 越 谷 市	100,000	なし	100,000	なし	議員派遣 100,000
18 船 橋 市	131,490	なし	131,490	なし	
19 柏 市	110,000	視察を行う場合は別途予算措置			
20 八王子市	80,000	60,000	80,000	なし	会派視察は政務活動費で対応
21 横 須 賀 市	100,000	80,000	80,000	政務調査費で対応	
22 富 山 市	100,000	なし	100,000	なし	
23 金 沢 市	150,000	150,000	150,000	なし	都市間交流推進事業 2,400,000円(延べ38人) 議会広報委員会 150,000円
24 福 井 市	80,000	80,000	80,000		
25 甲 府 市	80,000	なし	50,000		調査研究会 50,000円
26 長 野 市	130,000円			なし	
27 松 本 市	90,000	60,000	90,000		
28 岐 阜 市	100,000(正副委員長が協議した結果、1人当たり10万円を超える行程の視察が必要であれば、正副議長に申し出をし、正副議長がその必要性を認めた場合、予算の枠内での調整を図ることとして、調整が可能な場合に限り視察を認めている。なお、特別委員会は、原則2年任期で、視察は任期初年度に実施している。)			なし	
29 豊 橋 市	90,000	72,000	72,000		
30 岡 崎 市	80,000	80,000	80,000	170000	議会広報委員会 80,000
31 一 宮 市	100,000	70,000	100,000		

9 行政視察

※ 毎年実施しない場合は、実施する場合の金額を記載し、実施間隔(「隔年」など)を括弧書きする。

令和6年4月1日現在

	一人当たり視察旅費・年額(円) ※				
	常任委員会	特別委員会	議会運営委員会	一般行政視察	その他視察
32 豊田市	90,000	90,000	75,000	なし	左記の金額を目安に委員会全体の予算内で調整
33 大津市	50,000	1,200 (県内旅費、@600×2回分)	50,000	200,000	
34 豊中市	55,000	55,000	55,000		
35 吹田市	69,000	69,000	69,000		
36 高槻市	85,000	なし	85,000	200,000	議会だより編集委員会 85,000 会派視察 200,000
37 枚方市	70,000	なし	なし	なし	
38 八尾市	90,000		70,000		
39 寝屋川市	100,000	100,000	100,000		特別委員会100,000(必要に応じて実施)
40 東大阪市	63,000	63,000	63,000	153,000	議会だより編集委員会 63,000 一般行政視察 153,000
41 姫路市	200,000	0	200,000	なし	会派視察 200,000
42 尼崎市	70,000	なし	70,000	常任委員会分に含む	
43 明石市	120,000	なし	60,000	なし	
44 西宮市	130,000	なし	なし	常任委員会分に含む	
45 奈良市	なし	なし	なし	なし	
46 和歌山市	常任・特別委員会・一般行政視察併せて1人300,000				
47 鳥取市	90,000	90,000	90,000		一般行政視察 130,000
48 松江市	120,000	120,000	120,000		
49 倉敷市	常任・特別委員会併せて1人240,000		必要額	なし	
50 呉市	150,000	108,060(東京3泊4日)	108,060(東京3泊4日)		個人行政視察 200,000円
51 福山市	140,000	100,000	140,000	100,000	一般行政視察 100,000 議会だより編集委員会 100,000
52 下関市	常任・議運は1人当たり年額122,000円。特別委員会は、常任・議運の予算で対応。			150,000	協議等の場(議会広報部会) 122,000
53 高松市	85,000	なし	85,000	100,000	一般行政視察 3,600,000(予算総額)
54 松山市	120,000	120,000	120,000	なし	
55 高知市	常任・議運は1人当たり年額150,000円。特別委員会は、常任・議運の予算で対応(不足の場合は補正)。			なし	
56 久留米市	180,000	100,000	180,000	なし	会派視察 180,000、 議会広報委員会(協議・調整の場) 100,000
57 長崎市	250,000	150,000	150,000	なし	
58 佐世保市	200,000	1,150,000 ※1委員会当たりの額	1,350,000 ※1委員会当たりの額	なし	
59 大分市	180,000	130,000	180,000	170,000	
60 宮崎市	135,000	125,000	135,000	なし	
61 鹿児島市	200,000	200,000	200,000		
62 那覇市	203,800	なし	203,800	なし	・1期4年間のうち、3年は委員会視察、1年は会派視察を実施。 ・2年毎に議会運営委員会視察を実施(前回は令和4年度実施)。

10 海外視察、姉妹都市・友好都市交流

※1 主な目的が姉妹都市・友好都市との交流であるものを除く。 ※2 現年度又は次年度以降に実施が想定される場合は、「有」
※3 直近の実施年度の実績を記載。同年度に2件以上実績がある場合は、2件目以降は備考欄に記載。過去10年間に実績がない場合は「－」 ※4 議会分

令和6年4月1日現在

		海外視察 ※1			姉妹都市・友好都市交流 ※3						備考
		実施有無 ※2	実施の状況	旅費の基準額又は予算額 (円/1人当たり)	訪問年度	訪問都市名(国名)	訪問単位	訪問人数 (人) ※4	旅費実績額 (円/総額) ※4	旅費予算の 所属	
1	函 館 市	無			平成28年度	高陽市 (大韓民国)	議会単体	議員6 随行2	決算額 2,222,967円	議会	
2	旭 川 市	無	平成15年度から凍結 平成23年度に廃止	-	令和5年度	ブルーミントン市・ノーマル市(アメリカ)	執行部の訪問団に参加	1	518,224	議会	
3	青 森 市	無	平成25年度から未実施	-	-	-	-	-	-	-	
4	八 戸 市	無	平成28年度から未実施								
5	盛 岡 市	無	平成19年度から自粛								
6	秋 田 市	無	平成22年度から当分の間凍結								
7	山 形 市	無			令和5年度	台南市 (台湾)	執行部の訪問団に参加	議員 6 随行 1	0	市長部局	令和5年度台南市/執行部の訪問団に参加/議員1、随行1/実績額:0円/旅費予算:市長部局
8	福 島 市	無	平成21年度から未実施								
9	郡 山 市	無	平成21年度から未実施								
10	いわき市	無			平成28年度	タウンズビル市 (オーストラリア)	執行部の訪問団に参加	2	551,980	議会	
11	水 戸 市	無			平成29年度	重慶市・西安市(中国)	執行部の訪問団に参加	5	1,338,200	議会	
12	宇都宮市	無	令和2年度から未実施	673,690円(令和6年度予算)	-	-		-	-		
13	前 橋 市	無	平成16年度から未実施		-						
14	高 崎 市	無	-		-						
15	川 越 市	無	H30年度から未実施		令和元年度	オッフエンバッハ(ドイツ)	執行部の訪問団に参加	4	1,819,872	議会	他随行1名(462,848円/総額)
16	川 口 市	無	-								
17	越 谷 市	無	平成24年度に廃止	-	令和元年度	キャンベルタウン市 (オーストラリア)	執行部の訪問団に参加	2	595,915	議会	
18	船 橋 市	無	平成12年度から未実施								
19	柏 市	無	平成10年度から未実施	-	-	-		-	-		
20	八王子市	無			令和5年度	高雄市(台湾)	議会単体	16	2,729,600	議会	
21	横須賀市	無	平成11年から未実施								
22	富 山 市	無	平成29年度から未実施								
23	金 沢 市	無			令和5年度	ナンシー市(フランス)、ゲント市(ベルギー)	議会単体	4	10,135,264	議会	令和5年度 台南市、台中市(中華民国) 議会単体 3人 2,218,409円 議会
24	福 井 市	無	平成26年度から未実施		平成29年度	ニューブランズウィック市 (アメリカ合衆国)	議会単体	7	2,852,446	議会	
25	甲 府 市	無			令和5年度	デモイン市 (アメリカ合衆国)	執行部の訪問団に参加	2	1,503,058	議会	旅費実績額は、議長・随行職員のみ
26	長 野 市	無	平成19年度から未実施	-							H28年度以前の文書廃棄済 H29年度以降は未実施地
27	松 本 市	無			令和5年度	ソルトレーク(アメリカ)	執行部の訪問団に参加	1	589,345	市長部局	
28	岐 阜 市	無			令和5年度	カンピーナス市、サンパウロ市(ブラジル)、シンシナティ市(アメリカ合衆国)	執行部の訪問団に参加	1	2,424,368	議会	令和5年度/杭州市、淮安市、上海市(中国)/執行部の訪問団に参加/訪問人数5名/議会分旅費:2,976,250円/旅費予算の所属:議会
29	豊 橋 市	無	平成20年度から廃止	-							
30	岡 崎 市	無	平成22年度から凍結								
31	一 宮 市	無	平成11年から未実施								
32	豊 田 市	無			平成30年度	英国ロンドン市、ダービーシャー県、ダービー特別市、南ダービー市	議会単体	5	7,524,292	議会	
33	大 津 市	無									
34	豊 中 市	無	平成7年度から休止								
35	吹 田 市	無	平成22年度から未実施								
36	高 槻 市	無			令和元年度	フィリピン マニラ市	議会単体	10	1,714,700	議会	
37	枚 方 市	無	平成26年度から廃止	-							

10 海外視察、姉妹都市・友好都市交流

※1 主な目的が姉妹都市・友好都市との交流であるものを除く。 ※2 現年度又は次年度以降に実施が想定される場合は、「有」
※3 直近の実施年度の実績を記載。同年度に2件以上実績がある場合は、2件目以降は備考欄に記載。過去10年間に実績ない場合は「-」 ※4 議会分

令和6年4月1日現在

		海外視察 ※1			姉妹都市・友好都市交流 ※3					備考	
		実施有無 ※2	実施の状況	旅費の基準額又は予算額 (円/1人当たり)	訪問年度	訪問都市名(国名)	訪問単位	訪問人数 (人) ※4	旅費実績額 (円/総額) ※4		旅費予算の所属
38	八 尾 市	無	平成18年度から未実施		令和元年度	アメリカ合衆国ワシントン州ベルビュー市	執行部の訪問団に参加	1	390,064	議会	旅費実績額は、議員・随行職員の総額
39	寝屋川市	無									
40	東 大 阪 市	無									平成28年度から予算計上していない。
41	姫 路 市	無	平成17年度から廃止	-							
42	尼 崎 市	無	平成5年度から未実施		令和元年度	アウクスブルク市(ドイツ)	執行部の訪問団に参加	2	0	市長部局	
43	明 石 市	無			平成30年度	無錫市(中国)	執行部の訪問団に参加	2	256,200	議会	パレホ市(アメリカ)に平成30年に6名で市長と共に議会予算 3,650,000円にて実施。
44	西 宮 市	無	平成7年度から凍結 平成20年度から廃止	-	令和5年度	奄美市	執行部の訪問団に参加	2	218,940	議会	
45	奈 良 市	無			令和5年度	サマルカンド市(ウズベキスタン)	執行部の訪問団に参加	2	0	市長部局	令和5年度キャンベラ市(オーストラリア)／執行部の訪問団に参加／議会分訪問人数:2人／議会分旅費:0円／旅費予算の所属:市長部局 令和5年度西安市(中国)／執行部の訪問団に参加／議会分訪問人数:2人／議会分旅費:0円／旅費予算の所属:市長部局
46	和歌山市	有	令和元年度実施(台湾)	131,340	令和元年度	済南市(中国)	議会単体	6	357,511	議会	
47	鳥 取 市	無			平成29年度	韓国清州市	議会単体	8	1,240,960	議会	
48	松 江 市	無	平成21年度から見合わせ		令和5年度	宝塚市	執行部の訪問団に参加	29	26,400/ 1,217,831	議会	* 中国杭州市/執行部訪問団に参加/議会訪問人数:3人/旅費:53,950/882,669 * 台湾台北市/執行部訪問団に参加/議会訪問人数:2人/旅費:1,077,760/1,115,995
49	倉 敷 市	無	-	-	令和5年度	クライストチャーチ市(ニュージーランド)	議会単体	13	7,536,324	議会	任期中に1回。海外視察は当面自粛。姉妹友好都市提携周年事業のみ実施。 予算:500,000円(一人当たり)
50	呉 市	無	-	-	平成29年度	基隆(キールン)市	議会単体	7	987,350	議会	姉妹都市・友好都市交流は、費用の半分を政務活動費から支出
51	福 山 市	無			令和5年度	マウイ郡(アメリカ)	執行部の訪問団に参加	5	4,050,147	議会	
52	下 関 市	有	-	-	令和5年度	釜山広域市(韓国)	執行部の訪問団に参加	2	131,528	議会	全体予算として2,800千円予算計上
53	高 松 市	有	直近は令和5年度に議員9名がシンガポール、台湾を視察。全議員が任期中各1回参加できる。(市議会独自の企画)	600,000円	令和5年度	セント・ピーターズバーグ市(アメリカ)	執行部の訪問団に参加	1	4,974,070	議会	
54	松 山 市	有	令和5年度に議員15名がスクラメント、サンフランシスコ(アメリカ合衆国)、バンクーバー(カナダ)を視察。	一人当たり75万円以内、1年度15名以内(任期中に一回)	令和5年度	台北市(台湾)	その他	30	9,800,000	議会	
55	高 知 市	無	平成17年度から実施なし		令和5年度	スラバヤ市(インドネシア)	執行部の訪問団に参加	2	898,518	議会	
56	久留米市	無			令和5年度	モデスト市(米国) 合肥市(中国)	執行部の訪問団に参加	2	840,000	市長部局	H29モデスト市(米国)執行部の訪問団に参加、8人(うち、議員2名)、3,118,710円(議員2名含む)、旅費予算は市長部局。 H29合肥市(中国)執行部の訪問団に参加、2人、270,380円、旅費予算は市長部局。 H27年度までは全国市議会議長会主催の行政視察に参加(H28年度以降は予算なし)。
57	長 崎 市	有	夜景サミット2023in釜山	議長81,340円(執行部の予算) 随行職員78,740円(議会事務局の予算)	令和5年度	ブラジル・サンパウロ州(サンパウロ市、サントス市)	執行部の訪問団に参加	2	849,000 (随行職員1名分)	議会	別途:議長分は執行部の予算1,717,600円
58	佐世保市	有			令和5年度	豪州コフスハーバー市	執行部の訪問団に参加	3	3,069,637	議会	そのほか、廈門市(中国)と、坡州市・釜山広域市西区(韓国)を訪問。
59	大 分 市	有	平成30年度にローマ市(イタリア)及びアペイロ市(ポルトガル)を視察。	1・2・4・6・8・10期の議員は、30万円以内。 3・5・7・9期の議員は、80万円以内。	令和元年度	武漢市(中華人民共和国)	執行部の訪問団に参加	4	1,216,180	議会	海外視察については、姉妹都市・友好都市との交流に絡めたものであれば認めている。
60	宮 崎 市	無	平成23年度から凍結(平成20年度、平成21年度は自粛、平成22年度は計画なし)。	以前は、3、4期 90万円・5期 60万円。	令和5年度	バージニアビーチ市、ウェアガン市	執行部の訪問団に参加	2	2,171,525	議会	旅費実績額には、渡航関係委託料含む。
61	鹿児島市	無	平成19年度から凍結								
62	那 覇 市	無			令和5年度	サンピセンテ市(ブラジル連邦共和国)	執行部の訪問団に参加	2	4,887,660	議会	

11 委員会

※定例会ごとなど、例年設置されているものも対象とし、備考欄に「第1回定例会時に設置」などと記載。この場合で4月1日現在設置されていないとき、定数は例年の値、現員数は「-」

令和6年4月1日現在

		議会運営委員会		常任委員会		特別委員会※				
		定数	現員数	名称	定数	現員数	名称	定数	現員数	備考
1	函 館 市	7	7	総務	9	9	予算	議長を除く全議員	－	第1、2、4回定例会時に設置
				経済建設	9	9	予算決算	議長を除く全議員	－	第3回定例会時に設置
				民生	9	9				
2	旭 川 市	12	12	総務	8	8	補正予算等審査	15程度	－	設置の有無は、議運での協議による
				民生	9	9	予算等審査	議長を除く全議員	－	第1回定例会時に設置
				経済建設	9	8	決算審査	議長を除く全議員	－	第3回定例会時に設置
				子育て文教	8	8				
3	青 森 市	10	7	総務企画	8	8	雪対策	8	8	
				文教経済	8	8	危機管理対策	8	8	
				都市建設	8	8	予算	20(議長を除く)	－	定例会ごとに設置
				民生環境	8	8	決算	20(議長及び監査委員を除く)	－	第3回定例会時に設置
4	八 戸 市	12	12	総務	7	7	広域連携推進	7	7	
				経済	7	7	観光文化スポーツ推進	7	7	
				民生環境	7	7	まちづくり推進	7	7	
				建設企業	7	7	デジタル化推進	7	7	
							予算	正副議長を除く全議員	－	
							決算	議員の半数 (正副議長及び監査委員を除く)	－	
5	盛 岡 市	12	12	総務	10	10	予算審査	議長を除く全議員	－	3月定例会時に設置
				教育福祉	10	10	子ども・子育て	10	10	
				産業環境	9	9	公共交通対策	10	10	
				建設	9	9	農商工連携	9	9	
							環境保全対策	9	9	
6	秋 田 市	9	9	予算決算	36	35				
				総務	9	9				
				厚生	9	9				
				教育産業	9	8				
				建設	9	9				
7	山 形 市	10	10	総務	9	9	予算	議長を除く全議員	－	定例会(臨時会)ごとに設置
				厚生	8	8	決算	議長を除く全議員	－	9月定例会時に設置
				産業文教	8	8				
				環境建設	8	8				
8	福 島 市	11	11	総務	9	8	予算	議長を除く全議員	－	3月定例会議時に設置
				文教福祉	9	9	決算	議長及び監査委員を除く全議員	－	9月定例会議時に設置
				経済民生	9	9	複合市民施設に関する調査	11	11	令和3年8月11日に特別委員会の名称等を変更
				建設水道	8	8	議員定数に関する調査	11	11	
9	郡 山 市	10	10	総務財政	11	10	決算	議長及び監査委員を除く全議員	－	9月定例会時に設置
				建設水道	9	9	ごみ減量化対策	10	10	
				環境経済	9	9				
				文教福祉	9	9				
10	いわき市	9	9	政策総務	10	8	災害等対策推進	10	10	
				市民生活	9	9	デジタル社会検討	10	10	
				教育福祉	9	9	一般会計決算	10	－	9月定例会時に設置
				産業建設	9	8	特別会計・企業会計決算	10	－	9月定例会時に設置
11	水 戸 市	8	8	総務環境	7	7	決算	議長及び監査委員を除く全議員がいずれかに所属	－	9月定例会時に設置
				文教福祉	7	7	公営企業会計決算口	－	－	9月定例会時に設置
				産業消防	7	7	市民会館及び周辺地区にぎわいづくり調査	議長を除く全議員	27	
				建設企業	7	6	議会改革調査	議長を除く全議員	27	
							行財政改革調査	議長を除く全議員	27	
							備前園・千波湖周辺整備等調査	議長を除く全議員	27	
							水泳競技施設等調査	議長を除く全議員	27	
							公共交通体系調査	議長を除く全議員	27	
							水戸市第7次総合計画基本構想審査	議長を除く全議員	－	令和6年3月に調査終了
12	宇都宮市	11	11	総務	9	9	決算審査	11(令和5年度)	－	9月定例会時に設置
				厚生	9	9	企業会計決算審査	11(令和5年度)	－	9月定例会時に設置
				子ども教育	9	9	行政DX調査	15	15	
				環境経済	9	9	地域共生・地域経済循環社会調査	15	15	
				建設	9	9	脱炭素社会調査	15	15	
							懲罰特別委員会	12	12	
13	前 橋 市	12以内	9	総務	10	10	ICT利便性向上調査	10	9	
				教育福祉	10	9				
				市民経済	9	9				
				建設水道	9	9				
14	高 崎 市	16以内	11	総務	10	10	防災・危機管理対策	10	10	
				教育福祉	10	10	子育て支援・定住人口増加対策	9	9	
				市民経済	9	9	環境施設建設	10	10	
				建設水道	9	9	都市集客施設整備	9	9	
15	川 越 市	9	9	総務財政	9	9				
				文化教育	9	9				
				保健福祉	9	9				
				産業建設	9	9				
16	川 口 市	13	13	総務	11	11	都市基盤整備・危機管理対策	10	10	改選後直近の6月定例会時に設置し、任期満了時まで
				福祉保健	11	11	地域活性化・生活環境向上	11	11	
				環境経済文教	10	10	保健医療・子ども家庭支援等福祉対策	11	11	9月定例会時に設置し、10月に開催
				建設消防	10	10	未来創造・教育力向上	10	10	
							一般会計及び各種特別会計決算審査	13	13	
							企業会計決算審査	13	13	

11 委員会

※定例会ごとなど、例年設置されているものも対象とし、備考欄に「第1回定例会時に設置」などと記載。この場合で4月1日現在設置されていないとき、定数は例年の値、現員数は「-」

令和6年4月1日現在

		議会運営委員会		常任委員会		特別委員会※				
		定数	現員数	名称	定数	現員数	名称	定数	現員数	備考
17	越谷市	12	12	総務	8	8				越谷市議会委員会条例により、議長が 常任委員とならないときは、当該常任委 員会の委員の定数は、1人を減じた人 数としている。
民生				8	8					
環境経済・建設				8	8					
子ども・教育				7	7					
予算決算				31	31					
18	船橋市	12	12	総務	10	10				同上
健康福祉				10	10					
市民環境経済				10	10					
建設				10	10					
文教				10	10					
広報				12	12					
予算決算				49	49					
総務市民				9	9					
19	柏市	17以内	9	健康福祉	9	9				
教育子供				9	9					
建設経済環境				9	9					
20	八王子市	13以内	12	総務企画	10	9	予算等審査	議長を除く全議員	－	第1回定例会(2月)で設置
文教経済				10	10	決算等審査	議長を除く全議員	－	第3回定例会(9月)で設置	
厚生				10	10					
都市環境				10	10					
21	横須賀市	10	10	総務	10	10	議会基本条例検証特別委員会	10	10	
民生				10	10	地域防災計画検証特別委員会	10	10		
環境教育				9	9					
都市整備				10	8					
予算決算				39	37					
22	富山市	10	10	総務文教	10	9				
厚生				10	9					
経済環境				9	8					
建設				9	9					
予算決算				37	34					
23	金沢市	12	10	総務	8	8	一般会計等決算審査		－	9月定例会月議会時に設置
経済環境				7	7	企業会計決算審査		－	9月定例会月議会時に設置	
市民福祉				8	8	都心軸再整備	10	10		
建設企業				7	7	防災・復興	10	10		
文教消防				8	8	公共交通	10	10		
24	福井市	10	10	総務	8	8	予算	15	15	議員改選後、最初の9月定例会時に設置
建設				8	7	決算	10	10	9月定例会時に設置	
教育民生				8	8	北陸新幹線開業効果最大化対策	8	8		
経済企業				8	8					
25	甲府市	12	12	総務	8	7	予算	16	－	3月定例会時に設置
民生文教				8	8	決算審査	14	－	9月定例会時に設置	
経済建設				8	7					
環境水道				8	8					
26	長野市	9	9	総務	9	9	子育て支援調査研究	9	9	
福祉環境				9	9	中山間地域活性化調査研究	9	9		
経済文教				9	9	公共交通対策調査研究	9	8		
建設企業				9	9	水道事業広域化調査研究	9	8		
						決算	33(令和5年)	－		
27	松本市	10	10				市役所新庁舎建設	16	16	9月定例会時に設置
厚生				8	8	市立病院建設	15	15	2月定例会時に設置	
経済文教				8	8	決算	12	－		
建設環境				7	7	予算	全議員	－		
28	岐阜市	11	11	総務	8	8	インターチェンジ周辺整備対策	12(令和3年度)	12	令和5年9月定例会時に設置
経済環境				7	7					
厚生				8	7					
建設				8	8					
文教				7	7					
29	豊橋市	10	10	総務	9	8	予算	正副議長を除く全議員	－	3月定例会時に設置
環境経済				9	9	一般会計予算	正副議長を除く全議員	－	6.9.12月定例会時に設置	
福祉教育				9	9	決算	正副議長及び監査委員を除く全議員	－	9月定例会時に設置	
建設消防				9	9	人づくりNo.1をめざすまちプロジェク トに関する調査特別委員会	12	12		
30	岡崎市	9	9	総務企画	10	9	こどもまんなか社会推進	9	9	
福祉病院				9	9	岡崎未来まちづくり	9	9		
文教経済				9	9					
建設環境				9	9					
予算決算				36	36					
31	一宮市	9	9	総務	10	10	名岐道路・スマートインターチェンジ推進	8	8	
福祉健康				10	10					
経済教育				9	9					
建設水道				9	9					
32	豊田市	10	10	企画総務	9	9				
地域生活				9	9					
教育社会				9	8					
環境福祉				9	9					
産業建設				9	9					
予算決算				44	44					

11 委員会

※定例会ごとなど、例年設置されているものも対象とし、備考欄に「第1回定例会時に設置」などと記載。この場合で4月1日現在設置されていないとき、定数は例年の値、現員数は「-」

令和6年4月1日現在

		議会運営委員会		常任委員会		特別委員会※								
		定数	現員数	名称	定数	現員数	名称	定数	現員数	備考				
33	大 津 市	12	12	総務	10	10	公共施設対策特別委員会	12	12					
				教育厚生	10	10								
				生活産業	9	9								
				施設	9	9								
				予算決算	37	37								
34	豊 中 市	10	9	総務	9	9	空港問題調査 交通インフラ調査	10	10					
				文教	8	8								
				建設環境	8	8								
				市民福祉	9	9								
35	吹 田 市	9	7	財政総務	9	9								
				文教市民	9	9								
				健康福祉	9	8								
				建設環境	9	8								
				予算	34	32								
				決算	32	29								
36	高 槻 市	6	6	総務消防	8	8	市街地整備促進 新名神・交通体系等対策 史跡整備・活用等 地方分権推進 決算審査	9	9					
				市民都市	9	9								
				福祉企業	9	9								
				文教にぎわい	8	8								
37	枚 方 市	8	8	総務	8	8	決算 予算	14	－	9月定例会時に設置 9月定例会月議会時に設置(「定数」欄は直近の実績) 3月定例会月議会時に設置(「定数」欄は直近の実績)				
				教育子育て	8	8								
				市民福祉	8	8								
				建設環境	8	8								
38	八 尾 市	議会の議決 で定める	7	総務	7	7								
				建設産業	6	6								
				文教	7	7								
				健康福祉環境	6	6								
				予算決算	25	25								
39	寝 屋 川 市	10	8	総務都市創造	8	8								
				健康福祉	8	8								
				文教生活	8	8								
				予算決算	24	24								
40	東大阪市	19	10	文教	7	7	決算審査特別委員会	各派代表者会議により議員数及び会派数の状況を考慮し定数を決め、最終的に議会の議決で決定される。昨年度は10人。	－	決算関係議案が上程された定例会時に設置				
				民生保健	8	8								
				環境産業	8	8								
				建設水道	7	7								
41	姫 路 市	11	11	総務	8	8								
				総務	9	9								
				文教・子育て	9	9								
				厚生	9	9								
				経済観光	9	9								
				建設	9	9								
				予算決算	45	45								
42	尼 崎 市	7	7	総務	9	8	予算 決算	全議員 監査委員を除く全議員	41 39	2月定例会時、2以上の常任委員会の所管に属する補正予算が提出された時に設置 9月定例会時に設置。				
				文教	8	8								
				健康福祉	9	9								
				経済環境企業	8	8								
				建設消防防災	8	8								
43	明 石 市	9	7	総務	8	8	決算審査	29	－	9月定例会時に設置				
				文教厚生	8	7								
				生活文化	7	7								
				建設企業	7	7								
44	西 宮 市	13	11	総務	8	8	決算 予算	議長を除く全議員 議長を除く全議員	－ －	9月定例会時に設置 3月定例会時に設置				
				民生	8	8								
				健康福祉	8	8								
				教育こども	8	8								
				建設	8	8								
45	奈 良 市	10	10	総務	7	7	行財政改革及び公共施設等検討	14	14	令和5年12月定例会で設置、令和6年4月1日現在継続審査中				
				観光文教	8	8					議案審査	12(令和5年度)	－	令和5年5月臨時会で設置
				厚生消防	8	8					補正予算等	11(令和5年度)	－	令和5年6月定例会で設置
				市民環境	8	7					補正予算等	11(令和5年度)	－	令和5年12月定例会で設置
				建設企業	8	7								
				予算決算	38	36								
46	和 歌 山 市	11	11	総務	10	10	地震等災害対策 決算	11 議長及び監査委員除く全議員	11 －	9月定例会時に設置				
				厚生	9	9								
				経済文教	9	9								
				建設企業	9	9								
47	鳥 取 市	9	9	総務企画	8	8	決算 予算	監査委員を除く全議員	－ －	9月定例会時に設置 2月定例会時に設置				
				福祉保健	8	8								
				文教経済	8	8								
				建設水道	8	8								

11 委員会

※定例会ごとなど、例年設置されているものも対象とし、備考欄に「第1回定例会時に設置」などと記載。この場合で4月1日現在設置されていないとき、定数は例年の値、現員数は「-」

令和6年4月1日現在

		議会運営委員会		常任委員会		特別委員会※				
		定数	現員数	名称	定数	現員数	名称	定数	現員数	備考
48	松江市	10	8	総務	9	8	宍道湖・中海問題等対策	9	8	
				教育民生	9	8	島根原子力発電対策	9	9	
				経済	8	7	総合交通対策	8	6	
				建設環境	8	8	まちづくり対策	8	8	
				予算	33	30	新庁舎建設	9	8	
							決算	-	-	9月定例会で設置
							松江市総合計画	9	8	
49	倉敷市	12	12				議員定数等調査	9	9	
						議員政治倫理審査	7	7		
				総務	7	7				
				市民文教	7	7				
				環境水道	7	7				
				保健福祉	8	7				
				文化産業	7	7				
50	呉市	9	9	建設消防	7	6				
				予算決算	43	41				
				総務	8	8	総合スポーツセンター調査検討	9	9	
				民生	8	8	総合交通対策	9	9	
51	福山市	10	10	文教企業	8	8	予算特別	全議員	-	9月定例会時に設置
				産業建設	8	8	決算特別	13	-	
				総務	10	10	都市整備	12	12	
				民生福祉	10	8	地方創生調査	12	12	
				文教経済	9	8	公共施設再構築	11	11	
				建設水道	9	9	決算	-	-	企業会計、一般・特別会計をそれぞれ9月定例会で設置
							予算	-	-	3月及び補正がある場合に設置
52	下関市	9	9				一般・特別会計決算審査	9	-	9月定例会時に設置
				経済	8	8	下関海峡エリアビジョン調査	9	9	
				文教厚生	9	9				
				建設消防	8	8				
53	高松市	10	10	総務	10	10	総合交通対策	13	13	
				教育民生	10	10	卸売市場再整備	13	13	
				経済環境	10	10	観光エリア・附属医療施設整備	14	14	
				建設消防	10	10	決算審査	37	-	9月から12月まで設置することが例
54	松山市	12	12	総務理財	8	7	決算	議長及び監査委員を除く全議員	-	9月定例会時に設置
				文教消防	7	7	新庁舎整備調査	14	14	
				市民福祉	7	7	松山市議会デジタル化推進	14	14	
				環境企業	7	7	松山市総合計画調査	14	14	
				都市整備	7	7				
				産業経済	7	7				
55	高知市	8	7	総務	9	9	行財政改革調査	11	11	
				建設環境	8	8	南海地震等災害対策調査	11	11	
				厚生	8	8	まちづくり調査	12	12	
				経済文教	9	8				
				予算決算	34	33				
56	久留米市	10	10	総務	9	8	決算審査	10	-	9月定例会時に設置
				教育民生	9	9	予算審査	10	-	3月定例会時に設置
				経済	9	9	歳入確保調査	10	10	
				建設	9	9	生活支援交通・買物問題調査	10	10	
57	長崎市	7	7	建設	9	9	防災対策	11	11	
				総務	10	10	部活動のあり方検討	10	10	2月定例会時に設置
				教育厚生	10	10	地域公共交通対策	10	10	(改選期は6月定例会)
				環境経済	10	10				
58	佐世保市	9	9	建設水道	10	10				
				総務	9	8	基地政策	8	8	
				都市整備	8	8	石木ダム建設促進	8	8	
				文教厚生	8	8	特定複合観光施設(IR)対策	8	8	
59	大分市	11以内	7	企業経済	8	8	交通体系整備	8	8	
				総務	9	9	子ども育成・若者活躍推進	10	10	
				厚生	9	9	まちづくり推進	13	13	
				文教	9	9	観光振興対策	12	12	
				建設	9	9	決算審査	-	-	9月定例会時に設置
				経済環境	8	8				
60	宮崎市	7	7	総務財政	10	10	新庁舎あり方検討	9	9	
				文教民生	10	9	まちなか活性化	9	8	
				建設企業	10	10	地域まちづくり検討	9	9	
				市民経済	10	9	子どもの権利に関する	9	9	
							宮崎市議会議員報酬等調査	9	9	
							決算審査	議長及び監査委員を除く全議員	-	9月定例会時に設置
61	鹿児島市	11	11	総務環境	9	9	決算	11	-	9月定例会時に設置
				防災福祉こども	9	8	桜島爆発対策	11	11	
				市民文教	9	7	都市整備対策	11	11	
				産業観光企業	9	9	鹿児島港本港区のまちづくりに関する調査	11	11	
				建設消防	9	9				
62	那覇市	14	14	総務	10	10				
				都市建設環境	10	8				
				教育福祉	10	10				
				厚生経済	10	10				
				予算決算	40	39				

12 会派

令和6年4月1日現在

	会派数	交渉 会派数	会派認定基準	会派専用控室設置基準
1 函 館 市	4	4	所属議員2人以上(ただし、所属議員3人以上の会派を交渉団体としている)	会派に独立した専用控室を設置
2 旭 川 市	5	－	所属議員2人以上	会派に独立した専用控室を設置(無所属(2人)は2人で1室としている。)
3 青 森 市	6	－	3人以上	設置基準はないが、現状は会派に独立した専用控室を設置している。(無所属は全員で1室を利用)
4 八 戸 市	5	5	2人以上	会派に独立した専用控室を設置(無所属は全員で1室を利用)
5 盛 岡 市	5	5	3人以上	会派別の専用控室を設置(幹事長会議で協議)
6 秋 田 市	7	5	なし(ただし、所属議員4人以上の会派を交渉団体としている)	会派に独立した専用控室を設置
7 山 形 市	5	5	3人	会派に独立した専用控室を設置(無会派は全員で1室を利用)
8 福 島 市	6	－	2人以上	会派に独立した専用控室を設置(無所属は全員で1室を利用)
9 郡 山 市	7	5	2人以上(ただし、所属議員3人以上の会派を交渉団体としている)	会派に独立した専用控室を設置(1人会派は全員で1室を利用)
10 いわき市	8	4	なし(ただし、所属議員3人以上の会派を交渉団体としている)	会派に独立した専用控室を設置
11 水 戸 市	6	－	3人以上(所属議員が3人未満の場合は会派等としている)	明確な設置基準はないが、会派及び会派等に独立した専用控室を設置(所属議員の人数に応じて部屋の面積を調整)
12 宇都宮市	10	5	1人でも会派として認めている。ただし、交渉会派は3人以上の会派としている。	会派に控室を設置
13 前 橋 市	12	6	なし(ただし、所属議員3人以上の会派を交渉団体としている)	基準なし、会派構成人数と1人当たりの面積を基に、各派代表者会議にて協議し、調整。
14 高 崎 市	5	4	所属議員2人以上(ただし、所属議員3人以上の会派を交渉団体としている)	控室総面積を議員数で割り、人数に乗じた面積を基準
15 川 越 市	6	6	2人以上の所属議員を有する交渉団体を会派としている。	会派に独立した専用控室を設置
16 川 口 市	7	5	1人でも会派認定しているが、交渉会派は3人以上としている。	基準なし、会派構成人数と1人当たりの面積を基に、各会派代表者会議にて協議し、調整。
17 越 谷 市	8	－	3人以上(ただし、政党については3人未満の場合でも会派とみなす)	会派に独立した専用控室を設置
18 船 橋 市	7	7	所属議員2名以上(ただし、所属議員3人以上の会派を交渉団体としている)	会派代表者会議において協議決定(現在は、会派ごとに控室を設置し、無所属は1室設置し、4人で利用している)
19 柏 市	6	5	2人以上(所属議員3人以上の会派を交渉団体としている)	会派ごとに控室を設置、1人当たり3.0平方メートルを基準
20 八王子市	10	4	交渉団体となる会派は、所属議員3人以上	基準なし。その都度会派代表者会にて協議。
21 横須賀市	5	3	所属議員2名以上(ただし、所属議員4人以上の会派を交渉会派としている)	控室総面積を議員数で割り人数に乗じた面積を基準(基本面積は、一人11.7㎡)とし、会派には独立した控室を割り当て、その他の部屋を無会派議員に割り当てる。 無会派議員等が同室となる場合はパーティションで仕切る。
22 富 山 市	8	4	1人でも会派認定しているが、交渉会派は3人以上	会派に独立した専用控室を設置(1人会派は1部屋を共同利用)
23 金 沢 市	5	－	3人以上	会派に独立した専用控室を設置
24 福 井 市	5	－	2人以上	会派に独立した専用控室を設置
25 甲 府 市	6	－	所属議員2名以上	基本的に会派ごとに独立した専用控室を設置。疑義が生じた場合には、会派代表者会議で協議する。
26 長 野 市	5	－	構成員2人以上をもって届出のあった会派	会派に独立した専用控室を設置
27 松 本 市	6	－	3人以上	会派に独立した専用控室を設置(1人会派は相部屋になることがある)
28 岐 阜 市	7	4	なし(ただし、所属議員3人以上の会派を交渉団体としている)	会派に独立した専用控室を設置(1人会派の控室は基本的に相部屋とすることとしている。)
29 豊 橋 市	10	4	(所属議員3人以上の会派を交渉団体としている)	設置基準は特になし
30 岡 崎 市	4	4	3人以上	会派に独立した専用控室を設置(会派に属さない議員が2人以上の場合は同室とする。)
31 一 宮 市	8	3	3人以上	2人以上の会派に独立した専用控室を設置(1人会派の控室は基本的に相部屋とすることとしている。)

12 会派

令和6年4月1日現在

	会派数	交渉 会派数	会派認定基準	会派専用控室設置基準
32 豊田 市	4	4	3人以上	会派に独立した専用控室を設置（少人数の会派及び会派に属さない議員は相部屋としている。）
33 大 津 市	11	6	1人でも会派認定しているが、交渉会派は3人以上	会派単位で専用控室を設置（1人会派は相部屋になることがある）
34 豊 中 市	4	4	3人以上	会派ごとに専用控室を設置。基本的に議会棟2階（正副議長室・第1応接室・事務局執務室を除く）に配置。
35 吹 田 市	8	4	1人でも会派認定しているが、3人以上の会派を交渉団体としている。	会派に独立した専用控室を設置（2人以下の会派が複数ある場合は、同室としパーテーションで仕切る場合もある。）
36 高 槻 市	5	5	2人以上。ただし交渉会派は4人以上の会派としている。（ただし、3人会派も認めている）	会派ごとに専用控室を設置（無所属議員は同室を使用）
37 枚 方 市	5	5	3人以上	各会派への控室の割り当ては、会派人数が6名までは1部屋、7名から9名は2部屋としている。10名からは3部屋としている。
38 八 尾 市	6	6	2人以上	会派に独立した専用控室を設置、無所属は1名で1室を使用
39 寝屋川市	5	5	2人以上（ただし、交渉会派は3人以上）	会派に独立した専用控室を設置
40 東大阪 市	8	4	なし（ただし、所属議員2人以上の会派を交渉団体としている）	設置基準は特になし
41 姫 路 市	9	8	1人でも会派認定しているが、交渉会派は3人以上	会派ごとに控室を設置（一人会派が複数ある場合は、1部屋による相部屋方式とする。）
42 尼 崎 市	7	5	2人以上で会派を結成できる。ただし、交渉会派は4人以上の会派としている。	議員控室は、会派代表者において協議のうえ、各会派等に割り当てる。
43 明 石 市	8	5	1人でも会派認定しているが、交渉権のある会派は3人以上	議員控室は、会派代表者において協議のうえ、各会派等に割り当てる。
44 西 宮 市	7	7	所属議員3人以上	会派に独立した専用控室を設置（無所属議員は3人で1室を利用）
45 奈 良 市	6	6	2人以上で会派は構成する。ただし、交渉会派は3人以上で構成する会派としている。	会派に独立した専用控室を設置、無所属議員6人はそれぞれ個室を利用
46 和歌山市	6	-	2人以上	会派に独立した専用控室を設置
47 鳥 取 市	5	4	2人以上。交渉会派は、4人以上で構成する会派としている。	基準はないが、会派ごとに専用控室を設置。無所属議員（6人）は、全員で1室を使用。
48 松 江 市	6	5	会派は2人以上をもって構成する。ただし交渉会派は3人以上をもって構成する。	会派に独立した専用控室を設置
49 倉 敷 市	7	7	会派を組織する場合には、議員3人以上でなければならないとしている（倉敷市議会内会派に関する内規）	会派に独立した専用控室を設置（無会派は全員で1室を利用）
50 呉 市	5	5	3人以上	会派に独立した専用控室を設置、諸派は全員で1室を使用
51 福 山 市	5	-	3人以上	会派に専用控室を設置（無所属は1室を使用）
52 下 関 市	5	5	2人以上で会派を結成できる。ただし、交渉会派は3人以上の会派としている。	会派ごとに控室を設置。無所属議員（4人）も1室を使用。
53 高 松 市	5	4	2人以上で会派を結成できる。ただし、交渉会派は3人以上の会派としている。	設置基準は特になし
54 松 山 市	11	7	1人でも会派として認めている。ただし、交渉会派は3人以上の会派としている。	設置基準は特になし
55 高 知 市	5	4	1人でも会派と認めている。ただし、交渉会派は3人以上の会派としている	会派に独立した専用控室を設置（一人会派が複数ある場合は、1部屋による相部屋方式とする。）
56 久留米市	6	6	所属議員3人以上を会派としており、交渉会派の要件も同じく3人以上（2人以下は団体として整理）	基本的に会派ごとに独立した専用控室を設置 2人以下の団体は原則全員で1室を使用（現在は1名と2名で構成された2団体が、1部屋を使用）
57 長 崎 市	8	5	なし（ただし、所属議員4人以上の会派を交渉団体としている）	基本的に会派単位で専用控室を利用
58 佐世保市	7	-	1人でも会派と認めている。	会派ごとに控室を設置。一人会派（現3人）は全員で1室を使用。
59 大 分 市	7	4	2人以上（ただし、所属議員4人以上の会派を交渉団体としている）	設置基準は特になし 現状は会派に独立した専用控室を設置（無所属については、現在4名で1室を使用している）
60 宮 崎 市	11	8	1人でも会派と認めているが、議連2人以上、代表者会は3人以上の会派で構成	控室総面積を議員数で割り人数に乘じた面積を基準（基本面積は、一人7.8㎡）
61 鹿児島市	6	-	2人以上	基準なし、その都度議連にて協議
62 那 覇 市	9	9	2人以上	会派に独立した専用控室を設置

13 各派代表者会議

※ 公開・非公開に範囲があるときは「公開▲」又は「非公開▲」とし、備考欄に状況を記載

令和6年4月1日現在

	人数	体制	諸派(小会派)の出席及び発言	公開・非公開の別※	備考
1 函 館 市	6	正副議長、各会派代表者	全会派の代表者が出席。無所属議員の出席はなし。	非公開	
2 旭 川 市	7	正副議長、各会派の会長	全会派の会長が出席。無所属議員の出席はなし	非公開	
3 青 森 市	8	正副議長、各派代表者	議長の許可を得た者が傍聴することができる。	公開▲	各派代表者会議は、公開する。 ただし、議長は、必要があると認めるときは、公開しないことができる。
4 八 戸 市	10	正副議長、各派代表者等	無	非公開	
5 盛 岡 市	7	正副議長、各会派代表者	任期最初の会議で出席について諮り、認められれば出席可能	非公開	
6 秋 田 市	9	正副議長、各会派の代表	全会派の代表者が出席	非公開	
7 山 形 市	10	正副議長、各会派の代表	オブザーバーとして出席できる	非公開	
8 福 島 市	8	正副議長、各会派の代表	オブザーバーとして出席できる	公開	
9 郡 山 市	8	正副議長、議運委員長、交渉会派の代表	オブザーバーとして出席できる。原則、発言はできない。	非公開	
10 いわき市	7	正副議長、交渉団体の代表者	無 ※傍聴の申し出があった際に会議に諮って判断	公開▲	傍聴の申し出があった際に会議に諮って判断
11 水 戸 市	10	正副議長、議会運営委員長及び副委員長、各会派の代表者	有 ※議長の許可を得て発言することができる	公開	
12 宇都宮市	9	正副議長、議運委員長、3人以上の会派の代表者、最大会派の幹事長	傍聴委員として出席できる。 議長の許可を得て発言できる。	公開	
13 前 橋 市	11	正副議長、各会派代表者	オブザーバーとして出席できる	公開▲	市政記者のみに公開
14 高 崎 市	12	正副議長、各会派代表者	有。ただし傍聴のみ	公開▲	市政記者のみに公開
15 川 越 市	8	正副議長、各会派代表者	全会派の代表者が出席。無所属議員の出席は無し	非公開	
16 川 口 市	7	正副議長、各会派の代表者(所属議員3人以上の会派)	無	公開▲	原則公開(規定なし)
17 越 谷 市	8	正副議長、各会派を代表する議員	全会派の代表者が出席	公開▲	議員のほか、議長の許可を得た者が傍聴することができる。
18 船 橋 市	9	正副議長、各会派代表者(所属議員3人以上の会派)	オブザーバーとして出席できる	公開▲	傍聴の申し出があった際に会議に諮って判断
19 柏 市	7	正副議長、各会派代表者	全会派の代表者が出席。無所属議員の出席はなし。 ※参加者全員の同意が得られたときは例外とする。	非公開	
20 八王子市	9	正副議長、各交渉会派代表者、議運委員長(オブザーバー)	オブザーバーとして交渉団体でない無会派議員から2名が出席	非公開	
21 横須賀市	4	各交渉会派代表者、年長議員	有(申し出があった場合、3人以上の会派はオブザーバーとして出席の可否を会議冒頭確認している)	公開	
22 富 山 市	14	正副議長、各交渉団体の所属議員数に応じて選出	オブザーバーとして出席できる	公開▲	原則公開(市政記者のみ)
23 金 沢 市	7	正副議長及び各派代表		非公開	
24 福 井 市	9	各会派代表者又は各会派役員等を会派構成員数に応じて選出	全会派の代表者等が出席	公開▲	傍聴の申し出があった際に会議に諮って判断
25 甲 府 市	7	正副議長、会派代表者	協議事項について必要があると認めるときは、会派に属さない議員の出席を求めて意見を聞くことができる。 会派に属さない議員から発言の申し出があったときは、代表者会議に諮りその許可を決める。	公開	
26 長 野 市	8	会派の所属議員5人までごとに1人の割合で各会派が選出する議員	オブザーバーとして出席できる	公開	市議会議員一般選挙後の初議会の運営等について協議又は調整を行う。 招集権者は座長(座長が選任されるまでの間は、議会事務局長)
27 松 本 市	8	正副議長、各会派の代表者(会派代表者会議)	改選後議会人事の際に、先例に倣って事務局長が招集している。 無所属議員は傍聴ができる。	公開	
28 岐 阜 市	7	正副議長、各交渉団体の幹事長	議長が必要と認めた場合、会議に諮って出席を認める。	非公開	
29 豊 橋 市	11	正副議長、所属議員数に応じて選出された各会派の議員と議会運営委員会の正副委員長	無	非公開	
30 岡 崎 市	6	正副議長及び各会派の代表	協議事項について必要があると認めるときは、会派に所属しない議員の出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。 会派に所属しない議員からの発言の申し出があったときは、代表者会議で許可を決める。	非公開	
31 一 宮 市	10	正副議長及び各会派の代表	全会派の代表者等が出席	非公開	

13 各派代表者会議

※ 公開・非公開に範囲があるときは「公開▲」又は「非公開▲」とし、備考欄に状況を記載

令和6年4月1日現在

	人数	体制	諸派(小会派)の出席及び発言	公開・非公開の別※	備考
32 豊田市	9	正副議長、所属議員数に応じて選出された各会派の議員と議会運営委員会の委員長	各派代表者会議が必要であると判断したときは、会派に所属しない議員(諸派)のオブザーバー出席を求めることができる。	非公開	
33 大津市	13	正副議長、全会派の代表	全会派の代表者が出席	非公開	
34 豊中市	8	正副議長、各会派の代表者	無	非公開	
35 吹田市	-	-	-	-	
36 高槻市	7	正副議長、各会派代表者	全会派の代表者が出席	非公開	
37 枚方市	7	正副議長、各会派代表者	全会派の代表者が出席	非公開	
38 八尾市	9	正副議長、各会派の代表者	全会派の代表者が出席(会議が必要と認めるときは会派に所属しない議員の出席を求め発言を許すことができる)	非公開	
39 寝屋川市	7	正副議長、各会派幹事長	会派に属さない議員は、議長が認めた場合に限り出席可能	非公開	
40 東大阪市	6	正副議長、交渉会派の各会派の代表者	オブザーバーとして出席できる	非公開▲	庁内のみ公開
41 姫路市	11	正副議長、各派代表者	有	非公開	
42 尼崎市	7	正副議長、交渉団体の各会派の幹事長(代表者)	必要があると認めるときは、交渉団体でない幹事長を出席させ、意見を聴くことができる。	公開	
43 明石市	5	正副議長、交渉会派の各会派の代表者	議長が必要と認めたとき、代表者会にはかりオブザーバーの出席の可否を決定する	非公開	
44 西宮市	-	-	-	-	
45 奈良市	9	正副議長、各会派幹事長(代表者)、議会運営委員長	無	非公開	
46 和歌山市	8	正副議長、各会派代表者(幹事長)	出席可	非公開	
47 鳥取市	7	正副議長、会派の代表者	無所属議員はオブザーバーとして出席できる(許可を得れば発言可能)	非公開	
48 松江市	-	正副議長、各会派代表者	会派に属しない議員の出席は求めない。	非公開	
49 倉敷市	9	正副議長、会派の代表者	無	非公開	
50 呉市	7	正副議長、各会派代表者	オブザーバーとして出席できる(許可を得れば発言可能)	非公開	
51 福山市	9	正副議長、各会派代表者、議運正副委員長	無	非公開	
52 下関市	7	正副議長、各会派代表者	無	非公開	
53 高松市	7	正副議長、各会派の会長(最大会派は副会長を含む)	無	非公開	
54 松山市	7	正副議長、各会派の代表者	傍聴のみ(許可を得れば発言可能)	非公開	
55 高知市	6	正副議長、3人以上の会派の代表1人	無	公開	
56 久留米市	10	正副議長、3人以上の会派の代表者、オブザーバーとして議運正副委員長	無(事務局が後日説明)	非公開	
57 長崎市	9	正副議長、2人以上の会派の代表者1人(ただし、16人以上の会派は2人)、議運の委員長	1人会派については傍聴可能	公開	
58 佐世保市	-	必要に応じ、議長が招集する。招集メンバーは案件に応じて、議長が決定する。	-	非公開	
59 大分市	9	正副議長、2人以上の議員が所属する会派の代表者	無所属議員はオブザーバーとして出席できる(許可を得れば発言可能)	公開	
60 宮崎市	9	正副議長、3人以上の議員が所属する会派の代表者	オブザーバーとして出席できる。発言できない。	非公開	
61 鹿児島市	8	正副議長、各会派代表者	無所属議員は必要に応じ出席	非公開	
62 那覇市	13	正副議長、議会運営委員長及び副委員長、2人以上の議員が所属する会派を代表する議員	会派に属さない(無所属)議員の出席は求めない。	公開▲	原則として公開だが、出席議員の過半数の議決で非公開とすることができる(那覇市議会各派代表者会議要綱第3条)

14 協議又は調整を行うための場

令和6年4月1日現在

	地方自治法第100条第12項の規定による協議又は調整を行うための場（協議等の場）	費用弁償の有無
1 函館市	-	-
2 旭川市	-	-
3 青森市	各派代表者会議、全員協議会、常任委員協議会、議会だより編集会議、議会広報広聴推進会議	無
4 八戸市	議員全員協議会、委員会協議会	無
5 盛岡市	全員協議会、議会広報委員会	有
6 秋田市	全員協議会、各派会長会議	無
7 山形市	各派代表者会、各派責任者会、全員協議会、正副委員長会議、議会図書室運営委員会、広報広聴委員会、議会運営協議会、議員初会合	無
8 福島市	全員協議会、議会委員協議会、代表者会、政務活動費検討会、広報委員会、政策討論会、改革検討会、ICT活用検討会	有
9 郡山市	-	-
10 いわき市	全員協議会、各派代表者会議、議会改革推進検討委員会、政策提案検討委員会、議会報編集委員会	有
11 水戸市	全員協議会、代表者会議、議会報編集委員会	支給停止中
12 宇都宮市	各会派代表者会議、議員協議会、常任委員会正副委員長会議、広報広聴委員会	無
13 前橋市	-	-
14 高崎市	全員協議会、各派代表者会議、広報委員会	無
15 川越市	市議会議員協議会、図書室委員会、広報紙編集委員会、政務活動費経理責任者会議、常任委員会正副委員長会議、ICT活用推進委員会	有
16 川口市	各会派代表者会議、正副委員長会議、全員協議会	有
17 越谷市	全員協議会、代表者会、正副常任委員長会、広報・図書室協議会	無
18 船橋市	全員協議会、会派代表者会議、委員会協議会	無
19 柏市	各派代表者会議、議員全員協議会、議会広報委員会	無
20 八王子市	-	-
21 横須賀市	議員総会、全員協議会（各会派代表者会議、災害対策会議、政策検討会議、広報広聴会議、議会制度検討会議、議会ICT化運営協議会は「特定の目的について検討を行うための場」として委員会規則に別途定めている）	無
22 富山市	各派代表者会議、正副委員長会議、委員長会議、議員協議会、議会報編集委員会、議会改革検討調査会	無
23 金沢市	議会広報委員会	有
24 福井市	議員全員協議会、各派代表者会議、委員会事前協議、図書選定委員会、福井市議会だより編集委員会	無
25 甲府市	全員協議会、会派代表者会議、正副委員長会議、広聴広報委員会、調査研究会	無
26 長野市	全員協議会、各派代表者会議、正副委員長会議、所信表明会世話人会、委員会協議会、議会報編集委員会、議会活性化検討委員会2023	有
27 松本市	議員協議会、常任委員協議会、当初予算説明会、政策部会、広報部会、交流部会、政策討論会	有
28 岐阜市	-	-
29 豊橋市	-	-
30 岡崎市	全員協議会、各派代表者会議、議会運営委員会理事会、正副委員長会議、議会広報委員会、政治倫理委員会、事実調査会、長期欠席事由審査会	無
31 一宮市	-	-
32 豊田市	全員協議会、常任・特別委員長会議	有

14 協議又は調整を行うための場

令和6年4月1日現在

	地方自治法第100条第12項の規定による協議又は調整を行うための場(協議等の場)	費用弁償の有無
33 大 津 市	全員協議会、議会広報広聴委員会、議会災害対策会議、市政課題広聴会	有
34 豊 中 市	各派代表者会、幹事長会、議会改革等検討委員会、議会報編集委員会、全員協議会、委員懇談会、予算内示会、委員長会議、正副委員長会議	無
35 吹 田 市	議会広報委員会、全員協議会、常任委員協議会、予算常任委員会理事会、決算常任委員会理事会、特別委員協議会、代表者会議、役選代表者会議、政務活動費経理責任者会議、議会運営委員会小協議会	無
36 高 槻 市	-	-
37 枚 方 市	-	-
38 八 尾 市	委員協議会、正副委員長事前協議、予算決算常任委員会理事会、議会運営委員協議会、提出議案事前協議、各派代表者会議、幹事長会議、意見書調整会議、全員協議会、臨時会運営会議、議会だより編集委員会、八尾市議会災害対策会議	無
39 寝屋川市	-	-
40 東大阪市	-	-
41 姫 路 市	議員総会、正副委員長研修会、決算説明会、予算大綱説明会	無
42 尼 崎 市	会派代表者会、議員総会、各常任委員協議会、正副委員長会、議会だより編集委員会、議会改革検討委員会、政務活動費の制度検証等特別委員会	無
43 明 石 市	-	-
44 西 宮 市	議員総会、広報委員会	無
45 奈 良 市	全員協議会、議員総会	無
46 和歌山市	全員協議会、広報委員会	無
47 鳥 取 市	全員協議会、議会広報委員会、議会改革検討委員会	無
48 松 江 市	全員協議会、議会広報等委員会	有
49 倉 敷 市	全員協議会	無
50 呉 市	議会協議会、議案説明会、正副委員長会議、政策研究会、広報委員会	有
51 福 山 市	全員協議会	無
52 下 関 市	議会広報部会、議会災害対策会議	有
53 高 松 市	議員全員協議会	無
54 松 山 市	-	-
55 高 知 市	-	-
56 久留米市	議会広報委員会	無
57 長 崎 市	全員協議会、各派代表者会議、世話人会、常任委員会正副委員長会議、特別委員会正副委員長会議	無
58 佐世保市	全員協議会、常任委員会協議会	有
59 大 分 市	会派代表者会議、全員協議会、広報委員会、議会活性化推進会議	有
60 宮 崎 市	全員協議会、代表者会、議会活性化検討委員会、広報広聴委員会、災害対策連絡会議、感染症対策連絡会議	有
61 鹿児島市	-	-
62 那 覇 市	各派代表者会議、正副委員長会議、全員協議会、災害対策連絡本部、広聴参画会議、広報会議、議会改革会議	無

15 当初予算の審査方法

令和6年4月1日現在

		付託委員会		審査様態
		特別	常任	
1	函 館 市	○		各会計当初予算は予算特別委員会を設置し付託（議長を除く全議員をもって構成する特別委員会を設置し、請願、意見書を除く全議案を付託。特別委員会に3分科会（既存の3常任委員会を活用）を設置し、付託議案を分担し、3分科会で分担部分に対する審査を行い、その後、特別委員会において採決を行っている。）
2	旭 川 市	○		議長を除く全議員をもって構成される予算等審査特別委員会を設置し付託。総務経済建設及び民生子育て文教の2分科会を設置し、付託議案を分担し、両分科会で分担部分に対する質疑を行い、委員会において総括質疑の後に討論・採決を行う。
3	青 森 市	○		第1回定例会において20人の委員（議長を除く）をもって構成する予算特別委員会を設置し付託、審査
4	八 戸 市	○		すべての予算を正副議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し付託、審査
5	盛 岡 市	○		議長を除く全議員をもって構成される予算審査特別委員会を設置し、各会計予算を付託、審査
6	秋 田 市		○	予算決算委員会へ付託、分科会で審査
7	山 形 市	○		議長を除く全議員で構成する予算委員会を設置し、当初予算に関する議案付託。その後、常任委員会を単位とする分科会を設置し議案付託。
8	福 島 市	○		議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、当初予算に関する議案付託。その後、常任委員会や特別委員会ごとの分科会を設置し、付託議案を分割付託。原則、分科会にて審査を行った後、委員会において自由討議、討論を経て採決を行う。
9	郡 山 市		○	歳入歳出とも各常任委員会へ分割付託
10	いわき市		○	歳入歳出とも各常任委員会へ分割付託
11	水 戸 市		○	一般会計予算のうち歳出、継続費、債務負担行為及び繰越明許費は、所管の常任委員会に分割して付託し、歳入、地方債及び一時借入金は、総務環境委員会に付託する。また、特別会計及び公営企業会計予算は、所管の常任委員会に付託する。
12	宇都宮市		○	一般会計予算について、歳入は全款を総務常任委員会、歳出は所管の常任委員会へ分割付託。特別会計、企業会計は所管の常任委員会へ付託。
13	前 橋 市		○	一般会計歳入歳出とも各所管の常任委員会に分割付託、特別会計・企業会計は所管の常任委員会に付託
14	高 崎 市	○	○	一般会計は歳入歳出とも所管の常任委員会、子育て支援・定住人口増加対策特別委員会、環境施設建設特別委員会、都市集客施設整備特別委員会に分割付託、特別会計と企業会計は所管の常任委員会に付託
15	川 越 市		○	一般会計歳入歳出とも各所管の常任委員会へ分割付託、特別会計・企業会計は、所管の常任委員会へ付託
16	川 口 市		○	一般会計は、使用料及び手数料、支出金並びに市債などの歳入の一部並びに歳出の全部について各所管の常任委員会へ分割付託し、分割付託しない歳入部分については、総務常任委員会へ付託。特別会計・企業会計は、所管の常任委員会へ付託。
17	越 谷 市		○	予算決算常任委員会へ付託。（予算決算常任委員会での審査方法：部門別常任委員会と同様の委員で構成する4つの分科会に送付し、各分科会で質疑を行った後、予算決算常任委員会の全体会において各分科会長の報告を経て、委員長報告に対する質疑・討論・採決を行う。）
18	船 橋 市		○	議長を除く全議員で構成する予算決算委員会へ付託。（行政部門別常任委員会に対応した5つの分科会を設置し、各分科会で質疑を行った後、予算決算委員会の全体会において、質疑・討論・採決を行う）
19	柏 市		○	一般、特別会計、歳入歳出とも各常任委員会へ分割付託
20	八王子市	○		一般・特別・公営企業会計予算及び関連する議案について予算等審査特別委員会を設置し付託。同特別委員会、各常任委員会ごとに分科会を設置し、実質審査。
21	横 須 賀 市		○	予算決算常任委員会へ付託。（予算決算常任委員会での審査方法：行政部門別常任委員会や特別委員会ごとに予算決算常任委員会の分科会を設置し、付託議案を分割してそれぞれの分科会へ送付する。送付を受けた各分科会で質疑を行った後、予算決算常任委員会の全体会において各分科会の報告を経て、総括質疑・討論・採決を行う。）
22	富 山 市		○	予算決算委員会へ付託。（部門別常任委員会に対応した4つの分科会を設置し、各分科会で質疑・審査を行う。予算決算委員会の全体会において、分科会長が審査報告を行い、その報告に対する質疑・採決を行う）
23	金 沢 市		○	歳入は総務常任委員会へ付託、歳出は各常任委員会へ分割付託。各常任委員会の部門別審査後、5つの常任委員会の連合審査会を開催し、審議を行っている。
24	福 井 市	○		すべての予算を予算特別委員会に付託、予算特別委員会から各常任委員会へ調査（実質審査）を依頼し、各常任委員会で調査を行う。各常任委員会での調査結果を受け、予算特別委員会にて総括質疑、採決を行う。
25	甲 府 市	○		予算特別委員会を設置し付託、審査
26	長 野 市		○	原則として所管の常任委員会に分割付託。ただし、具体的、直接的に当該特別委員会と結び付きがある議案で、議会運営委員会が必要と認めるものは、特別委員会に付託する。
27	松 本 市	○		全議員で構成する予算特別委員会を設置して付託、審査。各常任委員会及び各特別委員会の所管する事項を分担する予算特別委員会分科会をそれぞれ設置し、審査を分科会へ依頼する。
28	岐 阜 市		○	一般会計歳入、地方債、一時借入金は総務委員会へ、一般会計予算歳出、債務負担行為、特別会計、企業会計は所管の常任委員会へ付託
29	豊 橋 市	○		すべての予算を正副議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し付託、審査
30	岡 崎 市		○	議長を除く全議員で構成する予算決算委員会に付託し、分科会で審査

15 当初予算の審査方法

令和6年4月1日現在

		付託委員会		審査様態
		特別	常任	
31	一宮市	○	○	一般会計は歳入歳出とも所管の常任・特別委員会に分割付託、特別会計と企業会計は所管の常任委員会に付託
32	豊田市		○	議長を除く全議員で構成する予算決算委員会に付託、審査。
33	大津市		○	予算決算常任委員会(議長を除く全議員で構成)に付託、分科会等で審査。
34	豊中市		○	一般会計は歳入歳出とも所管委員会に分割付託、特別会計と企業会計は所管委員会に付託
35	吹田市		○	一般会計・特別会計・事業会計予算を予算常任委員会に付託。分科会で質疑を行い、全体会で総括質疑の後、討論・採決。
36	高槻市		○	一般会計は歳入歳出とも所管委員会に分割付託、特別会計と企業会計は所管委員会に付託
37	枚方市	○		一般会計・特別会計・企業会計とも予算特別委員会を設置し、付託、審査。
38	八尾市		○	議長を除く全議員で構成する予算決算常任委員会に付託、部門別常任委員会と同様の委員で構成する4つの分科会に分割送付し審査。
39	寝屋川市		○	予算決算常任委員会へ付託、審査
40	東大阪市		○	各常任委員会へ分割付託、審査
41	姫路市		○	正副議長を含む全議員で構成する予算決算委員会へ付託、分科会で審査
42	尼崎市	○		議員全員で構成される予算特別委員会を設置し、付託。特別委員会に常任委員会と同じ所管、委員構成の5分科会を設置し、付託議案を分担し、5分科会で分担部分に対する審査を行い、その後、特別委員会において総括質疑の後、採決を行う。
43	明石市		○	歳入歳出ともに各常任委員会へ分割付託、審査
44	西宮市	○		一般・特別・企業会計予算とも、議長を除く全議員で構成する特別委員会に付託し、審査は各常任委員会と同じ構成員・所管で設置する分科会で審査する。
45	奈良市		○	各会計予算は議長を除く全議員で構成する予算決算委員会に付託し、審査を行う。
46	和歌山市		○	一般会計歳入は総務委員会へ、一般会計歳出及び特別会計は各常任委員会へ分割付託
47	鳥取市	○		一般・特別・企業会計予算とも、全議員で構成する特別委員会に付託し、審査は各常任委員会と同じ構成員・所管で設置する分科会で審査する。
48	松江市		○	各会計予算及び関連する議案は、議長を除く議員全員の委員をもって構成する予算委員会で審査する。なお細部審査は、予算委員会を除く各常任委員会を分科会とし、一般会計はその所管別に分担して行い、特別会計・企業会計はこれに委託して行う。
49	倉敷市		○	予算決算委員会に付託。各分科会で質疑、賛否等の確認を行った後、予算決算委員会全体会において、各分科会長の報告を経て、質疑・討論・採決を行う。
50	呉市	○		全議員で構成される予算特別委員会を設置し付託
51	福山市	○		議長を除く全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し付託
52	下関市		○	一般会計歳入は総務委員会、一般会計歳出、特別会計、企業会計は所管の常任委員会へ付託(分割あり)。
53	高松市	○	○	歳入歳出とも関係常任・特別委員会へ分割付託する。一般会計予算歳入のうち、繰越金、地方交付税等一般財源は総務常任委員会へ付託する。
54	松山市	○	○	一般会計歳入は総務理財委員会へ。一般会計歳出は所管の委員会へ分割付託。特別・企業会計は所管の委員会へ付託。
55	高知市		○	予算決算常任委員会に付託。部門別常任委員会と同様の委員で構成する4つの分科会に送付し、各分科会で質疑を行った後、予算決算常任委員会の全体会において各分科会長の報告を経て、質疑・討論・採決を行う。
56	久留米市	○		予算審査特別委員会を設置し付託
57	長崎市		○	一般会計歳出部分、継続費、繰越明許費、債務負担行為は各常任委員会に分割付託。特別会計、公営企業会計予算は所管する各常任委員会へ付託。一般会計歳入部分、地方債、一時借入金、歳出予算の各項の経費の金額の流用は総務委員会へ付託。
58	佐世保市		○	一般会計予算歳入は総務委員会、歳出は所管の常任委員会へ分割付託。特別会計、企業会計は所管の常任委員会へ付託。
59	大分市		○	一般会計歳入は総務常任委員会へ、一般会計歳出は各所管の常任委員会へ分割付託。特別・企業会計は各所管の常任委員会へ付託。
60	宮崎市		○	一般会計歳入は総務財政委員会へ、一般会計歳出は各所管の常任委員会へ分割付託。特別・企業会計は各所管の常任委員会へ付託。
61	鹿児島市		○	一般会計については、歳入歳出とも所管の常任委員会へ分割付託、但し、予算総額は総務環境委員会にて確認。特別会計・企業特別会計は、所管の常任委員会へ付託。
62	那覇市		○	予算決算常任委員会へ付託。各常任委員会と同じ委員で構成する分科会に送付し、各分科会で審査を行った後、予算決算常任委員会の全体会において、各分科会委員長の審査報告を行い、質疑・討論・採決を行う。

16 補正予算の審査方法

令和6年4月1日現在

		付託委員会			審査様態
		特別	常任	その他	
1	函 館 市	○			当初予算に同じ
2	旭 川 市	○			補正予算等審査特別委員会(委員数15名程度)を設置し、各会計補正予算とこれに関連を有する議案及び単独議案を付託し審査するか、又は付託せず本会議で審議する。
3	青 森 市	○			当初予算に同じ
4	八 戸 市		○		歳入は総務常任委員会へ付託、歳出は各常任委員会へ分割付託
5	盛 岡 市		○		一般会計補正予算の歳入は総務常任委員会に付託、歳出は所管常任委員会に分割付託、特別会計及び企業会計の補正予算は、所管常任委員会に付託、審査(ただし、補正予算審査特別委員会を設置し、付託・審査する場合もある)
6	秋 田 市		○		当初予算に同じ
7	山 形 市	○			当初予算に同じ
8	福 島 市		○		歳入歳出とも各常任委員会及び特別委員会へ分割付託
9	郡 山 市		○		歳入歳出とも各常任委員会へ分割付託
10	いわき市		○		歳入歳出とも各常任委員会へ分割付託
11	水 戸 市		○		当初予算に同じ
12	宇都宮市		○		当初予算に同じ
13	前 橋 市			○	補正予算については、各所管委員会に分割付託せず、本会議での審議を例としている。
14	高 崎 市	○	○		当初予算に同じ
15	川 越 市		○		当初予算に同じ
16	川 口 市		○		当初予算に同じ
17	越 谷 市		○		予算決算常任委員会へ付託。(予算決算常任委員会での審査方法:部門別常任委員会と同様の委員で構成する4つの分科会に送付し、各分科会で質疑を行った後、予算決算常任委員会の全体会において各分科会長の報告を経て、委員長報告に対する質疑・討論・採決を行う。)
18	船 橋 市		○		当初予算に同じ
19	柏 市		○		一般、特別会計、歳入歳出とも各常任委員会へ分割付託
20	八王子市		○		歳入歳出とも所管の各常任委員会へ分割付託。
21	横須賀市		○		予算決算常任委員会へ付託。(予算決算常任委員会での審査方法:行政部門別常任委員会や特別委員会ごとに予算決算常任委員会の分科会を設置し、付託議案を分割してそれぞれの分科会へ送付する。送付を受けた各分科会で質疑を行った後、予算決算常任委員会の全体会において各分科会の報告を経て、総括質疑・討論・採決を行う。)
22	富 山 市		○		当初予算に同じ
23	金 沢 市		○		歳入は総務常任委員会へ付託、歳出は各常任委員会へ分割付託
24	福 井 市	○	○		予算特別委員会を開催する定例会(3月、9月)は、当初予算審査に同じ 予算特別委員会を開催しない定例会(6月、12月)は、所管する常任委員会に分割付託
25	甲 府 市		○		所管の常任委員会に分割付託し審査
26	長 野 市		○		原則として所管の常任委員会に分割付託。ただし、具体的、直接的に当該特別委員会と結び付きがある議案で、議会運営委員会が必要と認めるものは、特別委員会に付託する。
27	松 本 市	○	○		歳入歳出ともに所管の委員会に分割付託
28	岐 阜 市		○		歳入、地方債の補正は総務委員会へ、一般会計補正予算の歳出、債務負担行為の補正、特別会計、企業会計は所管の常任委員会へ付託
29	豊 橋 市	○	○		一般会計分については正副議長を除く全議員で構成する一般会計予算特別委員会に付託、審査。その他のものは所管の常任委員会に付託、審査(3月定例会は、すべて予算特別委員会に付託、審査)
30	岡 崎 市		○		当初予算に同じ
31	一 宮 市	○	○		当初予算に同じ

16 補正予算の審査方法

令和6年4月1日現在

		付託委員会			審査様態
		特別	常任	その他	
32	豊田市		○		当初予算に同じ
33	大津市		○		当初予算に同じ
34	豊中市		○		当初予算に同じ
35	吹田市		○		当初予算に同じ。ただし、2月定例会以外では総括質疑は行わない。
36	高槻市		○		当初予算に同じ
37	枚方市			○	補正予算については、常任委員会や特別委員会に付託せず、本会議での審議を例としている。
38	八尾市		○		当初予算に同じ
39	寝屋川市		○		当初予算に同じ
40	東大阪市		○		各常任委員会へ分割付託、審査
41	姫路市		○		当初予算に同じ
42	尼崎市	○			議員全員で構成される予算特別委員会を設置し、付託。特別委員会に常任委員会と同じ所管、委員構成の分科会を担当区分により設置し、付託議案を分担し、分科会で分担部分に対する審査を行い、その後、特別委員会において採決を行う。
43	明石市		○		歳入歳出ともに各常任委員会への分割付託、審査
44	西宮市		○		所管に従い各常任委員会に分割付託
45	奈良市	○	○		各会計予算は議長を除く全議員で構成する予算決算委員会に付託し、審査を行う。 ※令和5年6月定例会、12月定例会において補正予算等特別委員会に付託し、審査を行った。
46	和歌山市		○		当初予算に同じ
47	鳥取市		○		所管に従い各常任委員会に分割付託、審査
48	松江市		○		一般会計は当初予算に同じ。特別会計、公営企業会計は所管の常任委員会に付託。
49	倉敷市		○		当初予算に同じ
50	呉市	○			当初予算に同じ
51	福山市	○			当初予算と同じく、議長を除く全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、付託
52	下関市		○		当初予算に同じであるが、歳出予算の内容が一常任委員会に属するもののみの場合は、歳入も当該常任委員会へ付託
53	高松市	○	○		当初予算に同じ
54	松山市	○	○		当初予算に同じ
55	高知市		○		当初予算に同じ
56	久留米市		○		一般会計歳入は総務常任委員会へ、一般会計歳出及び特別・企業会計は所管の常任委員会へ分割付託
57	長崎市		○		当初予算に同じ
58	佐世保市		○		当初予算に同じ
59	大分市		○		当初予算に同じ
60	宮崎市		○		当初予算に同じ
61	鹿児島市		○		当初予算に同じ
62	那覇市		○		当初予算に同じ

17 決算の審査方法

令和6年4月1日現在

		付託委員会		審査様態
		特別	常任	
1	函館市	○		各会計決算は予算決算特別委員会を設置し付託（議長を除く全議員をもって構成する特別委員会を設置し、請願、意見書を除く全決算を付託。特別委員会に3分科会（既存の3常任委員会を活用）設置し、付託決算を分担し、3分科会で分担部分に対する審査を行い、その後、特別委員会において採決を行っている。）
2	旭川市	○		議長を除く全議員をもって構成される決算審査特別委員会を設置し付託。総務経済建設及び民生子育て文教の2分科会を設置し、付託議案を分担し、両分科会で分担部分に対する質疑を行い、委員会において総括質疑の後、討論・採決を行う。
3	青森市	○		第3回定例会で20人の委員（議長及び監査委員を除く）をもって構成する決算特別委員会を設置し付託、審査
4	八戸市	○		議員の半数（正副議長及び議会選出監査委員を除く）をもって構成される決算特別委員会を設置し付託、審査
5	盛岡市		○	一般会計の歳入は総務常任委員会に付託、歳出は所管常任委員会に分割付託、特別会計及び企業会計は、所管常任委員会に付託、審査
6	秋田市		○	当初予算に同じ
7	山形市	○		議長を除く全議員で構成する決算委員会を設置し、決算に関する議案付託。その後、常任委員会を単位とする分科会を設置し議案付託。
8	福島市	○		議長及び監査委員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、決算に関する議案付託。その後、常任委員会や特別委員会ごとの分科会を設置し、付託議案を分割付託。原則、分科会にて審査を行った後、委員会において自由討議、討論を経て採決を行う。
9	郡山市	○		議長・議会選出の監査委員を除く全議員（現員35人）で構成する決算特別委員会に付託、審査
10	いわき市	○		一般会計決算特別委員会、特別会計・企業会計決算特別委員会に付託審査（定数各10人）
11	水戸市	○		9月定例会の初日に決算に関する事項を付託して特別委員会（決算特別委員会と公営企業会計決算特別委員会）を設置し、正副委員長の互選等を行った後、各決算認定議案等を付託し、それぞれの委員会で審査する。
12	宇都宮市	○		決算審査特別委員会、企業会計決算審査特別委員会を設置し付託、審査
13	前橋市		○	一般会計は歳入歳出とも各所管の常任委員会に分割付託、特別会計・企業会計は所管の常任委員会に付託
14	高崎市	○	○	一般会計は歳入歳出とも所管の常任委員会、子育て支援・定住人口増加対策特別委員会、環境施設建設特別委員会、都市集客施設整備特別委員会に分割付託、特別会計と企業会計は所管の常任委員会に付託
15	川越市		○	一般会計決算歳入は総務財政常任委員会、歳出は所管の常任委員会に分割付託、特別会計と企業会計は所管の常任委員会に付託、審査。
16	川口市	○		一般会計及び各種特別会計決算審査特別委員会、企業会計決算審査特別委員会を設置し付託、審査
17	越谷市	○		予算決算常任委員会へ付託。（予算決算常任委員会での審査方法：部門別常任委員会と同様の委員で構成する4つの分科会に送付し、各分科会で質疑を行った後、予算決算常任委員会の全体会において各分科会長の報告を経て、委員長報告に対する質疑・討論・採決を行う。）
18	船橋市		○	当初予算に同じ
19	柏市		○	一般、特別会計ともに各常任委員会へ分割付託
20	八王子市	○		一般会計・特別・公営企業会計決算とも決算等審査特別委員会を設置し付託。同特別委員会、各常任委員会ごとに分科会を設置し、実質審査。
21	横須賀市	○		予算決算常任委員会へ付託。（予算決算常任委員会での審査方法：行政部門別常任委員会や特別委員会ごとに予算決算常任委員会の分科会を設置し、付託議案を分割してそれぞれの分科会へ送付する。送付をうけた各分科会で質疑を行った後、予算決算常任委員会の全体会において各分科会の報告を経て、総括質疑・討論・採決を行う。）
22	富山市		○	当初予算に同じ
23	金沢市	○		一般会計等決算審査特別委員会・企業会計決算審査特別委員会に付託、審査（その際に正副議長・議会運営委員長・常任委員長・監査委員は委員から除く。）
24	福井市	○		決算特別委員会を設置し付託、審査
25	甲府市	○		決算審査特別委員会を設置し付託、審査
26	長野市	○		決算特別委員会を設置して一括付託する。決算特別委員会において、常任委員会に対応した4つの分科会を設置し、審査する（分科会では採決という形はとらないが、方針は明らかにする）。決算特別委員会で分科会審査報告、質疑、討論、採決を行い、本会議で決算特別委員会委員長報告、質疑、討論、採決を行う。 なお、改選期の公営企業会計決算は、各常任委員会に分割付託
27	松本市	○		決算特別委員会を設置し付託、審査
28	岐阜市		○	当初、補正予算と同様、一般会計の歳入全般については総務委員会へ、一般会計の歳出、特別会計、企業会計は所管の常任委員会へ付託
29	豊橋市	○		決算特別委員会（正副議長及び議会選出監査委員を除く32人）に付託、審査
30	岡崎市		○	議長を除く全議員で構成する予算決算委員会に付託し、全体会で説明、総括質疑を行った後、分科会で審査。
31	一宮市	○	○	当初予算に同じ

17 決算の審査方法

令和6年4月1日現在

		付託委員会		審査様態
		特別	常任	
32	豊田市		○	当初予算に同じ
33	大津市		○	予算決算常任委員会(議長を除く全議員で構成)に付託、審査。
34	豊中市		○	一般会計は歳入歳出とも所管委員会に分割付託、特別会計と企業会計は所管委員会に付託
35	吹田市		○	一般会計・特別会計・事業会計決算を決算常任委員会に付託。分科会で質疑を行い、全体会で総括質疑の後、討論・採決。
36	高槻市	○		決算審査特別委員会を設置し、付託のうえ閉会中の継続審査としている。委員は、各会派の所属議員3人に1人の割合(端数は四捨五入)で選任
37	枚方市	○		一般会計・特別会計・企業会計とも決算特別委員会を設置し、付託、審査。
38	八尾市		○	当初予算に同じ
39	寝屋川市		○	当初予算に同じ
40	東大阪市	○		決算審査特別委員会に一括して付託
41	姫路市		○	当初予算に同じ
42	尼崎市	○		9月定例会において、監査委員を除く議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、付託。特別委員会に常任委員会と同じ所管、委員構成の5分科会を設置し、付託議案を分担し、5分科会で分担部分に対する審査を行い、その後、特別委員会において総括質疑の後、採決を行う。
43	明石市	○		歳入歳出ともに、議長を除く全議員で構成する特別委員会に付託し、審査は各常任委員会と同じ構成員・所管で設置する分科会で審査する。
44	西宮市	○		一般・特別・企業会計決算とも、議長を除く全議員で構成する特別委員会に付託し、審査は各常任委員会と同じ構成員・所管で設置する分科会で審査する。
45	奈良市		○	各会計決算は議長を除く全議員で構成する予算決算委員会に付託し、審査を行う。
46	和歌山市	○		決算特別委員会に付託、審査
47	鳥取市	○		一般・特別・企業会計決算とも、議会選出監査委員を除く全議員で構成する特別委員会に付託し、審査は各常任委員会と同じ構成員・所管で設置する分科会で審査する。
48	松江市	○		議長及び議会選出の監査委員を除く議員全員の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し審査する。なお細部審査は、予算委員会を除く各常任委員会を分科会とし、一般会計はその所管別に分担して行い、特別会計・企業会計はこれに委託して行う。
49	倉敷市		○	15. 当初予算の審査方法と同じ
50	呉市	○		決算特別委員会を設置し付託
51	福山市	○		議長、議会選出監査委員を除く、議員数を概ね1/2ずつに分けて構成する企業会計決算特別委員会及び一般・特別会計決算特別委員会を設置し付託
52	下関市	○	○	一般・特別会計は特別委員会を設置し付託、企業会計は所管の常任委員会に付託し審査を行う。
53	高松市	○		議長及び議会選出監査委員を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会に付託し、各常任委員会による分科会において、各会計決算を審査する分科会方式で審査
54	松山市	○		議長及び議会選出監査委員を除く議員全員で構成する決算特別委員会に付託。委員会は付託事件の審査の進捗を図るため6分科会(常任委員会に準ずる)を設ける。
55	高知市		○	当初予算に同じ
56	久留米市	○		決算審査特別委員会を設置し付託
57	長崎市		○	一般会計の歳出部分は各常任委員会に分割付託。特別会計、公営企業会計決算は所管する各常任委員会へ付託。一般会計の歳入部分は総務委員会へ付託。
58	佐世保市		○	一般会計の歳入は総務委員会、歳出は所管の常任委員会に分割付託。特別会計、企業会計は所管の常任委員会へ付託。
59	大分市	○		第3回定例会において正副議長及び議会選出の監査委員(2名)を除く全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、付託する。全体会、分科会の審査を経て、定例会最終日に採決する(現在、決算審査の一環として事務事業評価を行っている)。
60	宮崎市	○		議長、監査委員(2名)を除く全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、常任委員会を基本とした4つの分科会において、所管の議案を審査。なお、一般会計の歳入については、節まで区分、歳出については目まで区分し、それぞれの分科会で審査。
61	鹿児島市	○	○	一般会計、特別会計については、決算特別委員会を設置のうえ付託、審査。企業特別会計については、所管の常任委員会へ付託、審査
62	那覇市		○	予算決算常任委員会へ付託、分科会等で審査

	定数	現員	局長	局長補佐	主に議事を担当	主に調査を担当	主に庶務を担当	その他の業務を担当 及び 備考
					組織名:人数	組織名:人数	組織名:人数	職名:人数(業務内容)
1 函 館 市	15	14	1	次長 1	議事調査課: 9		庶務課: 3	次長は庶務課長事務取扱 左記以外に議事調査課: 会計年度任用職員 1 人、庶務課: 再任用職員 1 人、会計年度任用職員 2 人
2 旭 川 市	20	19	1	次長 2	議事調査課: 10 (課長、補佐 2 名を含む。)		議会総務課: 8 (課長、補佐 2 名を含む。)	次長は議会総務課長事務取扱及び議事調査課長事務取扱 左記以外に会計年度任用職員が議事調査課に 1 人、議会総務課に 1 人
3 青 森 市	22	17	1	次長 1	議事調査課: 9 (議事・調査・広報を兼務)		総務課: 6	次長は総務課長事務取扱 左記以外に会計年度任用職員が議事調査課に 1 人、総務課に 2 人
4 八 戸 市	16	15	1	次長 1	議事調査課: 8		議会総務課: 6 (技能技師 1 人含む)	次長は議事調査課長を兼務
5 盛 岡 市	14	14	1	-	議事総務課: 13 (課長・課長補佐 2・議事係 3・調査係 4・総務係 3)			課長補佐は議事・調査担当 1、総務担当 1
6 秋 田 市	20	20	1	次長 1	議事課: 5	議事課: 5 (広報担当を兼務)	総務課: 6	左記以外に総務課: 再任用職員 2 人、会計年度任用職員 2 人
7 山 形 市	17	16	1	次長 2	議事課議事係: 5 (課長を含む)	議事課調査係: 4	総務課: 7 (庶務係・議員厚生係) (課長・運転手を含む)	次長は議事課長、総務課長を兼務 左記以外に会計年度任用職員 2 人
8 福 島 市	18	17	1	★ 1	議事調査課議事係: 6 (課長・課長補佐含む)	議事調査課調査係: 3	総務課: 7 (課長・運転手を含む)	★次長兼総務課長
9 郡 山 市	17	16	1	★ 1	議事係: 4	政務調査係: 4 (広報も担当)	総務管理係: 4	課長補佐 1、総務管理係: 2 (再任用: 事務職員・運転士) ★次長兼総務議事課長
10 いわき市	18	18	1	次長 1	議事運営係: 3	政策調査係: 4 (広報も担当)	総務秘書係: 6 (運転手 2 名を含む)	総務議事課長、課長補佐、主任主査
11 水 戸 市	15	15	1	-	議事課議事係: 6 (課長、課長補佐を含む)	議事課法制調査係: 3	総務課: 4 (課長、課長補佐を含む)	総務課: 1 (運転手) 左記以外に会計年度任用職員 2 人 (総務課)
12 宇都宮市	28	23	1	次長 1	議事課: 8 (課長、課長補佐を含む)	政策調査課: 6 (課長を含む)	総務課: 6 (課長を含む)	総務課: 1 (運転手)
13 前 橋 市	17	14	1	-	議事課: 5 (課長を含む)	議事課: 4	総務課: 4 (課長、会計年度任用職員 1 人を含む)	
14 高 崎 市	20	17	1	-	議事課議事担当: 6 (課長含む)	議事課調査広報担当: 3	庶務課: 7 (課長・運転技師 1 名、再任用職員 1 名を含む)	
15 川 越 市	15	13	1	★ 1	議事課: 5 (課長を含む)	議事課: 3	庶務課: 4	★副事務局長兼庶務課長
16 川 口 市	25	23	1	★ 3	議事課: 6 (課長補佐を含む)	政策調査課: 5	議会総務課: 8 (主幹・副主幹を含む)	議会総務課: 副主幹 1 人を全市市議会議長会に派遣 ★局次長兼議会総務課長、議事課長、政策調査課長
17 越 谷 市	14	13	1	-	議事担当: 4 (課長を含む)	庶務・調査担当: 8 (広報も担当、運転員 1 名含む)		
18 船 橋 市	23	23	1		議事課: 11 (課長、補佐を含む)	総務調査課調査係: 5 (広報も担当)	総務調査課総務係: 6 (課長・補佐を含む)	左記以外に議事課に会計年度任用職員 1 人 (会議録の校正業務)
19 柏 市	17	17	1	次長 1 ★ 1	議事課: 11 (課長、補佐を含む)		庶務課: 4 (運転員 1 名を含む)	次長は庶務課長を兼務 ★議事課長 左記以外に会計年度任用職員 2 人 (庶務課、議事課各 1 人)
20 八王子市	18	17	1	-	議事課: 8 (課長含む)	庶務調査課 調査担当: 4 (課長除く) 広報も担当	庶務調査課 庶務担当: 4 (課長含む) (★)	★左記以外に庶務担当として、会計年度任用職員 1 人
21 横須賀市	17	17	1	次長 ★ 1	議事課: 10 (課長含む) (広報も併任)	総務調査課: 1 (調査担当)	総務調査課: 2 (総務担当)	★議会局次長兼総務調査課長 総務調査課: 2 (議長・副議長秘書) 総務調査課会計年度任用職員 (フル): 1、議事課会計年度任用職員 (パート): 1
22 富 山 市	24	22	1	次長 1	議事調査課: 8 (課長、補佐を含む)	議事調査課: 5 (広報業務も含む)	庶務課: 6 (課長、補佐を含む)	左記以外に 庶務課: 1 人 (運転手)、会計年度任用職員 1 人 議事調査課: 会計年度任用職員 1 人
23 金 沢 市	19	19	1	★ 2	議事調査課: 5	議事調査課: 4	総務課: 5	総務課: 2 (運転手) ★総務課長、議事調査課長
24 福 井 市	20	19	1	次長 1	議事調査課: 8 (課長、補佐を含む)		庶務課: 9 (課長、補佐、再任用職員 1 人含む)	左記以外に会計年度任用職員 2 人
25 甲 府 市	12	12	1	総室長 1	議事課: 5 (課長を含む)	政策調査課: 2 (課長を含む)	総務課: 4 (課長を含む)	議会総室長は総務課長を兼任
26 長 野 市	☆	16	1	★ 1	議事担当: 5 (補佐を含む)	調査担当: 4 (補佐は議事担当に含めている)	総務担当: 5 (補佐 2 含む)	総務担当: 1 (議長車運転手)、☆定数は市職員の定数に含まれる、★局次長兼総務議事調査課長、左記以外に会計年度任用職員 1
27 松 本 市	12	12	1	次長 1	議会担当議事グループ: 4		議会担当庶務調査グループ: 6	
28 岐阜 市	17	17	1	次長 ★ 1	議事調査課: 8 (別途 会計年度任用職員 1) (★次長兼議事調査課長は含まず)		議会総務課: 7	議会総務課: 人事課付暫定再任用職員 1 (議長車運転手)
29 豊 橋 市	15	15	1	-	議事課: 9 (議事・調査・広報を兼務) (別途 会計年度任用職員 1)		庶務課: 5 (別途 会計年度任用職員 1)	
30 岡 崎 市	18	17	1	★ 3	議事課: 4	議事課: 2 (広報も担当)	総務課: 2 (総務担当)	総務課: 2 (渉外担当)、総務課: 1 (議長車運転手)、総務課副課長、議事課副課長 ★参事、議事課長、総務課長
31 一 宮 市	20	14	1	次長 ★ 1	議事調査課: 6		庶務課: 6 (運転士 1 名を含む) (★次長兼庶務課長は含まず)	

令和6年4月1日現在

	定数	現員	局長	局長 補佐	主に議事を担当	主に調査を担当	主に庶務を担当	その他の業務を担当 及び 備考
					組織名:人数	組織名:人数	組織名:人数	職名:人数(業務内容)
32 豊田 市	25	18	1	副局長 1	議会局 議事調査課:10		議会局 総務課:6 (運転手2含む)	左記以外に会計年度任用職員6人
33 大 津 市	18	17	1	次長 1	議事課:5 (課長補佐含む)	議会総務課:2 (法制を含む)	議会総務課:2	次長は議会総務課長を兼務 議事課長:1、議事課(広報広聴係):4(左記以外に会計年度任用職員:1)、議長車運転手:1
34 豊 中 市	13	13	1		議事課:7 (課長、補佐を含む)		総務課:5 (課長・補佐を含む)	・左記以外に会計年度任用職員2人 ・総務課には、臨時的任用職員1人含む
35 吹 田 市	18	18	1	次長 1	議事グループ:5 (議事・調査担当課長級含む)	調査グループ:4	庶務・広報グループ:7 (課長級含む)	会計年度任用職員:2
36 高 槻 市	15	12	1	次長 1	主幹 1	議事調査チーム:5	庶務チーム:4	左記以外に庶務Tに会計年度任用職員1人
37 枚 方 市	20	19	1	次長 1	議事調査課:12 (課長、課長代理を含む)		議会総務課:5 (課長、課長代理を含む)	
38 八 尾 市	15	13	1	—	次長兼課長1・課長補佐2・議事政策係(総務担当3(主任技能員1含む)、調査担当3、議事担当3)			
39 寝 屋 川 市	10	9	1	—	議会事務局 次長兼課長1、係長1、担当者6(育休取得者1人を含む)			左記以外に会計年度任用職員1名
40 東大阪 市	23	15	1	次長 1	議事調査課:8		庶務課:5	会計年度任用職員:1名(庶務業務)
41 姫 路 市	25	24	1	次長 1	議事課:6	調査課:6 (広報紙も担当)	総務課:10	
42 尼 崎 市	17	17	1	次長 1	議事課:9	政策調査担当:3 (政務活動費も担当)	総務課:4	★次長政策調査担当課長事務取扱 ★左記以外に再任用職員1人(秘書渉外業務)、行政事務員3人(受付業務)、事務補助員1人(庶務業務)
43 明 石 市	16	15	1	次長 1	議事課:6	総務課:7		左記以外に総務課任期付短時間勤務職員:4
44 西 宮 市	18	18	1	次長 1	議事調査課:9 (議事、調査業務を含む)		総務課:7	左記以外に会計年度任用職員:5
45 奈 良 市	20	19	1	次長 1	議事調査課:6 (課長、課長補佐を含む)	議事調査課:3 (広報も担当)	議会総務課:7 (課長、課長補佐を含む)	庶務を担当する職員のうち会計年度任用職員2名を係員として配置している。
46 和歌山 市	26	24	1	副局長 1	議会政策課:12 (課長、副課長を含む)	議会政策課:11	議会政策課:10	秘書広報課:1(運転手)他に再任用職員:2 秘書・広報業務は秘書広報課で担当
47 鳥 取 市	12	12	1	次長 1 参事 1 補佐 1	議事係:4	調査係:3 (参事が係長兼務)	庶務係:3 (補佐が係長兼務)	参事は再任用職員 左記に、会計年度任用職員2名を含む。(庶務係1名、調査係1名)
48 松 江 市	12	11	1	次長 1	議事係:4 (課長を含む)	調査係:2	議会総務課:4 (次長が課長兼務)	左記以外に会計年度任用職員:2
49 倉 敷 市	22	19	1	次長 1 副参事 1	議事調査課:5 (課長代理を含む)	議事調査課:3 (広報も担当)	議会総務課:8	議会総務課には、会計年度任用職員2名、再任用職員(運転技師)1名を含む。 ★次長1名(議会総務課長兼務) ★副参事1名(議事調査課長兼務)
50 呉 市	19	19	1	1(次長)	議事課議事運営グループ5 (次長兼課長は含まず)	議事課調査広報グループ3	議会総務課6 (課長並びに会計年度任用職員を含む)	左記以外に会計年度任用職員(運転手2・議会図書室司書1)
51 福 山 市	20	17	1	—	議事調査課:9(議事・調査・広報を兼務) (課長を含む)		庶務課:6 (庶務を含む)	左記以外に会計年度任用職員2人
52 下 関 市	16	15	1	—	議事課:4 (参事、主幹を含む)	議事課:3 (広報も担当)	庶務課:7 (事務局次長、主幹、運転手2名含む)	左記以外に会計年度任用職員2人
53 高 松 市	25	19	1	次長 1	議事課:7 (課長及び補佐を含む)	総務調査課:10 (補佐を含む)		※次長は総務調査課長事務取扱 左記以外に会計年度任用職員5人
54 松 山 市	25	25	1	次長 1	議事調査課:5	議事調査課:4	総務課:5	左記の他、総務課長1名・議事調査課長1名・議長秘書1名・運転手1名・会計年度任用職員5名
55 高 知 市	20	18	1	次長 1	議事調査課:8 (課長、補佐を含む)	議事調査課:2	庶務課:6 (課長、運転手を含む)	左記以外に再任用職員1人(議会庶務担当)
56 久 留 米 市	17	13	1	次長 1	議事調査課:5(課長含む)	議事調査課:2	総務課:4 (次長兼総務課長は含まず) (広報も担当)	次長は総務課長兼務 議事調査課:任期付短時間勤務職員2名含む(議事1・調査1) 左記以外に 総務課:会計年度任用職員2名(うち1名は運転手)
57 長 崎 市	24	24	1	—	議事調査課:7 (課長を含む)	議事調査課:6 (広報担当も含む)	総務課:10 (課長を含む)	左記の他、会計年度任用職員8名
58 佐世保 市	14	14	1	次長 1	議会運営課 議事調査係:5 (補佐を含む)	議会運営課 議事調査係:2	議会運営課 総務係:5 (補佐、運転手1名を含む)	左記以外に総務係:会計年度任用職員1人
59 大 分 市	24	24	1	—	議事課:5 (参事を含む)	政策調査室:7 (室長を含む。広報も担当)	総務課:6	総務課:4(秘書業務・運転)、1(議会事務局総務課長)議事課:1(議会事務局議事課長)
60 宮 崎 市	18	16	1	次長 1	議事調査課議事係:5	議事調査課政策調査室:4	総務課:2 (総務担当)	次長は議事調査課長兼務 総務課:1 総務課長 総務課:2(秘書担当) 会計年度任用職員:4(総務課:3、議事調査課:1)
61 鹿 児 島 市	29	29	1	—	議事課:11	政務調査課:7(広報も担当)	総務課:10	左記以外に会計年度任用職員2名
62 那 覇 市	21	20	1	次長 1	議事管理課:7	調査法制課:6(広報も担当)	庶務課:6(次長が課長兼務)	・左記以外に会計年度任用職員7人(会派4人、運転士2人) ・議事管理課には再任用職員1人含む

		編集体制			発行状況	配布方法
		名称	議員数	担当職員数		
1	面 館 市	広報委員会	4	2	年4回および改選時	市の広報紙に折り込み、全戸配布、市広報紙(スマートフォンアプリ)に掲載
2	旭 川 市	広聴広報委員会	8	2	年4回(改選、委員会構成替え後に臨時号を発行)	市の広報紙に折り込み、全戸配布
3	青 森 市	議会だより編集会議	8	2	4定例会	全戸配布
4	八 戸 市	事務局で編集	0	2	4定例会(改選後に臨時号発行)	市の広報紙に折り込み、全戸配布
5	盛 岡 市	議会広報委員会	5	4	4定例会(改選後に臨時号発行)	市の広報紙に折り込み、全戸配布
6	秋 田 市	あきた市議会だより編集委員会	5	4	4定例会	配布業者による全戸配布
7	山 形 市	広報広聴委員会	8	4	4定例会議(改選後に臨時号発行)	市広報紙とあわせて町内会組織を通じて全戸配布
8	福 島 市	広報委員会	6	3	4定例会議(改選後に臨時号発行)	市の広報紙に折り込み、全戸配布
9	郡 山 市	広聴広報委員会	11	4	4定例会	市広報紙とあわせて町内会を通じて全戸配布
10	いわき市	議会報編集委員会	4	4	4定例会(改選時、委員会構成替え年は臨時号を発行)	行政囃託員を通じ全戸配布
11	水 戸 市	議会報編集委員会	12	3	4定例会(改選後に臨時号発行)	市広報紙とあわせて自治会等を通して各世帯に配布しているほか、出張所や市民センターなどの公共施設、市内の学校等にも送付している
12	宇都宮市	広報広聴委員会	11	5	4定例会議(改選後に臨時号発行)ほか必要に応じて発行	新聞折り込み。新聞未購読世帯には、申出により、市広報紙と同封で郵送。
13	前 橋 市	議会広報紙編集委員会	11	4	年5回(4定例会、臨時会)	市の広報紙に折り込み、全戸配布
14	高 崎 市	広報委員会	8	3	年5回(4定例会、臨時会)	市広報紙とあわせて町内会組織を通じて全戸配布
15	川 越 市	広報紙編集委員会	7	3	4定例会と改選直後の臨時会ほか必要に応じて発行	市の広報紙に綴じ込み、全戸配布
16	川 口 市	議員の編集組織なし	0	2	4定例会と改選直後の臨時会ほか必要に応じて発行	町会・自治会を通じて各世帯に配布 市内各駅やコンビニエンスストア、公共施設などでの拠点配布
17	越 谷 市	広報・図書室協議会	8	4	4定例会と改選期	市広報紙に折り込んで配送業者に委託し自治会等に配布。 自治会等から各世帯に配布。
18	船 橋 市	広報委員会	12	5	年4回、及び改選時等は臨時会号を発行	1 市内の希望する障害福祉施設、高齢者団体などの協力及び一般事業者への委託による市内全戸配布 2 公共施設(図書館、船橋駅前総合窓口センター・公民館・出張所・連絡所等)、駅スタンド(24駅)、コンビニエンスストア(セブンイレブンのみ)、公衆浴場(船橋浴場組合加盟)への設置 3 マチイロ、Sidebooks「ちいき本棚」での配信
19	柏 市	議会広報委員会	10	4	4定例会と改選時	新聞折込。希望する新聞未購読世帯への宅配。マチイロ(スマートフォンアプリ)による配信。
20	八王子市	正副議長および議会運営委員会における編集会議の決定に沿って、事務局で編集	14	4	4定例会、臨時会	シルバー人材センターとの委託契約により、市の広報と同時に各戸配付(公共施設・市内各駅・郵便局・大学等)。そのほか、ワークセンターとの委託契約によりコンビニ等へも配付。
21	横 須 賀 市	広報広聴会議	11	3	定例議会毎(年4回)	新聞折込。市の施設に配架。市議会公式X(旧ツイッター)で配信。
22	富 山 市	議会報編集委員会	10	5	4定例会と改選時	市の広報紙と同時に配布
23	金 沢 市	議会広報委員会	6	4	4定例会議会と改選時	業者委託による全戸配布
24	福 井 市	福井市議会だより編集委員会	8	2	年4回	自治会を通じ全戸配布
25	甲 府 市	広聴広報委員会	12	2	定例会毎(年4回)	市広報とあわせて配送業者に委託し、各自治会及び公民館等の市の施設に配布。自治会から各世帯に配布。
26	長 野 市	議会報編集委員会	8	3	4定例会	市広報とあわせて配送業者に委託し、配送業者が各地区の区長や部長の自宅(配達拠点)まで配達。そこから組長・班長等を通じて各世帯に配布
27	松 本 市	広報部会 松本市議会だより編集班	6	3	年4回	市広報とあわせて町会を通じて全戸配布、市の施設・一部コンビニへの設置、スマートフォンアプリを利用した配信
28	岐 阜 市	・議会広報紙として独立して発行はしておらず、編集組織なし	—	1	4定例会、臨時会、常任委員会行政視察終了後	市広報紙の一部に掲載していることから、市広報紙として自治会等を通じて各世帯に配布
29	豊 橋 市	豊橋市議会だより編集委員会	5	9	4定例会と臨時会	町自治会を通じ全戸配布
30	岡 崎 市	議会広報委員会	9	3	4定例会と臨時会	町自治会を通じ全戸配布
31	一 宮 市	議会だより編集委員会	8	6	4定例会	市の広報紙に折り込み、全戸配布
32	豊 田 市	議会だより編集委員会	5	2	4定例会と臨時会(5月)ほか必要に応じて発行	市の広報紙に折り込み、全戸配布
33	大 津 市	議会広報広聴委員会	12	5 (会計年度任用職員1名含む)	各通常会議(5/1、8/1、12/1、2/1)年4回発行	市の広報紙と同時に自治会を通じて、各戸配布

		編集体制			発行状況	配布方法
		名称	議員数	担当職員数		
34	豊中市	議会報編集委員会	6	8 (会計年度任用職員1名含む)	年5回	全戸配布(市広報誌と同時配布)
35	吹田市	議会広報委員会	8	7	定例会(4回)、役員改選号、新年号	市広報紙と合冊 全戸配布
36	高槻市	議会だより編集委員会	8	5	4定例会と臨時会(5月)、正月号(1月)	宅配業者に委託し全戸配布(市広報誌と同時配布)
37	枚方市	議会広報委員会	7	5	年6回	業者委託による全戸配布(市の広報紙と同時配布)
38	八尾市	議会だより編集委員会	7	3	4定例会と臨時会(5月)	市広報誌合冊で全戸配布
39	寝屋川市	議会広報委員会	7	1	年5回(改選時は年6回)	市広報誌と併せて全戸配布
40	東大阪市	議会だより編集委員会	6	10	原則4定例会	市の広報紙とともに業者委託により全戸配布
41	姫路市	(2月の議運にて年間編集方針を決定)	0	6	4定例会と臨時会	自治会を通じて全戸配布
42	尼崎市	議会だより編集委員会	7	1	4定例会、臨時会	全戸配布(シルバー人材センターに委託して全戸配布している市の広報紙に挟み込み)
43	明石市	市議会だより編集委員会	7	4	年5回	新聞折り込み。希望する未購読世帯へは市広報紙と一緒に配布。
44	西宮市	広報委員会	7	2	4定例会	シルバー人材センターによる全戸配布
45	奈良市	広報広聴委員会	11	6	年4回(毎定例会後に発行。ただし、必要があると認めるときは、臨時に発行し、又は休刊することができる。)	市の広報紙とともに業者委託により全戸配布(一部は地域自治組織が配布)
46	和歌山市	広報委員会	11	3	4定例会	自治会を通じて全戸配布 自治会未加入世帯は戸別配布
47	鳥取市	議会広報委員会	7	2	4定例会	市の広報紙に折り込み、全戸配布
48	松江市	議会広報等委員会	8	1	4定例会	市の広報紙とともに自治会を通じて、全戸配布。自治会未加入で希望のあったマンション等集合住宅へ個別配布。
49	倉敷市	議員の編集組織なし	0	3	4定例会、改選後に臨時号発行	市の広報紙に折り込み、全戸配布
50	呉市	広報委員会	6	1	4定例会	市の広報紙とともに自治会を通じて、全戸配布
51	福山市	ふくやま市議会だより編集委員会	6	3	年4回(5/1、8/1、11/1、2/1)と改選時に臨時号	新聞折込、宅配(新聞未購読者)
52	下関市	議会広報部会	5	3	年4回	3,6,9,12月の市広報紙に差し込む形で発行。(A4/4ページ) ※なお、毎月の市広報紙に議会からのお知らせとして、職員による編集により掲載している。(A4半ページ)
53	高松市	市議会広報紙編集委員会	7	3	4定例会、臨時会	業者及び地域コミュニティ協議会への委託による全戸配布(市の広報紙に折り込み)。HP上にPDF形式で掲載。市議会フェイスブックによる配信。
54	松山市	事務局で責任編集	0	4	年4回(4定例会)	市の広報紙と同時に全戸配布
55	高知市	広報広聴委員会	8	8	年4回、毎定例会後	市広報紙に折込み、社会福祉協議会等を通じて全戸配布
56	久留米市	議会広報委員会	5	5	4定例会と改選直後の臨時会	自治会を通じ、市広報紙と同時に各戸配布している。自治会への配布をシルバー人材センターへ委託している
57	長崎市	議員の編集組織なし	0	3	4定例会、改選直後の臨時会	市の広報紙に折り込み、自治会等を通じて各世帯へ配布
58	佐世保市	事務局で編集	0	2	年4回(4定例会)、改選直後の臨時会	市の広報紙と同時に全戸配布
59	大分市	広報委員会	7	2	年4回	印刷業者が自治区別に梱包し、配送業者を通じて各自治委員に届け、自治委員が組、班等の当番に渡し各家庭へ配布。
60	宮崎市	広報広聴委員会	11	2	年4回	市の広報紙とともに自治会加入世帯へ全戸配布
61	鹿児島市	かごしま市議会だより編集委員会(代表質疑のみ)及び事務局による編集・発行	第1回定例会号:6 第3回定例会号:4	6	年4回(各定例会閉会後)	業者委託(チラシ等の配布業者)による全世帯配布(市の広報紙と同時配布)
62	那覇市	広報会議	8	6	年4回、毎定例会後、改選後に臨時号発行 (令和3年改選時には臨時号発行なし)	シルバー人材センターとの委託契約による各世帯配布(市の広報誌とは別)

令和6年4月1日現在

		ホームページでの情報発信						ホームページ、広報紙以外での情報発信
		会議の生中継		会議の録画中継		会議録検索システム		
		実施 有無	対象会議	実施 有無	対象会議	実施 有無	対象会議	
1	函 館 市	有	本会議	有	本会議	有	本会議、予算・決算特別委員会	地元FM局による本会議前日の案内放送、定例会の日程等の新聞掲載、ケーブルテレビによる本会議生中継
2	旭 川 市	有	本会議、特別委員会	有	本会議、特別委員会	有	本会議、予算・決算特別委員会、補正予算等審査特別委員会	議場ロビー及び議会会議室で本会議及び特別委員会のモニター中継を実施。CD版（ディジー形式）議会広報紙を発行。議会中継のスマートフォン対応。
3	青 森 市	有	本会議	有	本会議	有	本会議	点字版、テープ版、CD版（ディジー形式）議会広報紙を発行 ケーブルテレビによる本会議生中継
4	八 戸 市	有	本会議	有	本会議	有	本会議、常任委員会、特別委員会、全員協議会、常任委員会協議会	・インターネットでの定例会本会議の生中継及び録画放送 ・ケーブルテレビでの定例会本会議録画放送 ・声の市議会だより発行
5	盛 岡 市	有	本会議	有	本会議	有	本会議、委員会（議案審査に関わるもの）	①市民ホール（本庁舎、都南総合支所、玉山総合事務所）・議会フロア内のモニター中継 ②職員PC端末への議会映像配信 ③点字市議会だより・声の市議会だより（カセットテープ版とディジーCD版） ④LINEによるお知らせ
6	秋 田 市	有	本会議	有	本会議	有	本会議、常任委員会	①秋田ケーブルテレビ、インターネットでの本会議生中継 ②地元紙に臨時会、定例会および常任委員会の開催案内 ③声の市議会だより ④市役所分館1階の行政資料閲覧コーナーにおいて、本会議録、議会だより等の閲覧 ⑤LINEによるお知らせ
7	山 形 市	有	本会議、全員協議会、予算委員会、決算委員会	有	本会議、全員協議会、予算委員会、決算委員会	有	本会議、常任委員会、特別委員会、全員協議会、議会運営委員会	・点字版、CD版、音声コード版（全てダイジェスト版）議会広報紙を発行 ・庁舎内モニターでの中継 ・市公式フェイスブックによる情報発信
8	福 島 市	有	本会議	有	本会議	有	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会	・市役所本庁舎内モニターテレビ（1階ロビー）で本会議を放映 ・点字版及び音声版の市議会だよりの発行 ・SNS（LINE、Twitter、Facebook）による情報発信。（投稿に際してはHPへのリンクをつける）
9	郡 山 市	有	本会議	有	本会議	有	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会	点字市議会だより・声の市議会だより、市庁舎内ロビー及び行政センターで本会議のモニター中継、LINE
10	いわき市	有	本会議	有	本会議	有	本会議、常任委員会	点字だより・声のたより
11	水 戸 市	有	本会議	有	本会議、常任委員会	有	本会議	・市庁舎1階のモニターでのライブ映像の放映（本会議、常任委員会、特別委員会） ・議会中継のスマートフォン対応（R1.6～） ・声の議会報（市議会のホームページに掲載） ・議会事務局及び情報公開センターでの会議録の閲覧 ・市公式LINE及び市公式Xにより議会の情報を配信
12	宇 都 宮 市	有	本会議 ※4月より「議員協議会」「議員説明会」の中継も新たに実施	有	本会議 ※4月より「議員協議会」「議員説明会」の中継も新たに実施	有	本会議、常任委員会	CATVでの本会議生中継・録画放送。インターネットでの本会議生中継・録画配信。市庁舎内でのモニター中継。点字版、音声版の議会報を発行。地元テレビ局によるデータ放送及び市民広場内の大型映像装置における議会情報の配信。フェイスブックによる議会情報の発信。 地元テレビ局による「データ放送」に加え「議会広報番組の制作・放送。
13	前 橋 市	有	本会議	有	本会議	有	本会議、常任委員会、特別委員会	市庁舎2階の情報公開コーナー・各支所・市立図書館で議会刊行物の閲覧、声の議会だより
14	高 崎 市	有	本会議	有	本会議	有	本会議、常任委員会、特別委員会	・点字版市議会だよりの発行 ・市庁舎1階大型モニターでの放映 ・市庁舎内市民情報センター・市立図書館にて議会刊行物の閲覧 ・議会中継のスマートフォン対応（H28.4.18～）
15	川 越 市	有	本会議（定例会（初日・一般質問・質疑・最終日）、臨時会）	有	本会議（定例会（初日・一般質問・質疑・最終日）、臨時会）	有	本会議、常任委員会、特別委員会	市庁舎内での本会議モニター中継、市役所東庁舎1階情報公開コーナーにおいて議会刊行物の閲覧、川越市議会公式X及びフェイスブックによる議会情報の発信、点字版、音声版議会だよりの発行
16	川 口 市	有	本会議	有	本会議	有	本会議	・議会中継のスマートフォン対応（平成30年6月定例会から） ・第一本庁舎4階の情報公開コーナー・市立図書館で議会刊行物の閲覧 ・第一本庁舎2階ロビーに会議室内のモニターを設置（お知らせは会議当日のみ）
17	越 谷 市	有	本会議、常任委員会、特別委員会	有	本会議、常任委員会、特別委員会	有	本会議、常任委員会、特別委員会	市役所本庁舎8階の傍聴ロビーで議会中継を放映（会期中）。議会だより点字版の発行及び市議会ホームページでの掲載内容の読み上げ。情報公開センターでの会議録及び議長交際費の閲覧。
18	船 橋 市	有	本会議、委員会	有	本会議、委員会	有	本会議、議会運営委員会、常任委員会、特別委員会、全員協議会、会派代表者会議	点字版市議会だより、声の市議会だより、公式X、公式LINE、庁内モニター・デジタルサイネージによる広告、来庁者駐車場への横断幕の設置、スマートフォンアプリ「マチイロ」及びSidebooks「ちいき本棚」への市議会だよりの掲載、議会周知ポスター 本会議の生中継に対し、UDトーク（音声認識アプリ）を使用した字幕表示（市議会HPから外部リンクへアクセス）
19	柏 市	有	本会議、委員会（定例会中のみ）	有	本会議、委員会（定例会中のみ）	有	本会議	本庁舎1階の行政資料室及び沼南庁舎の情報公開コーナーに本会議及び委員会の会議録並びに議会報を備え置き、閲覧に供している。 ツイッターにより情報発信を行っている。
20	八王子市	有	本会議、予算等審査特別委員会、決算等審査特別委員会	有	本会議、予算等審査特別委員会、決算等審査特別委員会	有	本会議、常任委員会、特別委員会、分科会	点字版市議会だより、声の市議会だよりの発行。インターネットによる生中継、議会中継のスマートフォン対応（H29.6.8～）。図書館等における議事録の閲覧。

令和6年4月1日現在

		ホームページでの情報発信						ホームページ、広報紙以外での情報発信
		会議の生中継		会議の録画中継		会議録検索システム		
		実施 有無	対象会議	実施 有無	対象会議	実施 有無	対象会議	
21	横須賀市	有	本会議、委員会	有	本会議、委員会	有	本会議、常任委員会(分科会)、特別委員会	市議会ガイドを発行・配布。市議会公式X(旧ツイッター)による情報発信。インターネットによる生中継。市政情報コーナーにおいて、本会議録、議会だより等の閲覧
22	富山市	有	本会議	有	本会議	有	本会議	・市庁舎及び各地区センターにおいて定例会日程を掲示 ・市内電車(路面電車)の車内液晶モニターによる定例会日程の広告 ・市庁舎3階の市政情報コーナーなどにおいて議会刊行物の閲覧 ・ケーブルテレビでの本会議の生放送
23	金沢市	有	本会議	有	本会議	有	本会議、常任委員会、特別委員会、議会広報委員会	CATVでの議会生中継・翌日再放送、点字版議会だより、音声版(CD)議会だより、市議会ガイドブック
24	福井市	無	-	有	本会議、常任委員会、特別委員会	有	本会議、議会運営委員会、常任委員会、特別委員会、議員全員協議会	・本会議、予算特別委員会のケーブルテレビ生・録画放映 ・本会議、各常任委員会及び各特別委員会の録画中継をyoutubeで発信(H26年6月定例会から) ・本会議一般質問の映像に、手話通訳の映像を挿入し、youtubeで発信(R元年6月定例会から)
25	甲府市	有	本会議(開会日、市政一般質問日のみ)	有	本会議(開会日、市政一般質問日のみ)	有	本会議、常任委員会、特別委員会	・CATVでの本会議生中継(開会日及び市政一般質問日のみ) ・甲府市議会フェイスブックによる議会情報発信
26	長野市	有	本会議	有	本会議、常任委員会	有	本会議、委員会	・本会議ケーブルテレビ中継(H7.6月定例会から)、本会議インターネット生中継・録画中継(H17.9月定例会から) ・常任委員会録画中継をyoutubeで発信(H30.6月定例会から) ・行政資料コーナー(市庁舎3階)において、会議録(本会議及び委員会)、議会報等の閲覧 ・ホームページの更新と同時にXで発信 ・点字版、CD版の議会報の発行 ・議会報を市の公式LINEで配信
27	松本市	有	本会議	有	本会議、当初予算説明会、予算特別委員会、決算特別委員会	有	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、議員協議会、常任委員協議会、当初予算説明会、政策討論会	・本会議をケーブルテレビで中継、市庁舎1階大型モニターでの放映 ・ケーブルテレビで番組「松本市議会委員会レポート」の放送(年4回) ・小中学生向けに「まつもと市議会こどもだより」を発行 ・理事者のエックス(旧ツイッター)、フェイスブック、ラインにて、定例会等の情報を周知 ・「まつもと市議会だより」の点字版・音声版を作成
28	岐阜市	有	本会議	有	本会議	有	本会議	庁舎内情報公開室において本会議録、市政概要、市議会小史の閲覧。地元テレビ局による地上波テレビ放映(定例会の質問(質疑)の初日及び2日目、3月定例会開会日の市長提案説明を生放送) 岐阜市議会事務局Facebookによる議会情報の発信
29	豊橋市	有	本会議、委員会(議会運営委員会を除く)	有	本会議、委員会(議会運営委員会を除く)	有	本会議、委員会	市庁舎1階のじょうほうひろば、中央図書館、市民センターにおいて本会議録、委員会会議録、議会報等の閲覧
30	岡崎市	有	本会議	有	本会議、常任委員会・特別委員会(議会開会中)	有	本会議、常任委員会、特別委員会(議会開会中で議案審査のある場合)	市役所西庁舎1階市政情報コーナーにおいて議会刊行物等の閲覧 CATVでの本会議生中継(議案付託日を除く)
31	一宮市	有	本会議、常任委員会、特別委員会	有	本会議	有	本会議、常任委員会、特別委員会	・ケーブルテレビによる定例会本会議の生中継 ・地元FM局で本会議(一般質問のみ)録音放送 ・本庁舎14階、尾西庁舎、木曽川庁舎でモニター放映(本会議、常任委員会) ・声の議会だより発行
32	豊田市	有	本会議(施政方針、代表一般質問)	有	代表一般質問	有	本会議、委員会	・CATVでの本会議生中継(代表一般質問のみ) ・市庁舎1階の市政情報コーナー内に議会コーナーを設け、議会刊行物の閲覧。
33	大津市	有	本会議	有	本会議	有		メール配信サービス・声のおおつ市議会だより、Facebook、YouTube、テレビのデータ放送
34	豊中市	有	本会議、常任委員会、議会運営委員会	有	本会議、常任委員会、議会運営委員会	有	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、全員協議会	・本会議・常任委員会・議会運営委員会のインターネット生中継・録画配信(スマートフォン対応) ・市庁舎4階市政情報コーナー及び市立図書館での会議録(本会議・常任委員会)及び議会報の閲覧 ・定例会(個人質問・代表質問)での手話通訳・要約筆記の実施(申込制)
35	吹田市	有	本会議、予算常任委員会、決算常任委員会(総括質疑、討論・採決)	有	本会議	有	本会議、常任委員会、特別委員会	・本会議インターネット生中継・録画配信(スマートフォン対応可) ・点字版、CD版及びデジター版議会だより ・公共施設、提携商業施設、市内2大学にポスターを掲示 ・本庁舎内のデジタルサイネージに議会日程を表示 ・本会議(代表質問、個人質問、討論・採決)での傍聴時一時保育の実施(申込制) ・本会議及び常任委員会での手話通訳の実施(申込制)
36	高槻市	有	本会議	有	本会議	有	本会議、常任委員会、協議会、特別委員会	市庁舎1階の行政資料コーナーにて本会議録、委員会会議録、議会報等の閲覧
37	枚方市	有	本会議、全員協議会	有	本会議	有	本会議、議会運営委員会、常任委員会、予算・決算特別委員会、議会改革調査特別委員会、全員協議会	市役所本庁舎内モニターテレビ(本館1階・別館1階ロビー2ヶ所)で本会議の様子を放映。点字・声の議会報の発行。 議会を紹介するパンフレットを議会事務局の窓口に配架。 市政情報モニター(市政情報や企業広告を放映する大型モニター。市役所庁舎内待合ロビー等に設置)で議会の開催日程・傍聴のお知らせ等を放映。 X(旧Twitter)及びLINEで情報発信を行っている。 左欄の「会議の生中継」や「会議の録画中継」は、市公式YouTubeを通じて発信している。 また、YouTubeでは、市議会のプロモーション動画も発信している。

令和6年4月1日現在

		ホームページでの情報発信						ホームページ、広報紙以外での情報発信
		会議の生中継		会議の録画中継		会議録検索システム		
		実施有無	対象会議	実施有無	対象会議	実施有無	対象会議	
38	八尾市	無	-	有	本会議、委員会	有	本会議、委員会	市庁舎1階のモニターテレビ及び議員ロビーのモニターテレビで本会議・委員会の生中継を実施。声の市議会だより・点字版の市議会だよりを発行。 市庁舎3階の情報公開コーナー、市立図書館などで会議録の閲覧。 エックス、フェイスブックによる情報発信。
39	寝屋川市	無	-	有	本会議	有	本会議、常任委員会、分科会、議会運営委員会	市役所本庁舎内テレビ（待合ロビー1ヶ所）で本会議の様子を放映。 議会だよりのデジ化CD及び点字版。
40	東大阪市	有	本会議、委員会	有	本会議、委員会	有	本会議、委員会	CATVにて代表・個人質問を1時間に編集したものを放送 市役所本庁舎内のモニターテレビで本会議の様子を放映、市議会だより録音版・点字版を発行、インターネット録画中継のスマートフォン対応
41	姫路市	有	本会議	有	本会議	有	本会議、常任委員会、特別委員会	CATVにて本議を生中継、通告事項の新聞広告掲載、執行部のFacebook、LINE及びYAHOO!くらしにて定例会の日程情報を発信、市議会PRビデオの製作（H30年度）、点字及び声の議会報を発行
42	尼崎市	有	本会議、予算特別委員会、決算特別委員会	有	本会議、予算特別委員会、決算特別委員会	有	本会議、委員会	広報紙の点字版・音声版・録音CDの閲覧、発行 市議会Facebook
43	明石市	有	本会議	有	本会議、委員会	有	本会議、委員会	ケーブルテレビによる本議を生中継、市役所本庁舎内のモニターテレビで本議の様子を放映、市議会だより音声版・点字版を発行、本議開会のお知らせポスターを市内に掲示、インターネット録画中継のスマートフォン対応、Youtubeでの情報発信
44	西宮市	有	本会議、予算決算特別委員会(全体会)	有	本会議、予算決算特別委員会(全体会)	有	本会議、委員会	地元FM局で本議を生中継 点字・声の議会だより フェイスブックやツイッターで各定例会の前後に情報を配信
45	奈良市	有	本会議、委員会、地方自治法100条12項に規定する協議又は調整の場、議会報告会	有	本会議、委員会、地方自治法100条12項に規定する協議又は調整の場、議会報告会	有	本会議、委員会、地方自治法100条12項に規定する協議又は調整の場	執行部がボランティア団体と協働で、点字版・音声版議会だよりの発行をしている。
46	和歌山市	有	本会議、委員会、全員協議会	有	本会議、委員会、全員協議会	有	本会議、委員会、全員協議会	・市内全42地区の各支所・連絡所において、テレビモニターによる本議及び各委員会映像のインターネット中継を放送 ・2月定例会の代表質問ダイジェストなどを地元テレビ局で録画放送 ・定例会及び臨時会の告知動画（15秒間）を制作し、地元テレビ局でCM放送 ・定例会、臨時会及び決算特別委員会の議会日程を地元ラジオ局（AM・FM）で告知 ・声の市議会だより（市議会だよりの音声版）を作成 ・公式フェイスブックページ（H30. 6開設）、公式インスタグラム（R3. 6開設）で最新情報を発信 ・公式YouTube（R3. 6開設）で議長メッセージなどの制作動画を発信 ・市公式LINEで情報を発信 ・広報委員会で制作した市議会PR動画をSNSで発信、本議及び各委員会インターネット中継の休憩中動画として配信 ・庁舎内のデジタルサイネージで議会日程やお知らせを配信
47	鳥取市	有	本会議	有	本会議	有	本会議	ケーブルテレビによる本議の生中継及び録画放送（当日夜） 鳥取市議会公式Facebookを開設（R2年12月から）
48	松江市	無	-	有	本会議（一般質問のみ） 予算委員会（総括質疑のみ）	有	本会議・委員会	・本議（一般質問のみ）をケーブルテレビで生中継及び再放送 ・本議（一般質問のみ）をケーブルテレビ公式YouTubeチャンネルで閉会日の10日後まで配信（令和3年9月定例会より） ・議会図書室及び情報公開室での本議録・委員会記録・政務活動費の閲覧 ・ケーブルテレビ網を利用した屋内告知端末の告知放送による議会日程の周知（本議初日前日、一般質問1日目前日の放送） ・委員会審議の様子を報告する。議会報告番組を放映（年2回）
49	倉敷市	有	本会議、全員協議会	有	本会議、全員協議会	有	本会議、委員会、全員協議会	Instagram・フェイスブックで議会情報の発信、 ケーブルテレビ局が自主的に本議を放送（生中継1局、録画放送1局）
50	呉市	有	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、議会協議会、予算・決算特別委員会、その他議長が必要と認める会議	有	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、議会協議会、予算・決算特別委員会、その他議長が必要と認める会議	有	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、議会協議会、予算・決算特別委員会、その他議長が必要と認める会議	・本庁舎1階ロビー・4階市民スペースでの本議・委員会のモニター放映 ・議会事務局フェイスブックを開設（H28.4から） ・YouTubeに本議のみ字幕を入力生成し放映（R5.9から）
51	福山市	有	本会議	有	本会議	有	本会議、委員会、全員協議会	・本庁舎・支所等ロビーでの本議中継 ・ケーブルテレビ局が、自主的に本議の初日の情報を中心に編集して放送 ・音訳版・点訳版 市議会だよりの発行
52	下関市	有	本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、全協（議場実施時）	有	本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会	有	本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会	議会図書室での会議録等の閲覧、本議・委員会のモニター放映、市内に設置の電光掲示板及び支所に設置の広報モニターにおいて議会日程を掲示、定例会最終日終了後に報道向けの記者会見を実施、コミュニティFMでの定例会日程の告知
53	高松市	有	本会議	有	本会議	有	本会議、委員会	高松市議会事務局Facebookによる議会情報の発信、本議ケーブルテレビ生放映、意見交換会の開催
54	松山市	有	本会議	有	本会議	有	本会議、委員会	ケーブルテレビ、点字・録音版議会だより、LINEによる情報発信
55	高知市	有	本会議、予算決算常任委員会	有	本会議、予算決算常任委員会	有	本会議、委員会	ケーブルテレビ、点字・録音版議会だより 議会だよりを視覚障害を持つ希望者にメール配信、議会広報誌のアプリ配信

令和6年4月1日現在

		ホームページでの情報発信						ホームページ、広報紙以外での情報発信
		会議の生中継		会議の録画中継		会議録検索システム		
		実施有無	対象会議	実施有無	対象会議	実施有無	対象会議	
56	久留米市	有	本会議	有	本会議	有	本会議	【本会議】インターネットライブ中継、ケーブルテレビ生放映、本庁舎1階ロビーモニターテレビ生放映 【常任委員会】YouTube録画映像配信 【定例会お知らせ】ケーブルテレビ放送、コミュニティFM放送 【市議会だより】点字・音訳版、スマートフォンアプリ「マチイロ」掲載 【その他】市議会公式フェイスブック、行政資料閲覧コーナー及び市立図書館などにおいて議会刊行物の閲覧、本庁舎1階ロビーの広告モニター
57	長崎市	有	本会議	有	本会議	有	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、世話人会、全員協議会、各派代表者会議	①本会議ケーブルテレビ生放映(H13.3月定例会から) ②定例会周知ポスターの掲示開始(H18.6月定例会から) ③YouTubeで本会議の録画中継を配信(H25.9定例会から) ④議会事務局フェイスブックを開設(H26年6月から) ⑤大型ディスプレイによる市庁舎前広場向けの定例会等周知(R5年から) ⑥定例会での手話通訳の実施(招集日及び委員長報告を行う日(通常は閉会日)のみ)(H30.6月定例会から) ⑦傍聴席への字幕表示システムの導入(R6.2月定例会から) ⑧市庁舎1階の市政資料閲覧コーナー、市立図書館などにおける会議録(本会議及び委員会)、市議会だより等の閲覧 ⑨声の市議会だより ⑩市公式LINEアカウントでの情報発信(R4年1月から)
58	佐世保市	有	本会議	有	本会議	有	本会議、委員会	本会議ケーブルテレビ生放映(平成5年12月から)一般質問のみ
59	大分市	有	本会議	有	本会議	有	本会議、委員会	CATVでの議会生中継、点字版市議会だより、テキスト版市議会だより、モニターテレビ(市民課ロビー)、公式X(旧ツイッター)による情報発信
60	宮崎市	有	本会議	有	本会議	有	本会議	・CATV及びインターネットによる議会中継 ・SNS(Facebook、Instagram)による情報発信 ・市民参加型プラットフォーム「宮崎市議会DXみやだん」を活用した議員プロフィールの公開、議員への相談機能を含めた広報等
61	鹿児島市	有	本会議	有	本会議	有	本会議、委員会(令和4年度分から対象)	・市議会だよりの音声版、点字版の発行 ・本会議の中継をモニターテレビ(市民ロビー、各支所)にて放映している。 ・市公式Xによる情報発信。
62	那覇市	有	本会議、予算決算常任委員会	有	本会議、予算決算常任委員会	有	本会議、委員会	ケーブルテレビ、市役所本庁舎内モニター

部活動の地域移行について

本特集は、長崎市を除く中核市 61 市のうち、同規模人口の中核市 25 市の「部活動の地域移行」について調査照会し、その結果を取りまとめたものです。

○調査の背景と目的

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、スポーツや文化及び科学等に親しませ、体力や技術の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場、そして活躍の場として、教育的意義を有してきた。

しかし、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化しており、また少子化の進行による影響で中学生生徒数の減少が加速する中、部活動の持続可能性という面で厳しさが増している。また、競技経験のない教職員が部活動の指導をせざるを得ない状況があることや、休日も含めた部活動の指導が求められるなど、教職員にとって大きな業務負担が続いていることも課題となっている。

このことから、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分に配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要がある。

国の動きとしては、平成 30 年 3 月に文部科学省が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定したことから、中央教育審議会や国会において、学校の働き方改革などの観点を含め、部活動を学校単位から地域単位の取組とすることが指摘されてきた。令和 2 年 9 月には、文部科学省の「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」により、令和 5 年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることが示され、令和 4 年 6 月及び 8 月には、これらの具体的な方策について、スポーツ庁及び文化庁に設置された部活動の地域移行に関する検討会議から各提言が示され、これを踏まえ、学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域クラブ活動への移行へ取り組むべく、同年 12 月には運動部及び文化部それぞれのガイドラインが統合され、全面的に改定されている。

生徒のスポーツ・文化芸術環境をめぐる状況は、地域によって異なるため、運営団体・実施主体の在り方をはじめ、地域クラブ活動の整備方法等は地域の実情に応じた多様な方法があることや、学校部活動の地域連携から取り組むなど段階的な体制整備を進めることが考えられ、また、休日の学校部活動の地域連携や地域移行の達成時期は、一律に定められておらず、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すことが示されるなど、部活動の地域移行については、国が示したガイドラインを基に各自治体で検討し、実施していくことになっている。

本市でも、中学校部活動の地域移行に向けた課題を整理し、地域や関係団体との連携の在り方についても検討しているところであり、今後、さらに取組を進めていく上での参考とするため、同規模中核市の実施状況の調査を行うものである。

○設問

問 1	市立中学校数・生徒数・部活動数・部活動加入者数（令和5年度末時点）	P50
問 2	部活動の地域移行に係る取組の進捗状況	P51
問 3	部活動の地域移行に特化した部署の設置状況	P52
問 4	地域移行に向けたガイドラインや指針等の策定状況	P53
問 5	地域クラブへの移行における市での認定	P54
問 6	休日の部活動を完全に地域クラブ活動に移行する目標年度	P55
問 7	休日の部活動を地域クラブ活動に完全に移行している団体数（部活動数）	P56
問 8	平日の地域移行の方向性	P57
問 9	部活動の地域移行の受け皿となっている団体	P58
問 10	指導者を確保するために活用している人材バンク等と運営主体	P59
問 11	地域移行後の活動にかかる費用負担	P60
問 12	地域移行後の活動中に発生した事故やけがの責任の所在	P61
問 13	指導者の資質向上のための取組	P62
問 14	地域移行に向けた課題（自由記載）	P63

(問1) 市立中学校数・生徒数・部活動数・部活動加入者数をご回答ください。
(令和5年度末時点)

番号	都市名	中学校数 (校)	生徒数 (人)	運動部活動数 (部)	運動部活動 加入者数 (人)	文化部活動数 (部)	文化部活動 加入者数 (人)
1	高崎市	25	9,324	17	6,074	13	2,179
2	川越市	22	8,799	216	5,884	61	1,889
3	柏市	21	10,295	約250	約6,600	約70	約1,100
4	横須賀市	23	8,467	307	5,319	78	1,663
5	富山市	25	9,595	414	6,093	92	2,110
6	金沢市	24校1分校	10,864	226	6,686	82	2,642
7	長野市	24	8,855	159	4,056	84	2,133
8	岐阜市	23	9,607	213	4,940	26	1,620
9	豊橋市	22	10,271	286	6,891	56	2,126
10	岡崎市	67	32,272	212	7,737	20	2,838
11	一宮市	19	10,287	253	8,151	47	1,107
12	豊田市	28	11,955	227	4,494 ※3年生を除く	85	2,099 ※3年生を除く
13	豊中市	17	9,889	245	6,223	68	1,071
14	吹田市	18	8,691	166	5,057	68	2,167
15	枚方市	19	9,878	280	6,410	63	1,844
16	東大阪市	25	10,042	321	5,856	99	2,163
17	尼崎市	17	9,491	190	4,454	69	2,222
18	西宮市	20	10,888	283	6,663	149	2,706
19	和歌山市	18	7,150	217	3,922	84	1,680
20	倉敷市	26	12,686	310	7,782	72	2,316
21	福山市	32	11,339	226	7,130	99	2,236
22	高松市	24	10,660	204	6,755	88	2,624
23	松山市	29	11,902	286	6,682	100	2,491
24	大分市	28	12,535	437	6,693	50	1,873
25	宮崎市	25	9,806	247	5,279	48	6,709
26	長崎市	36	8,157	290	4,482	48	1,089

(問2) 部活動の地域移行に係る取組を進めていますか。

ア 進めている イ 検討中 ウ 進めていない

番号	都市名	回答
1	高崎市	進めていない
2	川越市	進めている
3	柏市	進めている
4	横須賀市	検討中
5	富山市	進めている
6	金沢市	進めている
7	長野市	進めている
8	岐阜市	進めている
9	豊橋市	進めている
10	岡崎市	進めている
11	一宮市	進めている
12	豊田市	進めている
13	豊中市	進めている
14	吹田市	進めていない
15	枚方市	進めている
16	東大阪市	検討中
17	尼崎市	進めている
18	西宮市	進めている
19	和歌山市	進めている
20	倉敷市	検討中
21	福山市	進めている
22	高松市	進めている
23	松山市	進めている
24	大分市	進めている
25	宮崎市	進めている
26	長崎市	進めている

(問3) 部活動の地域移行に特化して、新たに設置した部署はありますか。

ア ある イ ない

→ア あるの場合、部署名を教えてください。
(例：〇〇部 部活動地域移行推進室)

番号	都市名	回答	部署名
1	高崎市	ない	
2	川越市	ない	
3	柏市	ない	
4	横須賀市	ない	
5	富山市	ない	
6	金沢市	ない	
7	長野市	ない	
8	岐阜市	ある	ぎふ魅力づくり推進政策課部活動地域移行推進係
9	豊橋市	ない	
10	岡崎市	ない	
11	一宮市	ない	
12	豊田市	ない	設置検討中
13	豊中市	ない	
14	吹田市	ない	
15	枚方市	ない	
16	東大阪市	ない	
17	尼崎市	ない	
18	西宮市	ある	学校教育課 部活動地域移行推進チーム
19	和歌山市	ない	
20	倉敷市	ない	
21	福山市	ない	
22	高松市	ない	
23	松山市	ない	
24	大分市	ない	
25	宮崎市	ない	
26	長崎市	ない	

（問４）地域移行に向けて、ガイドラインや指針等を定めていますか。

ア 定めている イ 定めていない

→ア 定めているの場合、名称を教えてください。

番号	都市名	回答	名称
1	高崎市	定めていない	
2	川越市	定めていない	
3	柏市	定めている	令和２年度に部活動改革の計画を作成。地域クラブの活動時間等は、市の「部活動のあり方に関するガイドライン」に準じている。
4	横須賀市	定めていない	
5	富山市	定めていない	
6	金沢市	定めていない	
7	長野市	定めている	「長野市立中学校部活動運営について」、「長野市立中学校運動部活動の地域クラブ活動への移行推進計画」、「長野市立中学校文化部活動の地域クラブ活動への移行推進計画」
8	岐阜市	定めている	岐阜市休日部活動地域移行推進計画、岐阜市地域クラブ活動指針
9	豊橋市	定めていない	
10	岡崎市	定めていない	
11	一宮市	定めていない	
12	豊田市	定めている	令和６年９月に策定予定
13	豊中市	定めていない	策定に向け、準備を進めている。
14	吹田市	定めていない	
15	枚方市	定めていない	
16	東大阪市	定めていない	
17	尼崎市	定めていない	
18	西宮市	定めている	西宮型部活動地域移行 基本構想
19	和歌山市	定めていない	
20	倉敷市	定めていない	
21	福山市	定めていない	
22	高松市	定めていない	
23	松山市	定めていない	
24	大分市	定めていない	
25	宮崎市	定めている	ガイドラインは作成中。宮崎市部活動地域連携・移行方針は作成済み。
26	長崎市	定めている	長崎市地域クラブ活動指針

（問５）地域クラブへの移行の際、市で認定を行っていますか。

ア 認定している イ 認定していない

→ア 認定しているの場合、具体的な方法を教えてください。

番号	都市名	回答	具体的な方法
1	高崎市	認定していない	
2	川越市	認定していない	
3	柏市	認定している	市内21校、全競技での地域移行を目指し、その全てを統括する運営団体を令和4年度に募集した。プロポーザルの末、最優秀提案者となった団体が現在、地域クラブの運営を行っている。
4	横須賀市	認定していない	
5	富山市	認定している	地域クラブが中体連の大会に出場する場合は、県中体連の基準では「1年以上の活動実績」が条件となるが、市教育委員会が承認した地域クラブであればその条件を満たさなくても出場が可能となる。そのための認定条件は、 ①継続的な指導者が確保されていること。ただし、兼職兼業等の教員が単独で指導している場合については、校長はその教員が異動した際の対応について確認をしておくこと。 ②安定的・持続的に地域クラブ活動を運営する団体が整っていること。 ③指導者に対する謝礼や保険料等を受益者の保護者が負担することについて理解が得られていること。 以上の条件を富山市中学校長会と共有し、学校に申し出のあったクラブについて校長会で協議・承認した上で市教育委員会が承認するという手順をとっている。
6	金沢市	認定していない	
7	長野市	認定していない	
8	岐阜市	認定していない	認定ではなく、団体の登録を行っている。
9	豊橋市	認定していない	
10	岡崎市	認定していない	
11	一宮市	認定している	実施団体への説明会を実施した後、活動計画や登録指導者等を記入した参入用紙を市に提出してもらい、認定している。
12	豊田市	認定していない	
13	豊中市	認定していない	認定に向けて準備を進めている。
14	吹田市	認定していない	
15	枚方市	認定していない	
16	東大阪市	認定していない	
17	尼崎市	認定していない	
18	西宮市	認定している	検討中
19	和歌山市	認定していない	
20	倉敷市	認定していない	
21	福山市	認定していない	
22	高松市	認定していない	
23	松山市	認定していない	
24	大分市	認定していない	
25	宮崎市	認定していない	まだ、総括する組織を設立準備中であり、設立後に認定していく予定である。
26	長崎市	認定している	クラブの組織に関すること（9項目）、クラブの活動方針や指導方針に関すること（4項目）を「長崎市地域クラブ認定要件確認書」で示し、すべて満たした活動を行う地域のクラブを、長崎市地域クラブとして認定することとしている。

(問6) 部活動について、休日は完全に地域クラブ活動に移行する目標年度を定めていますか。

- ア 定めている
イ 定めていない
ウ 休日は地域クラブ活動に完全移行済み

→ア・ウの場合、目標年度または移行年度を教えてください。

番号	都市名	回答	目標年度または移行年度
1	高崎市	定めていない	
2	川越市	定めていない	
3	柏市	定めている	令和6年度
4	横須賀市	定めていない	
5	富山市	定めている	令和8年度
6	金沢市	定めていない	
7	長野市	定めている	運動→令和7年度、文化→令和8年度
8	岐阜市	定めている	令和7年度
9	豊橋市	定めている	令和7年度
10	岡崎市	定めている	令和11年度
11	一宮市	定めていない	
12	豊田市	定めている	令和8年度
13	豊中市	定めていない	
14	吹田市	定めていない	
15	枚方市	定めていない	
16	東大阪市	定めていない	
17	尼崎市	定めていない	
18	西宮市	定めている	令和8年度
19	和歌山市	定めていない	
20	倉敷市	定めていない	
21	福山市	定めていない	
22	高松市	定めていない	
23	松山市	定めていない	
24	大分市	定めている	令和11年度
25	宮崎市	定めている	令和8年度
26	長崎市	定めている	令和9年度

(問7) 休日の部活動について、地域クラブ活動に完全に移行している団体数
(部活動数) はいくつありますか。

番号	都市名	回答(団体)
1	高崎市	0
2	川越市	0
3	柏市	150
4	横須賀市	0
5	富山市	不明
6	金沢市	1
7	長野市	49
8	岐阜市	134
9	豊橋市	0
10	岡崎市	0
11	一宮市	0
12	豊田市	0
13	豊中市	0
14	吹田市	0
15	枚方市	0
16	東大阪市	0
17	尼崎市	0
18	西宮市	2
19	和歌山市	0
20	倉敷市	0
21	福山市	5
22	高松市	0
23	松山市	0
24	大分市	0
25	宮崎市	0
26	長崎市	10

(問8) 平日の地域移行について方向性は決まっていますか。

ア 決まっている イ 決まっていない

→ア 決まっているの場合、具体的な内容を教えてください。

番号	都市名	回答	具体的な内容
1	高崎市	決まっていない	
2	川越市	決まっていない	
3	柏市	決まっている	平日部活動の地域移行については、国や県の動向を注視しながら進めていくが、「部活動のあり方に関するガイドライン」を通して、完全下校を17:00とすることや平日の部活動の内、1日を体力づくり部のように合同で行うなど、教職員の負担軽減を図ることを検討している。
4	横須賀市	決まっていない	
5	富山市	決まっていない	
6	金沢市	決まっていない	
7	長野市	決まっている	運動部活動については令和7年度末、文化部活動については令和8年度末までに、平日も含めた部活動の発展的転換を目指している。
8	岐阜市	決まっていない	
9	豊橋市	決まっていない	
10	岡崎市	決まっていない	
11	一宮市	決まっていない	
12	豊田市	決まっている	
13	豊中市	決まっていない	
14	吹田市	決まっていない	
15	枚方市	決まっていない	
16	東大阪市	決まっていない	
17	尼崎市	決まっていない	
18	西宮市	決まっていない	
19	和歌山市	決まっていない	
20	倉敷市	決まっていない	
21	福山市	決まっていない	
22	高松市	決まっていない	
23	松山市	決まっていない	
24	大分市	決まっていない	
25	宮崎市	決まっている	平日も含め、完全移行をすることは決めているが時期はまだ未定である。
26	長崎市	決まっていない	

(問9) 部活動の地域移行の受け皿はどのような団体ですか。
 移行中・移行前の場合は想定している団体に○をつけてください。(複数可)
 その他の場合、具体的な内容を教えてください。

番号	都市名	総合地域型スポーツクラブ	保護者会	民間事業者	競技団体	文化芸術団体	プロチーム	その他	その他の具体的な内容
1	高崎市	○		○	○	○		○	スポーツ少年団
2	川越市	○		○	○	○			
3	柏市			○					
4	横須賀市							○	未定
5	富山市		○		○	○			
6	金沢市	○		○	○	○	○		
7	長野市	○		○	○	○	○		
8	岐阜市	○	○						
9	豊橋市	○		○		○		○	市が実施主体となるスポーツ・文化芸術教室
10	岡崎市			○				○	NPO団体
11	一宮市				○	○	○	○	指導を希望する教職員クラブ
12	豊田市							○	地域学校共働本部
13	豊中市							○	ガイドラインや指針と同様に検討中
14	吹田市	未回答							
15	枚方市			○				○	現在の枠組みでは競争入札による委託で試行実施のための運営団体を決定するため。
16	東大阪市	○			○		○		
17	尼崎市			○	○	○			
18	西宮市							○	検討中
19	和歌山市	○		○	○	○			
20	倉敷市	○	○	○	○	○	○	○	部活動指導員が部活を移行して立ち上げるクラブ・私立高校・既存の地域クラブ・新設のクラブ
21	福山市				○				
22	高松市	○	○	○	○	○	○		
23	松山市	○	○	○	○	○	○		
24	大分市	○		○	○	○		○	団体の設立について検討中
25	宮崎市	○	○	○	○	○			
26	長崎市	○	○	○	○	○	○		

(問10) 指導者を確保する際に活用している人材バンク等とその運営主体を教えてください。
 活用前であっても、現在予定しているものがあればご回答ください。
 (例：〇〇システム (運営：△△県))

番号	都市名	回答
1	高崎市	高崎市部活動指導員人材バンクへの登録。(高崎市)
2	川越市	検討中
3	柏市	運営団体HPにて募集。教職員や外部指導者への案内文配付。地域にある競技団体への協力要請等を行っている。 上記募集方法では足りない場合、千葉県教育委員会(ちばクラスポ)を活用している。
4	横須賀市	
5	富山市	
6	金沢市	未定
7	長野市	(仮称) 信州地域クラブ活動指導者リスト (運営：長野県)
8	岐阜市	岐阜県地域クラブ指導者人材バンク (運営：岐阜県)
9	豊橋市	人材バンクシステム (愛知県)
10	岡崎市	
11	一宮市	あいち地域クラブ活動人材バンク (運営：愛知県)
12	豊田市	あいち地域クラブ活動人材バンク (運営：愛知県)
13	豊中市	市や府で指導員の公募を行い、学校へマッチングを行っている。 人材バンク等は今後検討。
14	吹田市	
15	枚方市	なし
16	東大阪市	未定
17	尼崎市	なし
18	西宮市	検討中
19	和歌山市	
20	倉敷市	おかやまスポーツナビ (運営：岡山県)
21	福山市	各競技の協会等と連携して、指導者の確保に取り組んでいる。
22	高松市	地域クラブ活動等指導者人材バンク「クラサポかがわ」 (運営：香川県)
23	松山市	・公認スポーツ指導者マッチング (運営：日本スポーツ協会) ・えひめマナビィ人材データバンク (運営：愛媛県)
24	大分市	現在、大分市教育委員会で運用中の外部指導者人材バンクを地域移行にむけて活用することを検討中。
25	宮崎市	宮崎市独自で人材バンクをつくり、活用している
26	長崎市	【運動部】①指導者エントリーシステム (運営：長崎県教育委員会体育保健課) ②仮称：指導者人材バンク (運営：長崎市市民生活部スポーツ振興課) 【文化部】長崎県文化活動指導者等人材リスト (長崎県教育委員会学芸文化課)

(問11) 地域移行後、活動に係る費用は誰が負担しますか。検討中の場合であっても、
 予定している内容があれば○をつけてください。(複数可)
 その他の場合、具体的な内容を教えてください。

番号	都市名	保護者負担	自治体負担	企業版ふるさと納税を導入し、費用負担に充てる	基金を創設し、企業・個人から寄付を募り費用負担に充てる	その他	未定	その他の具体的な内容
1	高崎市						○	
2	川越市						○	
3	柏市	○				○		困窮世帯については年間登録料と月会費を市が補助している。
4	横須賀市						○	
5	富山市	○						
6	金沢市						○	
7	長野市	○				○		長野市子ども未来部の事業として、令和5年度の実証を経て、令和6年度より市内の児童・生徒が各種体験や習い事、地域クラブ活動等に使える電子クーポンを一人あたり年間3万円分配付している。
8	岐阜市	○	○					
9	豊橋市	○						
10	岡崎市	○	○					
11	一宮市	○						
12	豊田市		○					
13	豊中市	○						
14	吹田市	未回答						
15	枚方市						○	
16	東大阪市						○	
17	尼崎市	○	○					
18	西宮市	○					○	受益者負担として検討しているが、詳細は検討中
19	和歌山市	○	○					
20	倉敷市	○						
21	福山市	○						
22	高松市	○						
23	松山市	○	○					
24	大分市	○	○					
25	宮崎市	○※	○※	○※	○※			※検討中であり、現在の構想である
26	長崎市	○						

(問12) 地域移行後、部活動中に発生した事故やけがの責任の所在は基本的にどこになりますか。検討中の場合であっても、予定しているものがあればご回答ください。

ア 行政 イ 運営団体 ウ 保護者 エ 指導者 オ その他 カ 未定

→オ その他の場合、具体的な内容を教えてください。

番号	都市名	回答	具体的な内容
1	高崎市	運営団体	
2	川越市	未定	
3	柏市	運営団体	運営団体、指導者、参加生徒それぞれ保険に加入している。
4	横須賀市	未定	
5	富山市	その他	運営団体または保護者。保険の加入を団体として行うか、個人として行うかによる。
6	金沢市	未定	
7	長野市	運営団体	
8	岐阜市	運営団体	
9	豊橋市	運営団体	
10	岡崎市	運営団体	
11	一宮市	運営団体	
12	豊田市	行政	
13	豊中市	未定	
14	吹田市	未回答	
15	枚方市	未定	
16	東大阪市	未定	
17	尼崎市	運営団体	
18	西宮市	未定	
19	和歌山市	未定	
20	倉敷市	運営団体	
21	福山市	保護者	
22	高松市	運営団体	
23	松山市	運営団体	
24	大分市	運営団体	
25	宮崎市	未定	
26	長崎市	運営団体	

(問13) 指導者の資質向上のためにどのような取組を行っていますか。
検討中の場合であっても、予定している内容があればご回答ください(複数回答可)。

ア 自治体が独自に研修会を開催している イ スポーツ協会主催の研修会を義務付けている
ウ 競技団体主催の研修会を義務付けている エ 特になし オ その他 カ 未定

→アの場合、年間の開催回数を教えてください。

→オ その他の場合、具体的な内容を教えてください。

番号	都市名	自治体が独自に研修会を開催している	自治体独自研修の年間開催回数	スポーツ協会主催の研修会を義務付けている	競技団体主催の研修会を義務付けている	特になし	その他	未定	その他の具体的な内容
1	高崎市	○	2						
2	川越市							○	
3	柏市						○		運営団体主催の指導員研修を実施。(活動理念、安全管理、危機管理、コーチング論等)
4	横須賀市							○	
5	富山市							○	
6	金沢市							○	
7	長野市	○	2				○		市スポーツ協会主催の指導者研修会への参加を推奨している
8	岐阜市						○		岐阜県及び岐阜県スポーツ協会が実施する「指導者育成研修会」に出席するよう、促している。
9	豊橋市	○	1						
10	岡崎市						○		自治体独自の研修会の開催、スポーツ協会主催の研修会の義務付け、競技団体主催の研修会の義務付けを検討中
11	一宮市	○	1						
12	豊田市	○	2					○	オンデマンドでの動画視聴による研修も予定
13	豊中市	○	1						
14	吹田市					○			
15	枚方市	○※		○※	○※				※すべて予定
16	東大阪市	○	2						
17	尼崎市					○			
18	西宮市							○	
19	和歌山市					○			
20	倉敷市	○	不明						
21	福山市					○			
22	高松市							○	
23	松山市	○	1						
24	大分市	○	10						
25	宮崎市	○	2						
26	長崎市	○	5						

(問14) 地域移行に向けた課題があればご回答ください。

番号	都市名	回答
1	高崎市	学校部活動、中体連との関連に課題を感じる。
2	川越市	運営主体、実施主体に係る内容、受益者負担に係る内容、部活動地域移行に係る行政の組織体制
3	柏市	大会の参加・運営について部活動と完全に切り離すことができないため、完全な地域移行とならない点。 施設の使用に関する調整の難しさ。
4	横須賀市	・指導者の確保 ・運営主体の確保 ・必要経費の確保 ・練習場所の確保
5	富山市	・指導者の確保 ・運営主体の確保 ・謝金等の運営費が受益者負担であることへの理解
6	金沢市	
7	長野市	・学校施設の開放について（セキュリティ、鍵の貸出、利用調整等） ・指導者の確保について ・活動場所への移動手段（中山間地）
8	岐阜市	・地域クラブ活動を実施するための十分な地域指導者を確保できていないこと ・文化地域クラブの活動において、休日に校舎内を使用することにおけるセキュリティ面の課題
9	豊橋市	平日も移行した場合の中小体連の大会の運営や、移行したことによる子どもの大会出場の機会の確保
10	岡崎市	
11	一宮市	・指導者の確保 ・運営主体の確保 ・制度の理解や周知 ・事務局業務の負担軽減
12	豊田市	人材の確保、組織体制の強化、学校施設の活用など
13	豊中市	地域に受け皿がない。17校規模の本市では、移行先も相当数確保しないといけないので、難しい。本市は担当が1名しかおらず、業務負担が大きい。予算がない。
14	吹田市	本市では、地域移行ではなく、外部委託を活用した地域連携（部活動の形態を残したまま指導者を配置）を進めている。
15	枚方市	
16	東大阪市	・予算の確保 ・指導者の確保 ・運営主体の確保 ・部活動改革にかかる地域の理解
17	尼崎市	指導者確保、財源
18	西宮市	経済的困窮家庭に対する支援のあり方をはじめ、多くの課題がある。
19	和歌山市	（１）地域連携・地域移行の方法について（２）受け皿となる地域スポーツクラブ、文化芸術団体の不足（３）指導者の不足（４）参加生徒の受益者負担（５）活動場所の確保（６）学校施設の利用（７）活動場所までの生徒の移動方法（８）地域連携・地域移行の周知
20	倉敷市	・部活動がある以上、新規クラブの活動場所が確保できない。 ・文化部はセキュリティ上、学校施設の開放がしにくい。
21	福山市	・会場の確保 ・指導者の数と質の確保 ・持続可能な収支構造の構築
22	高松市	・指導者謝金の確保 ・活動場所の確保
23	松山市	・受け皿となる実施団体や競技の専門性を備えた指導者の確保 ・顧問教員・地域団体・指導者の役割分担の明確化 ・学校施設の使用時におけるルールの整備 ・恒久的な実施に向けた費用負担の在り方
24	大分市	受け皿団体の確保
25	宮崎市	・指導者の確保 ・運営主体の確保 ・制度の理解や周知
26	長崎市	・指導者の確保 ・運営主体の確保 ・制度の理解や周知

議長会等の動き

(令和6年7月上旬～令和6年8月下旬)

- | | |
|---------|--|
| 会 議 名 | 全国市議会議長会第237回理事会 |
| 開催月日・場所 | 7月2日 東京都 砂防会館別館 |
| 概 要 | 総務省地域力創造審議官 山越 伸子氏による「地域力創造の取組について」の講演が行われた。
事務報告、地方行政委員会をはじめとする7委員会から本年度の活動方針等について説明がなされた。
また、骨太の方針2024、第19回全国市議会議長会研究フォーラムin盛岡、今後の主要会議開催予定について説明がなされた。 |
-
- | | |
|---------|---|
| 会 議 名 | 全国市議会議長会特定第三種漁港協議会定期総会 |
| 開催月日・場所 | 7月11日 八戸市 八戸グランドホテル |
| 概 要 | 事務報告、令和5年度歳入歳出決算、令和6年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）、国に対する要望書（案）、次期定期総会開催地等について協議が行われ異議なく了承又は決定された。 |
-
- | | |
|---------|--|
| 会 議 名 | 全国水産都市三団体連絡協議会総会 |
| 開催月日・場所 | 7月19日 東京都 商工会館 |
| 概 要 | 令和5年度事業報告、令和6年度歳入歳出決算、令和6年度事業計画（案）、令和6年度歳入歳出予算（案）、令和6年度国に対する要望書（案）について、いずれも承認又は決定した。 |
-
- | | |
|---------|--|
| 会 議 名 | 長崎県市議会議長会臨時総会 |
| 開催月日・場所 | 8月21日 佐世保市 セントラルホテル佐世保 |
| 概 要 | 令和6年度事務報告（前期）、令和7年度各市負担金、令和7年度役員の改選及び推薦、令和7年度長崎県市議会議長会等の会議の開催計画、令和6年度長崎県市議会議長会の行政視察について了承されるとともに、下記のとおり、各市からの提出議案25件について |

審議し、異議なく採択した。

なお、採択された各議案を集約した「西九州地域の交通網の整備促進について」及び「離島振興について」の2件を、10月29日に宮崎市で開催される九州市議会議長会第3回理事会（臨時総会代行）への長崎県13市共同提出議案とすることに決定した。

記

（議案）

- 1 都市財政の充実強化について（長崎市）
- 2 交通網の整備促進について（長崎市）
- 3 西九州自動車道の整備促進について（佐世保市）
- 4 一般国道205号の整備促進について（佐世保市）
- 5 九州新幹線西九州ルート of 着実な整備及びJ R 佐世保線等の輸送改善について（佐世保市）
- 6 高規格道路「島原道路」の早期整備について（島原市）
- 7 災害に強いまちづくりの推進について（島原市）
- 8 一般国道（34号・57号）の早期整備について（諫早市）
- 9 九州新幹線西九州ルート（新島栖～武雄温泉間） of フル規格による整備促進について（諫早市）
- 10 有明海沿岸道路（鹿島諫早間） of 整備について（諫早市）
- 11 幹線道路等の早期整備について（大村市）
- 12 九州新幹線西九州ルート of 全線フル規格による整備等について（大村市）
- 13 地域医療における医師確保対策について（平戸市）
- 14 鷹島神崎遺跡の保存と活用について（松浦市）
- 15 西九州自動車道の整備促進について（平戸市、松浦市）
- 16 道路の整備について（対馬市）
- 17 有人国境離島法の確実な延長及び支援制度の拡充について（佐世保市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市）
- 18 離島航路におけるジェットフォイルの更新について（対馬市、壱岐市、五島市）
- 19 空港の整備等について（壱岐市）
- 20 海洋再生可能エネルギーによる島づくりの支援について（五島市）

- 21 福江空港の機能強化について (五島市)
- 22 道路交通網の整備促進について (西海市)
- 23 道路交通網の整備促進について (雲仙市)
- 24 島原半島南西部の幹線道路整備について (南島原市)
- 25 九州西岸軸構想とその中核となる島原・天草・長島架橋構想の
推進について (島原市、南島原市)

委員会だより

(令和6年6月～令和6年8月)

※定例会中の常任委員会を除く。

【議会運営委員会】

開催日 6月20日

事 件 1 追加付議事件について
2 追加議案の委員会付託分類について
3 請願の取扱いについて
4 陳情の取扱いについて

概 要 1 について説明を受け、了承した。
2 から 4 についてそれぞれ協議し、決定した。

開催日 6月26日

事 件 1 追加付議事件について
2 追加議案の委員会付託分類について
3 議員派遣について

概 要 1 及び 3 について説明を受け、了承した。
2 について協議し、決定した。

開催日 8月23日

事 件 1 令和6年第3回長崎市議会定例会について
2 令和6年第3回長崎市議会定例会の運営について
3 議会制度検討会からの中間答申について
4 タブレット端末活用検討会からの報告について
5 サイドボックス掲載データの削除について

概 要 1、4 及び 5 について説明を受け、了承した。
2 について協議し、決定した。
3 について確認した。

〔行政視察〕

派遣委員	出張期間	視察都市等・調査項目
山谷よしひろ、梅元 建治 五輪 清隆、平 たけし 武次 良治、林 広文 吉原 孝、毎熊 政直 相川 和彦	7月22日 ～24日	姫路市：議会活性化の取組状況 和泉市：議会活性化の取組状況

【防災対策特別委員会】

開催日 6月28日
 事件 防災対策の現状と課題について
 概要 上記事項について、庁舎7階災害対策本部の現地調査を行い、理事者から説明を受け、質疑を行った。

開催日 8月21日
 事件 都市の防災機能の向上について
 概要 上記事項について、九州電力送配電株式会社から参考人を招致し、意見交換を行うとともに、理事者から説明を受け、質疑を行った。

〔行政視察〕

派遣委員	出張期間	視察都市等・調査項目
梅原 和喜、井上 重久 梅本けいすけ、中西 敦信 森きょうへい	7月16日 ～18日	仙台市：・仙台市災害時受援計画・応援計画 ・水道施設の地震対策 いわき地方振興局：いわき市内における被災・復興 の状況（小名浜漁港を含む）
澤勢みずき、竹田 雄亮 久 八寸志、向山 宗子 山崎 猛	7月17日 ～19日	岡山市：・西日本豪雨災害の対応及びその後の 防災対策 ・旭川水害タイムライン 神戸市：・防災対策（地震・津波対策、風水害 対策等） ・災害対応のDX化

【部活動のあり方検討特別委員会】

開催日 6月28日
 事件 中学校部活動地域連携（合同部活動・拠点校部活動）について
 概要 上記事項について、理事者から説明を受け、質疑を行った。

開催日 8月28日
 事件 本市の地域クラブ活動の現状について（現地調査を含む。）
 概要 上記事項について、地域クラブ橘の現地調査を行い、意見交換を行った。

〔行政視察〕

派遣委員	出張期間	視察都市等・調査項目
柿田 正、浅田 真五 高橋 佳子、福澤 照充	7月16日 ～18日	豊田市：部活動の地域移行 掛川市：部活動の地域移行 静岡市：部活動の地域移行
池田 章子、大石ふみき 木森 俊也、筒井 正興	7月16日 ～18日	岐阜市：部活動の地域移行 彦根市：部活動の地域移行 神戸市：部活動の地域移行

【地域公共交通対策特別委員会】

開催日 6月28日

事 件 現在の公共交通の取組状況とその効果について（現地調査を含む。）

概要 上記事項について、矢上バス停及び長崎県営バス東長崎営業所の現地調査を行い、理事者から説明を受け、質疑を行った。

開催日 8月26日

事 件 地域公共交通対策について（乗務員の皆さんとの意見交換）

概要 上記事項について、長崎バスグループ労働組合、長崎交通労働組合、長崎電気軌道労働組合、長崎地方ハイヤー・タクシー労働組合連合会から参考人を招致し、意見交換を行うとともに、理事者に対し質疑を行った。

〔行政視察〕

派遣委員	出張期間	視察都市等・調査項目
山本 信幸、岩永 敏博 永尾 春文、山口まさよし 山下 巖記	7月24日 ～26日	池田市：オールドニュータウンにおける 超低負荷型M a a S NPO法人くちない：NPO法人くちない
中山 大、都留やすとし 野口 達也、平野 剛 山口たかゆき	7月10日 ～12日	春日井市：春日井市地域公共交通計画 小松市：小松市ライドシェア「i - C h a n」の 運行

図書室だより

(令和6年6月～令和6年8月)

新刊図書

図 書 名	編 著 者 名	発 行 所
未来の自治体論 デジタル社会と地方自治	今井 照	第一法規
自治を担う「フォーラム」としての議会 政策実現のための質問・質疑	江藤 俊昭	イマジン出版
地域の特色がよくわかる！ 47 都道府県おもしろ条例図鑑	長嶺 超輝	旬報社
人口減少・少子高齢化社会の政策課題	清家 篤 西脇 修	中央経済社
ガストロノミーツーリズム 食文化と観光地域づくり	尾家 建生 高田 剛司 杉山 尚美	学芸出版社
ハラスメントがおきない職場のつくり方 ～ケアリング・ワークプレイス入門	中川 瑛	大和書房

調 査 資 料 報

〔令和6年9月〕

編集・発行 長崎市議会事務局議事調査課

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号

TEL (095) 829-1200

FAX (095) 829-1199